

大学院学生の手引

令和4（2022）年度入学生用

本冊子に記載されたカリキュラムは
あなたが修了するまで適用されます



信州大学大学院総合理工学研究科

（伊那キャンパス）

目

次

1. 信州大学・総合理工学研究科の 理念と目標…………… 1	(5) 休学・退学
2. 信州大学大学院・総合理工学研究科 「学位授与の方針」 「教育課程編成・実施の方針」…………… 2	(6) 学籍情報入力
3. 農学専攻・生命医工学専攻の理念と目標 「学位授与の方針」 「教育課程編成・実施の方針」…………… 4	(7) 実習・調査等における学生の自家用車 の使用について
4. 履修要項…………… 6	(8) 就 職
(1) 修了要件	(9) 課外活動
(2) 単位	(10) 海外渡航届
(3) 履修方法及び履修登録手続	(11) 登山届
(4) 授業方法等	(12) 学生証等の携帯, 再発行
(5) 成績評価	(13) 住 居
(6) 修士論文等の提出時期等	(14) アルバイト
(7) 修了生が取得可能な免許	(15) その他
5. 所属教員一覧…………… 8	14. 学生教育研究災害傷害保険及び 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任 保険への加入手引…………… 37
6. 専攻別の修了要件及び授業科目一覧	15. 講義室・学生ラウンジ使用の手引…………… 39
農学専攻…………… 9	16. 信州大学附属図書館 農学部図書館利用の手引…………… 40
生命医工学専攻…………… 15	17. 体育館使用の手引…………… 42
7. 信州大学総合理工学研究科及び 総合医理工学研究科研究指導計画等に 関する取扱要項…………… 19	18. 福利厚生施設利用の手引き…………… 43
研究指導計画書・報告書	19. 実習宿泊施設利用の手引…………… 44
8. 信州大学大学院総合理工学研究科 学位論文等審査及び最終試験並びに 修了判定実施要項…………… 21	20. 野外調査の届け出について…………… 45
9. 修士論文関係様式等…………… 22	21. 伊那キャンパス構内における火気使用 についての申し合わせ…………… 47
修士学位論文等審査申請書	22. 緊急事態対応の手引…………… 48
論文題目登録方法及び申請書作成方法	23. 伊那キャンパス配置図…………… 49
修士論文作成要領	24. 位置図…………… 50
10. 信州大学大学院総合理工学研究科 修士論文評価基準…………… 26	25. 信州大学大学院学則…………… 51
11. 信州大学大学院総合理工学研究科における 長期履修学生制度の取扱要項…………… 27	26. 信州大学学位規程…………… 64
12. 学生の表彰及び懲戒について…………… 28	27. 信州大学大学院総合理工学研究科規程・68
13. 学生生活関係…………… 31	28. 信州大学学生生活に関する通則…………… 81
(1) 授業料・授業料免除・奨学金	29. 信州大学における学生の懲戒に関する 規程…………… 82
(2) 学生向け情報の掲示及びメール	30. 外国の大学院等において修得した単位 の認定に関する取り扱い要項…………… 85
(3) 証明書・学生旅客運賃割引証	31. 位置及び沿革…………… 86
(4) 保健・メンタルヘルス	32. ハラスメント(嫌がらせ)にあったら・87

1. 信州大学・総合理工学研究科の理念と目標



信州大学の理念

信州大学は、

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

信州大学は、

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、

自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、

その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。



信州大学の目標

信州大学は、

その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

(教育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

(研究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

(地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的な課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

(国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。



総合理工学研究科の理念と目標

総合理工学研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、それぞれの専門分野において社会に資する有為な人材を育成するための教育・研究を推進します。

幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人を養成することを教育・研究の理念とします。

本研究科は、高度な専門知識・技術および周辺分野の課題にも対応した応用力・俯瞰力と批判的思考力をもつ高度専門職業人、創造性豊かな研究者、および環境調和社会を支える知的素養と倫理観を備えた人材を養成することを教育・研究目標とします。

2. 信州大学大学院・総合理工学研究科 「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」



学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

信州大学大学院

信州大学大学院では、俯瞰力と独創力を備え、持続可能な価値社会を創造する質の高い高度専門職業人や、先端的研究を推進する人材を養成するために、以下のように各課程の学位授与方針を定める。

1. 修士課程にあつては、広い視野に立って精深な学識を持ち、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を修得している。
2. 博士課程にあつては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得している。
3. 専門職学位課程にあつては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を修得している。

総合理工学研究科

総合理工学研究科では、以下の知識と能力等を十分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に合う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 人類、社会の平和的・持続的発展のために、研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力



教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

信州大学大学院

大学院課程における教育課程編成の方針

1. 信州大学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
2. 信州大学大学院は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

大学院課程における教育課程実施の方針

1. 信州大学大学院は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。
2. 信州大学大学院は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 信州大学大学院は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、学位授与の方針に基づき各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。

【評価方法】

- ・ 講義科目においては、理解度を見る筆記試験やレポート、参加度により、授業達成目標への到達度を判定します。
 - ・ 演習、実験、実習、実技科目においては、試験やレポートに加え、参加度や発表内容、実技等を通して、授業達成目標への到達度を判定します。
 - ・ 授業達成目標への到達度は、可能な限り複数の評価手段によって判定します。
4. 信州大学大学院は、修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。

総合理工学研究科

総合理工学研究科は、高度専門職業人、研究者等に必要とされる高度な専門知識・技能、倫理観、実践力、情報収集・分析能力、情報発信能力及び批判的思考力を身につけることを目標として、学位論文の作成を中心に、講義、演習、実験、実習等からなる専門性の高いカリキュラムを策定しています。カリキュラムの実施にあたってはコースワークから学位論文作成へ有機的につながる体系的な教育を行います。加えて、本研究科が幅広い学問分野により構成されているという利点を生かして、分野・専攻を超えた学際的な共通科目を設定することで、高い専門性と総合性のバランスを確保し、深い専門性と近傍分野における課題解決についての応用力や理工学系領域全体に対応する俯瞰力も養成します。

また、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、学位授与の方針に基づき各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。

【評価方法】

- ・ 講義科目においては、理解度を見る筆記試験やレポート、参加度により、授業達成目標への到達度を判定します。
- ・ 演習、実験、実習、実技科目においては、試験やレポートに加え、参加度や発表内容、実技等を通して、授業達成目標への到達度を判定します。
- ・ 授業達成目標への到達度は、可能な限り複数の評価手段によって判定します。

修士学位論文審査体制を充実させ、厳格で透明な論文審査を行い修了判定を実施します。

3. 農学専攻及び生命医工学専攻の理念と目標 「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」



農学専攻の教育・研究の理念と目標

本専攻は、環境と調和した持続的生産に基づく、より豊かな人間社会を築くため、生命、食料、環境を支える農学分野における幅広い体系的な基礎学力、実践的技術力と研究開発能力を備え、イノベーション創出に資する科学者・高度専門人材を養成することを教育・研究の理念とします。

本専攻は、自然環境と共生し得る農学の学際的先端領域を開拓し、実践的技術力及び創造性豊かな研究開発能力を備えた人材を養成することを教育・研究の目標とします。



農学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

農学専攻では、研究科および農学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野・ユニットごとに定められた修了判定基準に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. より豊かな人間社会の構築に貢献できる知識と技術、倫理観を修得している。
2. 環境と調和した国際性と地域性に根差した持続的生産に関わる知識と技術を修得している。
3. 生命科学、食品科学、食料生産および環境の保全と修復などの分野における幅広い体系的な基礎学力と実践的技術力とともに高い研究開発能力を修得している。
4. 農学分野で必要とされる情報収集・分析能力、批判的思考力を有し、農学分野での研究成果を発信できるグローバルな情報発信能力を有する。



農学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

農学専攻は、専攻の理念・教育目標のもと、倫理観を養う研究科共通科目、学際的な基礎知識を培う分野共通科目、専門知識を学修する特論・特別演習科目、実験技術を修得する特別実験実習等を履修し、農学の基盤となる知識・技術を学修します。この過程で課題解決力、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を涵養し、専門性を深化させます。さらに、指導教員による個別の指導の下に、特別研究によって、課題探究から研究計画の立案、情報収集・分析、実施、課題解決、考察、文献検索、情報発信及び批判的思考力などを実践して専門性を高め、修士論文の作成、発表等を遂行することにより、農学にかかわる高度専門職業人としての総合力を確立するためのカリキュラムを配置します。



生命医工学専攻の教育・研究の理念と目標

生命医工学専攻は、医学・工学・繊維学・農学・理学連携により、学部の垣根を越えた実践型研究教育を実施し、異分野の研究者と大学院生が同じテーマで共に学ぶシステム（異分野融合教育・人と場所の流動型教育）を構築し、下記の社会に資する人材を育成します。

- ・稀有の実体験により、産学官連携研究を推進する特殊知識・技能をもつオンリーワン人材
- ・製品開発能力をもつ大学研究者・医学的知識をもつ企業研究者などの人材
- ・知的財産などを含めた産学官連携イノベーションマネジメントの専門人材
- ・レギュラトリーサイエンスの専門人材
- ・国際舞台で活躍する研究者



生命医工学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

生命医工学専攻では、研究科および生命医工学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力



生命医工学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

生命医工学専攻は、医学・工学・繊維学・農学・理学の学士課程で身につけた基礎的な科学技術の素養に基づき、健康・福祉・医療・創薬分野で活躍する高度専門職業人、研究開発者等に必要とされる高度な専門知識、実践的技術力、並びに情報収集・分析能力、情報発信能力及び批判的思考力を含む研究手法を身につけることを目標としています。これを達成するため、学士課程において未修得である生命医工学を学ぶ上で必要な医学・工学・生物学などの基礎を修得させる科目を用意するとともに、各専門分野の教育を行います。また、実践的教育を充実させるために、学内外の施設を利用したインターンシップを実施します。学位論文の作成を中心に、セミナー、講義、実験・実習・演習などからなるカリキュラムを策定しています。

4. 履 修 要 項

(1) 修了要件

- 1) 修業年限は2年（地域共生マネジメントプログラムの学生は1年）です。（ただし、研究科が優れた業績を上げたと認める者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。）また、在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできません。
- 2) 修了のために必要な単位数は、「6. 専攻別の修了要件及び授業科目一覧」に記載してある〔修了要件及び履修方法〕を参照してください。さらに、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することが必要です。

(2) 単位

- 1) 単位の算定は、次の基準により計算します。

講義・演習	15～30 時間	1 単位
実験・実習・実技	30～45 時間	1 単位
- 2) 1度履修して単位が認定された場合、同一科目を再び履修することはできません。従って、単位修得済みの科目を異なる年度・学期に再度履修登録することは認められません。
- 3) カリキュラムは、皆さんが卒業するまでに学修する内容であり、入学年度により異なります。先輩の必要単位数や履修内容とは異なる場合がありますので、先輩からの情報を鵜呑みにせず、単位の管理・履修計画は必ず自己責任で行ってください。

(3) 履修方法及び履修登録手続

- 1) 履修計画は、履修要件、授業内容及び授業時間割表などを参照しながら、指導教員とよく相談の上、各人が立ててください。
- 2) 授業により、履修年次が指定されている場合があります。必ず指定された年次で履修登録を行うように注意してください。
- 3) 履修登録手続は、パソコン等を利用してWeb上の「信州大学キャンパス情報システム」にアクセスして行います（方法は伊那キャンパス履修案内の冊子を参照）。履修登録手続期間は、前期・通年開講科目は4月上旬、後期開講科目は9月下旬を予定しています。詳しい手続期間は掲示等でお知らせします。また、履修登録後に確認期間が設けられているので必ず確認するようにしてください。所定の期間内に手続を済ませないと授業を受講できません。原則としてこれ以降の登録変更は認められませんので注意してください。
- 4) 学期の初めに決定していない集中講義・実習・実験についての具体的な日程等は、その都度、別に掲示等で周知されますので注意してください。

(4) 授業方法等

- 1) 授業形態
授業形態は、大別すると次の(ア)～(エ)となります。
 - (ア) 毎週1回ずつ、15週又は30週行うもの
 - (イ) 毎週1日ずつ、7～8週行うもの
 - (ウ) 毎週2～3回ずつ、5～8週行うもの
 - (エ) ある時期に集中して行うもの

2) 授業時間

1時限	9時00分～10時30分
2時限	10時40分～12時10分
3時限	13時00分～14時30分
4時限	14時40分～16時10分
5時限	16時20分～17時50分
6時限	18時00分～19時30分
7時限	19時40分～21時10分

3) 集中講義

集中講義は、原則として夏季休業中及び春季休業中に行います。この形式の授業の日程等の詳細は、学期の初めには決定していない場合もありますので、その場合は決定次第掲示により連絡します。集中講義の履修登録手続も、通常の履修登録期間中に行ってください。

(5) 成績評価

授業はすべて出席するのが学生の義務です。従って、いかなる理由があっても、授業時間数の2/3以上の出席のない学生は、評価の対象となりません。

履修科目の成績判定は受講生が所定の受講を完了した時点で、その授業科目について十分な学力を得たかどうかを担当教員が評価して、以下の表のとおりの評語をもって表します。可以上を合格、不可を不合格とし、合格の場合に所定の単位が与えられます。

	評語	評点	評価の基準
合格	秀 (S)	90-100	授業の達成目標から見て卓越している
	優 (A)	80-89	授業の達成目標から見て合格水準のかなり上にある
	良 (B)	70-79	授業の達成目標から見て合格水準のやや上にある
	可 (C)	60-69	授業の達成目標から見て合格水準にある
不合格	不可 (D)	50-59	授業の達成目標から見て合格水準に少し足りない
	不可 (F)	0-49	授業の達成目標から見て合格水準に届いていない

なお、成績の発表（通知）は、原則として前期分を8月下旬、後期・通年分を2月下旬に行い、発表期日については、その都度掲示します。成績に疑義がある場合は、成績の発表日から1週間以内に学務グループに申し出てください。

(6) 修士論文等の提出時期等

修士論文等の提出にあたっては、提示された期日までにキャンパス情報システムから論文題目登録を行ってください。指定された期間以降に「修士学位論文等審査申請書」をダウンロードし、「修士論文」とともに期日までに学務グループに提出してください。早めに準備をして、指導教員に確認の上、指導教員を経由して提出してください。（「9. 修士論文関係様式」参照）

(7) 修了生が取得可能な免許

(ア) 中学校教諭専修免許状（理科）

(イ) 高等学校教諭専修免許状（理科・農業）

上記（ア）（イ）の免許状はそれぞれ一種免許の取得者のみ取得可能です。取得するには、指定された授業科目の単位を修得しなければなりません。指定科目は、「6. 専攻別の修了要件及び授業科目一覧」の表中に示してあります。

5. 所属教員一覧

専攻名	分野名	ユニット名	所属教員	
農学専攻	先端生命科学分野	生命機能工学ユニット	大神田 淳子, 喜井 勲, 鈴木 俊介, 細見 昭	
		細胞システム科学ユニット	下里 剛士, 高木 優二, 高谷 智英	
		生物共生科学ユニット	福田 正樹, 加藤 新平, 齋藤 勝晴, 山田 明義	
	食品生命科学分野	食品生物機能科学ユニット	池田 正人, 千 菊夫, 竹野 誠記	
		食料機能解析学ユニット	藤田 智之, 真壁 秀文, 瀧渦 康範, 中村 浩蔵, 筒井 歩	
		食品分子機能学ユニット	片山 茂, 河原 岳志, 田中 沙智, 三谷 墨一	
	生物資源科学分野	動物資源生産学ユニット	神 勝紀, 平松 浩二, 上野 豊, 竹田 謙一, 今井 裕理子	
		植物資源生産学ユニット	春日 重光, 松島 憲一, 阿久津 雅子, 根本 和洋, 鈴木 香奈子, 大迫 祐太郎	
		生産環境システム学ユニット	萩原 素之, 渡邊 修, 松浦 朝奈, 小林 みずき	
	環境共生学分野	森林資源利用学ユニット	植木 達人, 加藤 正人, 小林 元, 細尾 佳宏, 上村 佳奈, 未定 拓時	
		地域環境共生学ユニット	泉山 茂之, 大窪 久美子, 上原 三知, 内川 義行, 鈴木 純, 三木 敦朗	
		山岳環境保全学ユニット	岡野 哲郎, 平松 晋也, 荒瀬 輝夫, 安江 恒, 小野 裕, 城田 徹央, 福山 泰治郎	
	生命医工学専攻	生命工学分野	生命工学ユニット	鏡味 裕, 小西 博昭, 米倉 真一, 伊原 正喜, 入枝 泰樹, 富岡 郁夫, 保坂 毅, 梅澤 公二, 荻田 佑, 諸白 家奈子

6. 専攻別の修了要件及び授業科目一覧

令和4年度入学 農学専攻 修了要件 及び 履修方法

正規課程

- ・修士課程に2年以上在学し、下記のとおり30単位以上を修得すること。(※地域共生マネジメントプログラムの修了要件は別に定める。)
- ・研究科共通科目「研究者倫理特別講義」2単位、専攻共通科目「食と緑の科学特論」2単位、所属ユニットから10単位、所属分野の分野共通から「特別研究」、「特別演習」及び「Advanced Study 科目」の14単位、その他(総合理工学研究科で開講されている他専攻科目を含めた授業科目)2単位、計30単位以上を修得する。
- ・必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。
※ただし、在学期間に関しては、研究科が優れた業績を上げたと認める者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

[地域共生マネジメントプログラムの修了要件]

- ・修士課程に原則1年以上在学し、環境共生学分野から「地域環境計画学特論」2単位、生物資源科学分野から「生産環境システム学特論Ⅰ」2単位及びプログラムの科目26単位、計30単位を修得する。
- ・必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

[International Graduate Program for Agricultural and Biological Science の修了要件]

- ・修士課程に2年以上在学し、下記のとおり30単位以上を修得すること。
- ・研究科共通科目「研究者倫理特別講義」2単位、専攻共通科目「食と緑の科学特論」2単位、分野共通科目として指導教員が属する分野が開講している「Advanced Study 科目」を2単位、その他の分野の「Advanced Study 科目」、「Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science Ⅲ」及び「Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science Ⅳ」から2単位、「Agricultural and Biological Studies Ⅰ」、「Agricultural and Biological Studies Ⅱ」、「Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science Ⅰ」、「Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science Ⅱ」、「Special Training for Agricultural Science」、「Advanced Experimental Course on Agricultural and Biological Science」、「Special Research」22単位の計30単位を修得する。
- ・必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。なお、作成する論文等及び審査ならびに最終試験において使用する言語は英語とする。
※ただし、在学期間に関しては、研究科が優れた業績を上げたと認める者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

履修プログラム

[山岳科学教育プログラムの修了要件]

- ・専攻の修了要件を満たし、山岳科学教育科目の「山岳科学概論 A」、「山岳科学概論 B」、「山岳フィールド実習 A」及び「山岳フィールド実習 B」の4単位並びに山岳科学に関する科目群より4単位以上(生物圏、地球圏、人間圏から2つ以上の群を含む。)の計8単位以上を修得すること。ただし、山岳科学教育科目は専攻の修了要件に含むことができない。
- ・プログラムを履修している期間に開催される山岳科学学術集会に毎年参加し、発表を行うこと。
- ・提出された修士論文が山岳科学に関するものであると認められること。

令和4年度入学 農学専攻 教諭専修免許状 取得要件

[中学校教諭専修免許状(理科)の取得要件]

- ・中学校教諭一種免許状(理科)の取得者であること。
- ・中学(理科)科目欄に○印の付いている科目を、24単位以上修得すること。

[高等学校教諭専修免許状(理科)の取得要件]

- ・高等学校教諭一種免許状(理科)の取得者であること。
- ・高校(理科)科目欄に○印の付いている科目を、24単位以上修得すること。

[高等学校教諭専修免許状(農業)の取得要件]

- ・高等学校教諭一種免許状(農業)の取得者であること。
- ・高校(農業)科目欄に○印の付いている科目を、24単位以上修得すること。

農学専攻の履修プロセス概念図

- ・より豊かな人間社会の構築に貢献できる知識と技術, 倫理観
- ・環境と調和した国際性と地域性に根差した持続的生産に関わる知識と技術
- ・幅広い体系的な基礎学力と実践的技術力とともに高い研究開発能力
- ・農学分野で必要とされる情報収集・分析能力, 批判的思考力
- ・農学分野での研究成果を発信できるグローバルな情報発信能力

を有する人材

修士(農学)

最終試験の合格

学会誌等への学術論文投稿
や学会発表等による質の担保

30単位以上を修得

論文審査(論文発表会)
透明な審査体制/公開による開催

審査委員の決定・複数審査員の
審査による質の担保

学位論文提出

学位論文題目提出

研究進捗状況に関する中間発表会

論文作成

研究計画

特別研究
・研究手法の修得・論文執筆

調査・実験・データ収集

分野共通科目

ユニット科目

特別演習Ⅱ

批判的思考力

研究開発能力

特別実験実習

情報収集・
分析能力

特別演習Ⅰ

実践的技術力

特論

Advanced Study 科目

グローバルな
情報発信能力

特別演習

特論

持続的生産に関わる
知識と技術

専攻共通科目

食と緑の科学特論

幅広い基礎学力

研究課題の決定
早期からの計画的な研究指導による質の確保

研究科共通科目

豊かな人間社会の構築に
貢献できる知識と技術

指導教員の決定・
組織的な教育研究指導体制

研究者倫理特別講義

倫理観

授業科目・研究指導

学位論文作成・
論文審査

2年次

1年次

農学分野の幅広い基礎学力を有し, 研究に高い意欲をもって取り組むことのできる, 持続的発展可能な社会の創造に貢献できる高度専門職業人を志す入学者

地域共生マネージメントプログラムの履修プロセス概念図

- ・より豊かな人間社会の構築に貢献できる知識と技術, 倫理観
- ・環境と調和した国際性と地域性に根差した持続的生産に関わる知識と技術
- ・幅広い体系的な基礎学力と実践的技術力とともに高い研究開発能力
- ・農学分野で必要とされる情報収集・分析能力, 批判的思考力
- ・農学分野での研究成果を発信できるグローバルな情報発信能力

を有する
専門技術者

修士(農学)

最終試験の合格

学会誌等への学術論文投稿
や学会発表等による質の担保

【地域共生マネージメントプログラム】

修士課程に原則1年以上在学し, 環境共生学分野から「地域環境計画学特論」2単位, 生物資源科学分野から「生産環境システム学特論 I」2単位及びプログラムの科目26単位, 計30単位を修得する。

地域共生マネージメントプログラム科目

批判的思考力

研究開発能力

グローバルな
情報発信能力

実践的技術力

情報収集・
分析能力

地域課題探究演習 I・II

地域連携・経営学特論 I・II

中山間地域管理学

動植物環境共生学特論

食品バイオサイエンス特論

生命産業科学特論

生産環境システム学特論 I

地域環境計画学特論

特別研究
・研究手法の修得
・論文執筆

研究進捗状況に関する中間発表会

調査・実験・データ収集

研究計画

豊かな人間社会の構築に
貢献できる知識と技術

持続的生産に関わる
知識と技術

幅広い基礎学力

倫理観

授業科目・研究指導

論文審査(論文発表会)
透明な審査体制/公開による開催

審査委員の決定・複数審査員の
審査による質の担保

特定課題研究提出

特定課題研究題目提出

論文作成

研究課題の決定
早期からの計画的な研究指導による質の確保

指導教員の決定・
組織的な教育研究指導体制

特定課題研究
作成・審査

1年次

農学分野の幅広い基礎学力を有し, 研究に高い意欲をもって取り組むことのできる, 持続的発展可能な社会の創造に貢献できる高度専門職業人を志す社会人

令和4年度入学 農学専攻 授業科目一覧

科目区分	履修登録コード	授業科目の名称	単位数	教職科目			配当年次	備考
				中学理科	高校理科	高校農業		
研究科共通科目	FS102500	MOT特論	2				1・2	
	FS103500	産学連携特別講義	2				1・2	
	FS104500	国際連携特別講義Ⅰ	1				1・2	
	FS105500	国際連携特別講義Ⅱ	1				1・2	
	AS106500	科学英語	2				1・2	
	AS107500	大学院と社会	2				1・2	
	AS108500	臨床医学概論	2				1・2	
	AS109500	研究者倫理特別講義	2				1・2	
	AS110500	科学技術政策特論	2				1・2	西暦偶数年開講
	AS116500	大学発技術系ベンチャー実践論	2				1・2	
専攻共通科目	AS200500	食と緑の科学特論	2	○	○		1	
	AS201500	国際農学特論Ⅰ	2				1・2	学術交流協定に基づく留学において適用し、合わせて10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に算入することができる。
	AS202500	国際農学特論Ⅱ	2				1・2	
	AS203500	国際農学特論Ⅲ	2				1・2	
	AS204500	国際農学特論Ⅳ	2				1・2	
	AS205500	国際農学特別演習Ⅰ	2				1・2	
	AS206500	国際農学特別演習Ⅱ	2				1・2	
	AS207500	国際農学特別実習Ⅰ	2				1・2	
	AS208500	国際農学特別実習Ⅱ	2				1・2	
	AS209500	海外農学特別実習	2				1・2	
先端生命科学分野	生命機能工学ユニット	ASB00500	基礎生命機能科学特論	2	○	○		
		ASB01500	生命機能科学特論	2	○	○		1
		ASB02500	生命機能工学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASB03600	生命機能工学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
	細胞システム科学ユニット	ASB04500	生命機能工学特別実験実習	2	○	○		1
		ASC00500	細胞システム科学特論	2	○	○		1
		ASC01500	動物細胞工学特論	2			○	1
		ASC02500	細胞システム科学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASC03600	細胞システム科学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
	生物共生科学ユニット	ASC04500	細胞システム科学特別実験実習	2	○	○		1
		ASD00500	菌類共生科学特論	2	○	○		1
		ASD01500	農環境特論	2			○	1
		ASD02500	生物共生科学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
	分野共通	ASD03600	生物共生科学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
		ASD04500	生物共生科学特別実験実習	2	○	○		1
		ASA00500	先端生命科学特論	2	○	○		1
		ASA01500	先端生命科学特別演習	2				1
ASA02500		特別インターンシップ（短期）	2				1・2	
ASA036**		特別研究	10				2	
ASA04500		Advanced Study for Life Science	2				1・2	
食品生命科学分野	食品生物機能科学ユニット	ASF00500	応用微生物学特論	2	○	○		1
		ASF01500	分子生物・遺伝子工学特論	2	○	○		1
		ASF02500	食品生物機能科学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASF03600	食品生物機能科学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
		ASF04500	食品生物機能科学特別実験実習	2	○	○		1
	食料機能解析学ユニット	ASG00500	食料分析化学特論	2	○	○		1
		ASG01500	食料機能解析学特論	2	○	○		1
		ASG02500	食料機能解析学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASG03600	食料機能解析学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
		ASG04500	食料機能解析学特別実験実習	2	○	○		1
	食品分子機能学ユニット	ASH00500	食品分子機能学特論	2	○	○		1
		ASH01500	食品機能開発学特論	2	○	○		1
		ASH02500	食品分子機能学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASH03600	食品分子機能学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
		ASH04500	食品分子機能学特別実験実習	2	○	○		1
	機能性食品創製学ユニット	ASI00500	機能性食品創製学特論Ⅰ	2				1・2
		ASI01500	機能性食品創製学特論Ⅱ	2				1・2
	分野共通	ASE00500	食料資源利用学特論	2			○	1
		ASE01500	食品生命科学特別演習	2				1
		ASE02500	特別インターンシップ（短期）	2				1・2
ASE036**		特別研究	10				2	
ASE04500		Advanced Study for Food Science	2				1・2	

科目区分	履修登録コード	授業科目の名称	単位数	教職科目			配当年次	備考	
				中学理科	高校理科	高校農業			
生物資源科学分野	動物資源生産学ユニット	ASK00500	動物資源生産学特論Ⅰ	2	○	○		1	
		ASK01500	動物資源生産学特論Ⅱ	2			○	1	
		ASK02500	動物資源生産学特別演習Ⅰ	2	○	○		1	
		ASK03600	動物資源生産学特別演習Ⅱ	2			○	2	
		ASK04500	動物資源生産学特別実験実習	2	○	○		1	
	植物資源生産学ユニット	ASL00500	植物資源生産学特論Ⅰ	2	○	○		1	
		ASL01500	植物資源生産学特論Ⅱ	2			○	1	
		ASL02500	植物資源生産学特別演習Ⅰ	2	○	○		1	
		ASL03600	植物資源生産学特別演習Ⅱ	2			○	2	
		ASL04500	植物資源生産学特別実験実習	2	○	○		1	
	生産環境システム学ユニット	ASM00500	生産環境システム学特論Ⅰ	2			○	1	
		ASM01500	生産環境システム学特論Ⅱ	2			○	1	
		ASM02500	生産環境システム学特別演習Ⅰ	2	○	○		1	
		ASM03600	生産環境システム学特別演習Ⅱ	2			○	2	
		ASM04500	生産環境システム学特別実験実習	2	○	○		1	
	分野共通	ASJ00500	生物・食資源生産学特論	2	○	○		1	
		ASJ01500	生物資源科学特別演習	2			○	1	
		ASJ02500	特別インターンシップ（短期）	2				1・2	
		ASJ036**	特別研究	10				2	
		ASJ04500	Advanced Study for Biological Resources	2				1・2	
ASJ05500		高冷地先端農業特別演習	2				1・2		
環境共生学分野	森林資源利用学ユニット	AS000500	森林資源利用学特論	2	○	○		1	
		AS001500	木材理学特論	2	○	○		1	
		AS002500	森林資源利用学特別演習Ⅰ	2	○	○		1	
		AS003600	森林資源利用学特別演習Ⅱ	2	○	○		2	
		AS004500	森林資源利用学特別実験実習	2	○	○		1	
	地域環境共生学ユニット	ASP00500	地域環境計画学特論	2			○	1	
		ASP01500	緑地環境評価学特論	2	○	○		1	
		ASP02500	地域環境共生学特別演習Ⅰ	2			○	1	
		ASP03600	地域環境共生学特別演習Ⅱ	2	○	○		2	
		ASP04500	地域環境共生学特別実験実習	2	○	○		1	
	山岳環境保全学ユニット	ASQ00500	山地保全学特論	2			○	1	
		ASQ01500	森林生態学特論	2	○	○		1	
		ASQ02500	山岳環境保全学特別演習Ⅰ	2	○	○		1	
		ASQ03600	山岳環境保全学特別演習Ⅱ	2	○	○		2	
		ASQ04500	山岳環境保全学特別実験実習	2	○	○		1	
	分野共通	ASN00500	環境共生学特論	2			○	1	
		ASN01500	環境共生学特別演習	2				1	
		ASN02500	特別インターンシップ（短期）	2				1・2	
		ASN036**	特別研究	10				2	
		ASN04500	Advanced Study for Environmental Science	2				1・2	
地域共生 マネジメント プログラム	AS400500	地域連携・経営学特論Ⅰ	2				1		
	AS401500	地域連携・経営学特論Ⅱ	2				1		
	AS402500	動植物環境共生学特論	2				1		
	AS403500	食品バイオサイエンス特論	2				1		
	AS404500	中山間地域管理学	2				1		
	AS405500	生命産業科学特論	2				1		
	AS406500	地域課題探究演習Ⅰ	2				1		
	AS407500	地域課題探究演習Ⅱ	2				1		
	AS408500	特別研究	10				1		
International Graduate Program for Agricultural and Biological Science	AS601500	Agricultural and Biological Studies I	2				1		
	AS602500	Agricultural and Biological Studies II	2				1~2		
	AS603500	Special Training for Agricultural Science	2				1		
	AS6045**	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science I	2				1	主指導教員が実施するユニットの特別演習Ⅰ相当	
	AS6056**	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science II	2				2	主指導教員が実施するユニットの特別演習Ⅱ相当	
	AS6065**	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science III	2				1・2	副指導教員が実施するユニットの特別演習Ⅰ/Ⅱ相当	
	AS6075**	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science IV	2				1・2	副指導教員が実施するユニットの特別演習Ⅰ/Ⅱ相当	
	AS6085**	Advanced Experimental Course on Agricultural and Biological Science	2				1		
	AS6096**	Special Research	10				2		

山岳科学教育プログラム授業科目一覧

科目区分	履修登録コード	授業科目	単位数	授業形態	配当年次	備考
山岳科学教育科目	AS501500	山岳科学概論A	1	講義	1・2	
	AS502500	山岳科学概論B	1	講義	1・2	
	AS503501	山岳フィールド実習A (地質調査)	0.5	実習	1・2	
	AS503502	山岳フィールド実習A (臨湖実習A-1)	0.5	実習	1・2	
	AS503503	山岳フィールド実習A (臨湖実習A-2)	0.5	実習	1・2	
	AS503504	山岳フィールド実習A (臨湖実習B)	1	実習	1・2	
	AS503505	山岳フィールド実習A (山岳地形・生物地理実習A)	0.5	実習	1・2	
	AS503506	山岳フィールド実習A (山岳地形・生物地理実習B)	1	実習	1・2	
	AS503507	山岳フィールド実習A (森林生産実践アドバンスA)	0.5	実習	1・2	
	AS503508	山岳フィールド実習A (森林生産実践アドバンスB)	0.5	実習	1・2	
	AS503509	山岳フィールド実習A (高冷地先端農業特別演習)	1	実習	1・2	
	AS503510	山岳フィールド実習A (森林利用デザインアドバンス)	1	実習	1・2	
	AS503511	山岳フィールド実習A (木材工学)	1	実習	1・2	
	AS503512	山岳フィールド実習A (自然の成り立ち)	1	実習	1・2	
	AS503513	山岳フィールド実習A (山岳環境保全)	1	実習	1・2	
	AS503514	山岳フィールド実習A (農林フィールド実習)	1	実習	1・2	
	AS503515	山岳フィールド実習A (堆積環境学実習)	0.5	実習	1・2	
AS503516	山岳フィールド実習A (樹木医総合演習アドバンス実習)	0.5	実習	1・2		
AS504500	山岳フィールド実習B	1	実習	1・2		
山岳科学に関する科目	ASQ01500	森林生態学特論	2	講義	1・2	農学専攻
	ASO00500	森林資源利用学特論	2	講義	1・2	農学専攻
	ASO01500	木材理学特論	2	講義	1・2	農学専攻
	ASP01500	緑地環境評価学特論	2	講義	1・2	農学専攻
	ASD00500	菌類共生科学特論	2	講義	1・2	農学専攻
	ASL01500	植物資源生産学特論Ⅱ	2	講義	1・2	農学専攻
	ASM00500	生産環境システム学特論Ⅰ	2	講義	1・2	農学専攻
	SSE11500	系統発生学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSE04500	情報生理学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSE01500	発生学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSE02500	遺伝子情報学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSE12500	植物病理学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSF10500	化学生態学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSF08500	地域環境学Ⅱ	2	講義	1・2	理学専攻
	SSF15500	根圏生態学	2	講義	1・2	理学専攻
	ASQ00500	山地保全学特論	2	講義	1・2	農学専攻
	SSD01500	古環境復元論	2	講義	1	理学専攻
	SSD02500	古環境変動論	2	講義	1	理学専攻
	SSD04500	シーゲンス層序学	2	講義	1	理学専攻
	SSD05500	変形構造解析論	2	講義	1	理学専攻
	SSD09500	変成岩解析論	2	講義	1	理学専攻
	SSD10500	鉱物学特論	2	講義	1	理学専攻
	SSD11500	岩石磁気学	2	講義	1	理学専攻
	SSD16500	自然災害科学	2	講義	1	理学専攻
	SSE10500	進化生態学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSE09500	植物進化学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSF01500	環境計測学	2	講義	1・2	理学専攻
	SSF02500	堆積学特論	2	講義	1・2	理学専攻
	SSF03500	大気陸面相互作用論	2	講義	1・2	理学専攻
	SSF11500	集水域システム論	2	講義	1・2	理学専攻
	ASN00500	環境共生学特論	2	講義	1・2	農学専攻
	ASP00500	地域環境計画学特論	2	講義	1・2	農学専攻
	ASJ00500	生物・食資源生産学特論	2	講義	1・2	農学専攻
ASL00500	植物資源生産学特論Ⅰ	2	講義	1・2	農学専攻	
TSX09500	サステイナブル建築設計学	2	講義	1・2	工学専攻	
TSY07500	建築史学特論	2	講義	1・2	工学専攻	
TSX27500	都市環境設計学	2	講義	1・2	工学専攻	
他大学履修科目	AS505500	山岳科学連携講義Ⅰ	1	講義	1・2	他大学の山岳科学に関する科目を履修した場合に、左記の科目に読替えることができます。その読替については、連携大学大学院の指定に準じます。
	AS506500	山岳科学連携講義Ⅱ	1	講義	1・2	
	AS507500	山岳科学連携講義Ⅲ	1	講義	1・2	
	AS508500	山岳科学連携講義Ⅳ	1	講義	1・2	
	AS509500	山岳科学連携講義Ⅴ	1	講義	1・2	
	AS510500	山岳科学連携講義Ⅵ	1	講義	1・2	
	AS511500	山岳科学連携演習Ⅰ	1	演習	1・2	
	AS512500	山岳科学連携演習Ⅱ	1	演習	1・2	
	AS513500	山岳科学連携演習Ⅲ	1	演習	1・2	
	AS514500	山岳科学連携演習Ⅳ	1	演習	1・2	
	AS515500	山岳科学連携演習Ⅴ	1	演習	1・2	
AS516500	山岳科学連携演習Ⅵ	1	演習	1・2		

令和4年度入学 生命医工学専攻 修了要件 および 履修方法

1. 修了要件

修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することです。

ただし、在学期間に関しては、研究科が優れた業績を上げたと認めた場合には、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとなっています。

2. 履修方法

生命医工学専攻では、以下のとおりです。履修計画は指導教員の先生と良く相談したうえで、立てるようにしてください。

【生命工学分野】

講義6単位(研究科共通科目及び専攻共通科目の必修科目4単位, 生命工学分野の必修科目2単位を含む), 演習4単位(生命工学分野の必修科目), 特別実験8単位(生命工学分野の必修科目)を含む計30単位以上を修得する。

【生体医工学分野】

(1) 講義8単位(研究科共通科目及び専攻共通科目の必修科目4単位, 生体医工学分野の必修科目2単位と選択科目2単位以上を含む), 演習4単位(生体医工学分野の必修科目), 特別実験8単位(生体医工学分野の必修科目)を含む計30単位以上を修得する。

(2) 研究テーマに関する学外研究発表活動を行う。ただし、特別な事情がある場合は、別に評価する。

<修了に必要な単位等>

分野	講義	演習	実験	実習	合計	その他
生命工学分野	必修 6単位	必修 4単位	必修 8単位	—	30単位 以上	—
	自由単位 12単位以上					
生体医工学分野	必修・選 択必修 8単位	必修 4単位	必修 8単位	—	30単位 以上	研究テーマに関 する学外研究発 表活動を行う
	自由単位 10単位以上					

- ・ 講義科目の履修に当たって、自分の所属分野の選択科目から8単位以上、修得することが望ましい。
- ・ 「工学基礎」「生物学基礎」について
両科目は異分野融合である生命医工学を学ぶ上で必要な基礎的内容を学ぶ科目です。
「工学基礎」は、生命医工学に関する研究を行う上で必要な情報科学の基礎を、「生物学基礎」は、学士課程までで学んでこなかった学生に生物学の基礎を身に付けてもらうための科目です。学士課程までの学習歴を踏まえて、指導教員と相談の上、履修をしてください。

令和4年度入学 生命医工学専攻 教諭専修免許状 取得要件

[中学校教諭専修免許状(理科)の取得要件]

- ・ 中学校教諭一種免許状(理科)の取得者であること。
- ・ 中学(理科)科目欄に○印の付いている科目を、24単位以上修得すること。

[高等学校教諭専修免許状(理科)の取得要件]

- ・ 高等学校教諭一種免許状(理科)の取得者であること。
- ・ 高校(理科)科目欄に○印の付いている科目を、24単位以上修得すること。

総合理工学研究科生命医工学専攻(生命工学分野) 履修プロセス概念図

- ・健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
 - ・環境調和社会, 知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力
 - ・さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
 - ・深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力
- 以上の能力を有する人材

『修士(医工学)』学位授与

最終試験の合格

修士論文の保管
附属図書館
・質の保証

30単位以上を修得

講義科目
(研究科共通科目及び専攻共通
科目(必修)各2単位)
(分野専門科目(必修)2単位)

専門科目

生命工学特論 2単位(必修)

ほか

専門的知識・能力

専攻共通科目

応用科目

病院インターンシップ研修 1単位
行政・企業インターンシップ研修
2~6単位

実践教育による専門的知識

基礎科目

医療倫理学・社会医工学
2単位(必修)
工学基礎, 生物学基礎

生命医工学の基本的知識

研究科共通科目

研究者倫理特別講義
2単位(必修)

研究者としての
倫理観の醸成

授業科目・研究指導

演習4単位(必修)
特別実験8単位(必修)

研究手法の修得・論文執筆
複数教員による指導

研究分野
の専門的
知識

科学・技術
発展の見
解・倫理観

思考や妥
当性の説
明・批判的
思考力

研究・開発
能力

情報収集・
分析能力

情報発信
能力

研究課題の決定

・質の担保
早期から計画的な研究指導

指導教員の決定

・組織的な教育研究体制
・質の担保
複数研究分野教員に
よる補助指導

論文審査

論文発表会

・透明な審査体制
公開による開催

学位論文提出

審査委員の決定

・透明な審査体制
主査1名、副査2名以上

論文題目決定

学位論文作成・
論文審査

2年次

1年次

1. 大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人
2. 健康・医療・福祉・創薬分野の基礎的あるいは応用的研究に高い意欲をもって取り組む人
3. 科学技術を担う研究者あるいは高度専門職業人として社会をリードするとともに、その技術と知識を持って国際社会に貢献する意欲を持つ人
4. 科学技術の発展が社会にもたらす影響について十分に考え、社会及び自然環境に配慮したものづくりを目指す人

2022年度 総合理工学研究科生命医工学専攻 開講科目一覧

科目区分	科目コード	履修登録コード	授業科目の名称	配当年次	開講期	曜日・時限	単位数			授業形態			担当教員	教職課程認定科目
							必修	選択	自由	講義	演習	実験		
専攻共通科目	基礎科目	BS2015	BS201500	医療倫理学・社会医工学	1・2	前期	集中・不定期	2			○		齋藤, 杉原, 森, 西	
		BS2025	BS202500	工学基礎	1	前期	金・4		2		○		阿部	
		BS2035	BS203500	生物学基礎		前期	火・1		2		○		羽二生	○
	応用科目	BS2715	BS271500	病院インターンシップ研修	1・2	不定期	集中・不定期		1			○	齋藤	
		BS2725	BS272502	行政・企業インターンシップ研修	1・2	不定期	集中・不定期		2			○	齋藤	
		BS2725	BS272500	行政・企業インターンシップ研修	1・2	不定期	集中・不定期		4			○	齋藤	
	BS2725	BS272501	行政・企業インターンシップ研修	1・2	不定期	集中・不定期		6			○	齋藤		
生命工学分野	BSB015	BSB01500	生命工学特論	1	前期	水・1	2			○		天野, 小西, 鏡味, 片岡, 保坂, 水野, 伊原, 米倉, 富岡, 阿部, 入枝, 梅澤, 諸白, 萩田	○	
	BSB025	BSB02500	先進応用生命科学特論	1・2	後期(前半)	火・1, 2		2		○		鏡味, 保坂, 米倉, 諸白, 萩田	○	
	BSB035	BSB03500	生命情報科学特論	1・2	前期(前半)	木・1, 2		2		○		小西, 伊原, 富岡, 入枝, 梅澤	○	
	BSB045	BSB04500	先進生命化学特論	1・2	前期	月・1		2		○		天野, 水野, 田川	○	
	BSB055	BSB05500	分子生物科学特論	1・2	前期	集中		2		○		片岡	○	
	BSB515	BSB51500	学外特別講義A	1・2	不定期	集中・不定期		2		○		学生・教務委員長		
	BSB525	BSB52500	学外特別講義B	1・2	不定期	集中・不定期		2		○		学生・教務委員長		
	BSB815	BSB81561	生命工学演習Ⅰ	1	通年	不定期		2		○		研究指導教員		
	BSB825	BSB82561	生命工学演習Ⅱ	2	通年	不定期		2		○		研究指導教員		
	BSB915	BSB91561	生命工学特別実験Ⅰ	1	通年	不定期		4			○	研究指導教員		
	BSB925	BSB92561	生命工学特別実験Ⅱ	2	通年	不定期		4			○	研究指導教員		
生体医工学分野	BSD015	BSD01500	生体医工学特論	1	前期	水・2	2			○		小林, 齋藤, 杉本, 山口, 秋山, 小関, 羽二生, 森山, 中楯, 青野, 竹内, 塚原, 岩本, 植村, 田原	○	
	BSD025	BSD02500	生体ロボット学特論	1・2	前期	火・2		2		○		塚原	○	
	BSD045	BSD04500	生体流体力学特論	1・2	後期	金・2		2		○		小林	○	
	BSD055	BSD05500	生体マイクロデバイス特論	1・2	前期	金・1		2		○		秋山	○	
	BSD065	BSD06500	生体情報システム学特論	1・2	後期	水・2		2		○		小関	○	
	BSD085	BSD08500	動物行動学特論	1・2	後期	水・3		2		○		森山	○	
	BSD095	BSD09500	生体材料学特論	1・2	後期	火・3		2		○		竹内	○	
	BSD105	BSD10500	バイオメカニクス特論	1・2	前期	集中		2		○		杉本	○	
	BSD115	BSD11500	生体応答学特論	1・2	後期	金・1		2		○		齋藤, 羽二生, 植村	○	
	BSD125	BSD12500	生体計測学特論	1・2	後期	木・2		2		○		山口	○	
	BSD135	BSD13500	組織工学特論	1・2	後期	金・3		2		○		中楯	○	
	BSD145	BSD14500	ロボット制御学特論	1・2	後期	火・4		2		○		岩本	○	
	BSD155	BSD15500	生物機械工学特論	1・2	前期	金・2		2		○		青野	○	
	BSD165	BSD16500	生体電子工学特論	1・2	後期	水・4		2		○		田原	○	
	BSD515	BSD51500	学外特別講義A	1・2	不定期	集中・不定期		2		○		学生・教務委員長		
	BSD525	BSD52500	学外特別講義B	1・2	不定期	集中・不定期		2		○		学生・教務委員長		
	BSD815	BSD81561	生体医工学演習Ⅰ	1	通年	不定期		2		○		研究指導教員		
	BSD825	BSD82561	生体医工学演習Ⅱ	2	通年	不定期		2		○		研究指導教員		
	BSD915	BSD91561	生体医工学特別実験Ⅰ	1	通年	不定期		4			○	研究指導教員		
	BSD925	BSD92561	生体医工学特別実験Ⅱ	2	通年	不定期		4			○	研究指導教員		

7. 信州大学総合理工学研究科及び総合医理工学研究科 研究指導計画等に関する取扱要項

2020年1月8日 総合医理工学研究科正副研究科長会議

この要領は、総合理工学研究科及び総合医理工学研究科において研究指導を行う上で作成する「研究指導計画書・報告書」について定めるものである。

1. 対象学生

作成の対象は研究科に在学する全大学院学生（休学中の学生は除く。）とする。ただし、研究科・専攻で実施する教育プログラム等において別途研究指導計画書等を整備している場合はこの限りではない。

2. 様式

別紙様式のとおりとする。なお、必要に応じて各専攻やキャンパスにおいて必要な事項や注意事項の記載等を行うことができる。

3. 研究指導計画及び報告の作成

在学中毎年度、研究（指導）の計画及び報告を記録する。

(1) 計画（4月）

- 1) 大学院学生は、各年次の初めに「研究指導計画書・報告書」の「研究（指導）計画」中「研究計画」欄について、学生自身で記載する。
- 2) 主指導教員は、学生が記載した「研究計画」を面談等で確認し、「指導教員のコメント」欄に面談日（確認日）及びコメントを記載する。
- 3) 学生は、確認が終了した「研究指導計画書・報告書」のファイルを授業科目履修に関する届出とともに、メールにて指定の窓口へ提出する。

(2) 報告（次年度研究指導計画提出時、最終年次は学位論文提出時）

- 1) 大学院学生は、次年度の研究計画作成時（最終年次は学位論文提出時）に、当該年度の「研究指導計画書・報告書」の「研究（指導）実施報告」中「研究実施経過報告」欄について記載する。
 - I 研究の進捗状況
 - II 実績、成果等
- 2) 主指導教員は、学生が記載した「研究実施経過報告」を面談等で確認し、「指導教員のコメント」欄に面談日及びコメントを記載する。
- 3) 学生は、確認が終了した「研究指導計画書・報告書」のファイルを次年度の研究指導計画とともに、メールにて指定の窓口へ提出する。

4. 研究指導計画及び報告の確認

計画時及び報告時に提出された「研究指導計画書・報告書」は、各キャンパスの大学院に関する組織において随時確認し、教育の質向上に役立てる。また、学位審査時の参考資料とする。

5. その他

- (1) 10月入学生については、上記期日を参考に適時に実施する。
- (2) 面談等は、電話・Skype等のWEB会議・メール等による連絡でも可とする。
- (3) 休学中の学生は、復学後に記載する。

研究指導計画書・報告書

研究科名	専攻名	専攻
分野名	分野	ユニット
学籍番号	主指導教員名	
氏名		

研究テーマ

	研究(指導)計画	研究(指導)実施報告
学生記載	記載日: 年 月 日	記載日: 年 月 日
主指導教員の確認	面談日: 年 月 日 コメント	面談日: 年 月 日 コメント
年度		
学生記載	記載日: 年 月 日	記載日: 年 月 日
主指導教員の確認	面談日: 年 月 日 コメント	面談日: 年 月 日 コメント
年度		

	記載日: 年 月 日	記載日: 年 月 日
学生記載		
主指導教員の確認	面談日: 年 月 日 コメント	面談日: 年 月 日 コメント
年度		

※在学期間中、累積して記載する。

※研究(指導)計画及び研究(指導)実施経過報告を、学生が記載後、指導教員が面談等で確認し、学生の取組み状況、指導内容、指導計画の変更等を主指導教員が記載する。

※面談等は電話・Skype等のWEB会議・メール等によるものでも可とする。

※研究指導計画書・報告書は各年度の開始時から作成し、初年度は年度当初に履修計画の申請とともに、翌年度以降は前年度報告とともに研究(指導)計画を、翌年度の計画書提出時に指定の窓口へ提出する(最終年度は学位論文提出時に提出する)。

※休学の場合は復学後に提出することとし、休学中は提出不要とする。

※長期履修、休学などにより欄が不足する場合は、適宜追加する。

※総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースは、研究計画・報告の中で、研究倫理教育「eAPRIN」の受講について必ず記載する。

8. 信州大学大学院総合理工学研究科学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第43条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科（以下「研究科」という。）の修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験並びに修了判定の実施に関し必要な事項を定める。

(学位論文等の提出)

第2条 学位論文等の提出は、次の各号のとおり行う。

正副研究科長会議資料の改正案

- 一 申請者は「修士学位論文等審査申請書」（様式1）に学位論文等を添えて指導教員を経て研究科長に提出する。なお、各専攻は必要に応じ論文要旨等を提出させることができる。
- 二 提出期限は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める日とする。
- 三 各専攻が別に定める場合、様式の変更及びシステム等の媒体を用いて電子データによる提出とすることができる。この場合、申請の項目等は様式に準じた内容によるものとし、また提出は申請者本人が提出したことが確実に判別できる方法によるものとする。

(審査委員会)

第3条 学長からの付託を受けて、研究科委員会は申請者1名について3名以上の研究科の研究指導教員（主査1名、副査2名以上）をもって組織する審査委員会を設け、学位論文等の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員会の設置は各専攻に委託する。

- 2 前項の学位論文の審査に当たっては、各専攻が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を副査として加えることができる。
- 3 審査委員会は、学位論文等の審査結果並びに最終試験結果を「修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書」（様式2）により、研究科長に報告する。
- 4 各専攻が別に定める場合、前項の結果報告書の様式の変更及びシステム等の媒体を用いて電子データによる提出とすることができる。この場合、報告の項目等は様式に準じた内容によるものとし、また提出は審査委員長本人が提出したことが確実に判別できる方法によるものとする。

(学位論文等の審査)

第4条 学位論文等審査は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期間に行うと共に、発表会を開く。

(最終試験)

第5条 最終試験は学位論文等に関係ある科目について口頭又は筆答により行う。

- 2 最終試験は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期日までに行う。

(博士課程学位プログラム)

第6条 第2条～第5条の規定に係わらず、大学院学則第27条の3第1項第1号に定めるファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラムの履修生については別に定める。

(修了判定)

第7条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否について議決する。

(学位論文等の保管)

第8条 学位論文等は、審査終了後、学部の図書館及び指導教員がそれぞれ保管する。この場合、指導教員が学位論文を保管する期間は、当該指導教員が信州大学に在職する期間とする。なお、学位論文は、印刷物又は電子媒体で保管する。

(雑則)

第9条 この要項により難い事案が発生した場合は、研究科委員会において審議の上、決定する。

附 則 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 1. この要項は、平成29年11月9日から施行する。

附 則 1. この要項は、令和2年9月10日から施行する。

9. 修士論文関係様式等

様式 1

(西暦) 年 月 日
Request made on (YYYY/MM/DD)

信州大学長 殿
To: The President, Shinshu University

(西暦) 年度入学
Year of Admission

信州大学大学院総合理工学研究科

専攻 分野
Graduate School of Science and Technology, Shinshu University Department Division

学籍番号
Student ID

申請者氏名
Student Name

英文氏名
Student Name (in alphabet)

生年月日 昭和・平成・西暦 年 月 日生
Date of Birth (YYYY/MM/DD) 外国籍の方のみ西暦で記入してください

修士学位論文等審査申請書 Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation

このたび、信州大学学位規程第4条の規定により、修士（ ）の学位を受けたいので、下記の学位論文等を提出いたしますから御審査くださるよう申請いたします。

In compliance with the rules and regulations of Shinshu University, Article 4, I hereby request a Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation to receive a Master's Degree in _____. The dissertation title is stated below.

記

学位論文等題名 Title	
------------------	--

※学位論文等題名が外国語の場合は、その和訳を（ ）書きで併記すること。

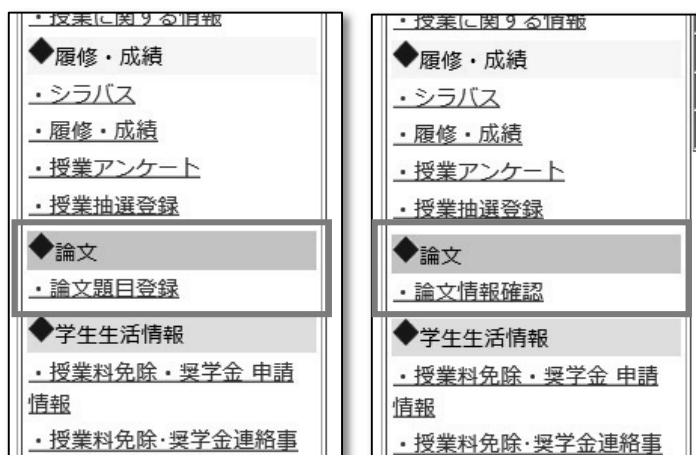
論文題目登録方法及び申請書作成方法

【論文題目登録(修士論文)】

・キャンパス情報のメニューに「◆論文」があります。論文題目登録期間中は「論文題目登録」と表示されますので、こちらから登録を行ってください。期間以外の場合は「論文情報確認」と表示されます。

(期間中)

(期間外)




・指定された期間内に、修士論文の種別と題目を入力して[登録]ボタンを押してください。登録にあたっては、内容を必ず指導教員に確認してください。期間中は何度でも再登録することが出来ます。

・論文題目に特殊文字(イタリック字体・化学式等)を表記したい場合は、「論文題目内に特殊文字の使用がある」のチェックをONにして登録してください(システムへの特殊文字登録はできません)。なお、この時点での印刷は不要です。

・英語の論文の場合は、英語の題目とその日本語訳を()書きで併記してください。

【修士学位論文等審査申請書作成(修士論文)】

- ・ 指定された期間以降に、論文情報確認から「修士学位論文等審査申請書ダウンロード」をクリックし、修士学位論文等審査申請書をダウンロードし、印刷してください。
- ・ 論文題目等に変更がある場合は、指導教員の許可を受けた上で修正し、申請書提出時に学務にて申告してください。



信州大学 Shinshu University

キャンパス情報システム

論文情報確認【確認中のため未確定】

論文種別	修士論文
論文題目	登録されている修士論文題目1の内容をここに表示します。 (論文題目内に特殊文字の使用あり)
登録年月日	2019/08/01
主査	信大 一郎
副査	
外部審査員	

[修士学位論文等審査申請書 ダウンロード](#)

キャンパス情報システム

- ・ トップページ
- ・ ログアウト
- ◆ **講義情報**
- ・ 休講情報
- ・ 補講情報
- ・ 時間割・講義室等変更情報
- ・ 集中講義日程情報
- ・ 授業に関する情報
- ◆ **履修・成績**
- ・ シラバス
- ・ 履修・成績
- ・ 授業アンケート
- ・ 授業抽選登録
- ◆ **論文**
- ・ 論文情報確認
- ◆ **学生生活情報**
- ・ 授業料免除・奨学金 申請情報
- ・ 授業料免除・奨学金連絡事項
- ・ 授業料免除等結果

修士論文作成要領

1 規格 A4判 (自著3通とする。)

2 装丁等

- ① 市販のファイル(淡青色)を使用し、左とじとする。
表紙及び背表紙には、右図の事項を記載する。
- ② 表紙の次の頁に表紙と同様な事項を記載したものを綴じ込む。
- ③ 次に目次を綴じ込む。
- ④ 次に本文を綴じ込む。(頁を記入)

3 本文の作成方法

ア 和文の場合

- ① 手書きの場合は、指定の原稿用紙を使用し横書きとする。
- ② パソコン等による場合は、1頁当たり900字(30字×30行)を目安とし、横書きとする。用紙は厚手のA4判用紙とする。

イ 外国語の場合

- ① パソコン等を使用し、用紙は厚手のA4判用紙とする。
- ② 行数は、1頁当たり約30行とする。

ウ その他

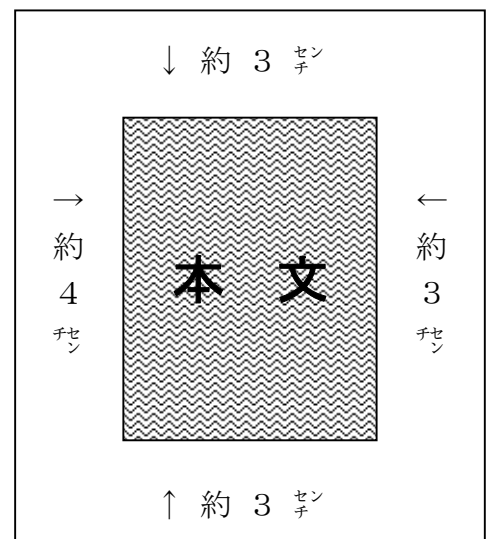
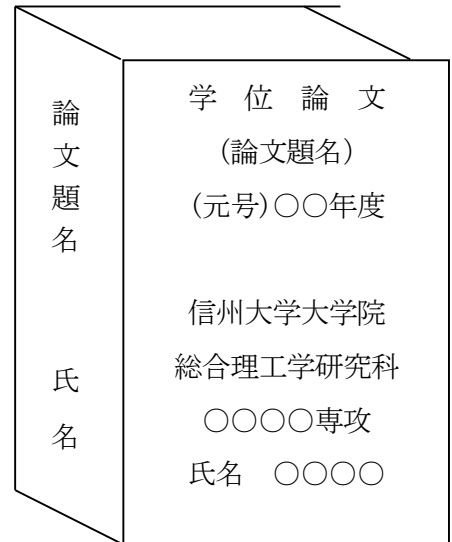
右図のように余白を取る。(特に図、表の場合
紙面いっぱいにならないように注意する。)

4 その他

ア 提出する論文のうち、副本(2部)はコピーでよいが、
カラー写真及び着色した図は、正本と同じものを使用する。

イ 両面刷りも可とする。

(表紙)



10. 信州大学大学院総合理工学研究科修士論文評価基準

信州大学大学院総合理工学研究科は、以下の基準に拠り、論文審査および口頭試問等を経て、審査委員会が最終的な評価を決定する。

1. [独創性・意義]

研究目的、研究手法あるいは研究成果は、十分な独創性または意義を有するか。また、学術研究が従うべき規範を守り、研究者としての研究倫理を身に付けているか。

2. [実験・調査]

研究を遂行するために実施した実験・調査は、適切な方法に基づいて行なわれているか。また、その分析は正確で、結果や解釈が妥当であるか。

3. [関連資料・参考文献]

研究を遂行するために利用した関連資料・参考文献について、正確な読解、的確な把握、また妥当な解釈がなされているか。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されているか。

4. [論証方法・論旨とデータ（資料）の提示方法]

問題提起から結論にいたる論証方法と論旨は、明解かつ妥当であるか。また実験データ・調査資料の提示と展開の方法は適切であるか。

5. [表現の的確性]

日本語もしくは使用外国語について、語句や学術用語の使用は的確で、文章表現は論理的であるか。

6. [論文の体裁]

本文、章立て、注記、関連資料・参考文献からの引用、図表等は、論文構成において、体裁が整っているか。

7. [総合的評価]

当該分野の研究において、総合的に評価して修士論文に値するか。

(ただし書き)

- 1) 項目2と3の評価基準は、いずれか一方、もしくは両方を採択しうることを示す。
- 2) 参考図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・参考文献」と表記した。
- 3) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 4) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

附 則

この基準は平成28年4月1日より施行する。

11. 信州大学大学院総合理工学研究科における 長期履修学生制度の取扱要項

この取扱要項は、信州大学大学院総合理工学研究科規程（平成 28 年信州大学規程第 268 号）第 16 条に定める長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修学生制度」という。）について、社会人学生等を対象に計画的な長期在学・履修により修学の便宜と授業料の軽減を図ることを目的として、本研究科における取扱いを、次のとおり定める。

1. 申請資格

原則として職業を有している社会人とする。

2. 長期履修の開始日

原則として年次の始めとする。

3. 長期履修の在学年限

4 年間を超えることはできない。

4. 申請手続き

長期履修を希望する学生は、入学手続期間内に「長期履修希望調書」（別紙様式 1）を、入学後に「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式 2）を研究科長に提出する。

在学生にあつては 1 年次の後学期が終了する 2 か月前までに「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式 2）を研究科長に提出する。

休学に伴う変更については、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式 3-1）を研究科長に提出する。

また、相当の理由により長期履修期間を延長する場合は、「長期にわたる教育課程の履修期間変更申請書」（別紙様式 3-2）を研究科長に提出する。

5. 履修期間の短縮申請手続き

申請が認められた学生が在学期間を短縮する場合は、各学期が終了する 2 か月前までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書」（別紙様式 4）を研究科長に提出する。

6. 審査及び報告

研究科長は、提出された申請書の審査を専攻会議に付託する。

なお、審査結果は、当該学生あてに許可書（別紙様式 5, 6-1, 6-2, 7）を通知するとともに、学長に報告（別紙様式 8, 9-1, 9-2, 10）する。

7. 授業料の納入

申請を許可された学生は、「信州大学授業料等に関する規程（平成 16 年信州大学規程第 85 号）」が定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納期限までに納入する。そのほか、短縮を許可された場合及び学年途中で修了する場合も同規程による。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

12. 学生の表彰及び懲戒について

(1) 表彰

大学生活の中で正課・課外活動を問わず表彰に値する行為があったときは、これをたたえ功績に応じ「学長賞」・「功労賞」・「農学部賞」・「同窓会長賞」・「後援会長賞」の表彰をします。

学長賞

- 一 信州大学（以下「本学」という。）における学術研究活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
※該当するもの
国際的又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
- 二 本学における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの
※該当するもの
スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等のスポーツの権威ある大会に出場し、優れた成績を収めたもの文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国際レベル又は国内最高レベルの審査等で高い評価を得たもの
- 三 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
※該当するもの
ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受け、その活動が国内外の公的機関において表彰されたもの
- 四 その他前3号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

功労賞

- 一 本学における課外活動の成果が顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの
※該当するもの
スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等に準ずる大会に出場し、優れた成績を収めたもの文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国内レベルの審査等で高い評価を得たもの
- 二 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を高めたと認められるもの
※該当するもの
ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受けたもの
- 三 その他前2号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

農学部賞 [対象学生：農学部、総合理工学研究科（伊那キャンパス）、総合医理工学研究科（伊那キャンパス）の学生]

- 一 学部における学業成績が特に優秀であると認められるもの
- 二 大学院における学術研究の成果が特に顕著であると認められるもの
- 三 スポーツ活動で優れた成績を収めたもの
- 四 芸術・文化活動で高い評価を受けたもの
- 五 社会活動で高い評価を受けたもの
- 六 その他前各号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

同窓会長賞 [対象学生：農学部の学生]

信州大学農学部における学業成績が優秀であると認められるもの

- 一 「ゆりのき賞」は学生生活をも考慮して、表彰に値すると認められる学部卒業予定者のうち各コース1名を原則とする
- 二 「からまつ賞」は3年生までの学業成績が優秀でありかつ学生生活をも考慮して、表彰に値すると認められる在学生のうち各コース1名を原則とする

後援会長賞 [対象学生：農学部、総合理工学研究科（伊那キャンパス）の学生]

- ・農学部のコースごとに専攻研究が高い評価を得たと認められるもの
- ・総合理工学研究科（伊那キャンパス）の分野ごとに修士論文が高い評価を得たと認められるもの

(2) 懲戒

本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する【表1】のような行為は、懲戒（退学・停学・訓告）の対象となります。

対象となる行為には、飲酒、自動車運転、コンピューターやネットワークに関することなど、身近な行為が原因となることもあります。

本学が実施する試験等における不正行為（カンニング、コピー&ペーストなど）を行った場合も、懲戒となり、修業年限内に卒業できなくなります。さらに、【表2】のとおり修得した単位の認定が取り消されます。

懲戒手続は、「29. 信州大学における学生の懲戒に関する規程」に基づき行います。

【表1】

懲戒対象行為		該当する懲戒の種類
区分	事項	
A 学内秩序を乱す行為	① 「国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第27号）」に抵触する行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	② 本学が実施する試験等における不正行為（詳細は、別表に掲げる事例とする。）	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	③ 飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学又は停学（無期）
	④ 飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑤ 20歳未満の者と知りながら飲酒を勧める行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑥ 20歳未満の者の飲酒行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑦ 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑧ 本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑨ 本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用、若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑩ 本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑪ 「信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成19年信州大学規程第154号）」に抵触する行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用、著作権の侵害等）	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑫ 反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑬ 違法薬物（麻薬、大麻等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
B 犯罪行為	① 殺人、強盗、強制性交等、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	② 薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学又は停学（無期又は有期）
	③ 傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	④ 痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑥ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑦ コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）

C 交通事故・違反	① 死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	② 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学（無期又は有期）
	③ 無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	④ 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤ 後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期）又は訓告

【表2】

本学が実施する試験等における不正行為の事例		単位認定の可否	
		当該科目	不正行為を行った学期の科目
単位認定に係る試験時の行為	替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。	認定しない	認定しない
	許可されていないノート又は参考書等を使用すること。		
	答案を交換すること。		
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること。		
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。		
その他不正な行為と認められること。			
単位認定に係るレポート(卒業論文等含む)の行為	他人の著作物を盗用すること。	認定しない	認定しないことができる
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。		
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。		
他の学生に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者。	認定しないことができる	特に悪質な場合認定しないことができる	
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること。			

13. 学生生活関係

農学部の事務組織及び学生に関わる業務内容の概略は以下のとおりです。

窓口時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15

学務グループ (管理棟 1階)	教務担当	(1)教育課程に関すること、(2)授業の履修手続き、(3)学生の身分(入学、休学、復学、退学、卒業及び修了)の手続き、(4)学籍簿及び学業成績の管理、(5)学生の教員免許状の取得の手続き、(6)修士論文の手続き、(7)大学院総合理工学研究科、総合医理工学研究科に関すること、(8)学生の諸証明に関すること、(9)学内でのPC利用およびインターネット利用に関すること。
	学生支援担当	(1)学生旅客運賃割引証(学割証)の発行、(2)授業料等の免除・徴収猶予、奨学金の手続き、(3)学生の健康管理、(4)課外活動、(5)就職情報の提供、(6)学生寄宿舍等、(7)留学生に関すること、(8)海外留学、(9)学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険。
	入試担当	学生の募集及び入学試験。
総務グループ (管理棟 1階)	庶務担当	(1)諸行事、(2)入学式・卒業式、(3)TA・RA
	会計担当	(1)授業料・入学料・入学検定料・寄宿料の納付、(2)物品の購入。
	管理担当	施設・設備の保守・管理に関すること。
	附属施設担当	(1)附属施設を利用したの実習・演習に関すること、(2)アルプス圏フィールド科学教育研究センター(AFC)の運営。
図書担当(図書館)		図書館に関すること。
教育研究支援室(B棟 1階)		各分野の教育研究支援。

(1) 授業料・授業料免除・奨学金

1) 授業料

授業料は年額 535,800 円です。前期 267,900 円、後期 267,900 円を期限までに納付しなければなりません。授業料の納付方法は、入学時に届け出られた普通預金口座から、前・後期分それぞれの指定日に自動的に引き落とされる預金口座自動振替制度を採用していますので、指定日前銀行営業日の 15 時までに預金口座へ授業料の入金を忘れぬよう行ってください。

授業料を期日までに納付しないと、一定の督促手続きを経て除籍処分になることがありますので注意してください。

なお、在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

2) 授業料免除・徴収猶予・月割分納

①経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、②授業料の納期前 6 ヶ月以内(大学院新入学者は入学前 1 年以内)において、学資負担者が死亡し、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考の上、その期に納付すべき授業料が免除(全額又は半額)される制度、徴収が猶予される制度、月割分納できる制度があります。

上記制度の出願時期等については、掲示にて周知するので十分注意してください。なお、授業料の免除、徴収猶予、及び月割分納についての詳細は学生総合支援センターまたは学務グループへ問い合わせてください。

3) 奨学金

奨学金については、日本学生支援機構及びその他の団体（地方自治体・各種団体・企業等）から貸与または給付されます。その選考に当たっては、学業成績が優秀であり、経済的理由により就学困難な者が対象となります。なお、成績不振者は奨学金が停止となる可能性があります。また、学資負担者の死亡・災害等については、特別な扱いとなりますので学務グループへご相談ください。申請時期・申請方法等は募集の都度掲示します。

(2) 学生向け情報の掲示及びメール

1) 学生向け情報伝達は、掲示及びキャンパス情報システムで行います。掲示については、毎日登下校時に掲示板を見るようにしてください。農学部ホームページ「在学生の方へ」も定期的にチェックしてください。

学生呼び出しは、キャンパス情報システムやメールにて行います。登録するメールアドレスについては、よく使うアドレスを登録するとともに、必ず毎日チェックするようにしてください。

特に緊急性の高いものなどは電話にて連絡することもあります。

連絡先を変更した場合は、情報が届かないことがないように必ずキャンパス情報システムで登録変更を行ってください。

2) 外国人留学生については、留学生専用掲示板も見るようにしてください。

3) 掲示物については、学務グループで許可を受けた上で指定された場所に掲示してください。

(3) 証明書・学生旅客運賃割引証

「在学証明書」、「成績証明書」、「修了見込証明書(修士2年生)」は学務グループにある証明書発行機より発行できます。学生証を持参して画面の案内に従って手続きをすればすぐに発行されます。また、「学生旅客運賃割引証(学割証)」も同様に証明書発行機で発行することができます。学割証は下記の目的でJRを片道100kmを超えて利用する場合に使用できます。

《学割証は一部の私鉄やフェリーの2等にも使うことができます。》

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| ①帰省 | ④就職又は進学のための受験等 |
| ②実験・実習等の正課の教育活動 | ⑤大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 |
| ③大学が認めた特別教育活動又は文化
・体育に関する正課外の教育活動 | ⑥傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 |
| | ⑦保護者の旅行への随行 |

なお、学割証の発行枚数は1日2枚、有効期間は発行日から3ヶ月間です。1人当たり年間15枚まで証明書発行機で発行できますが、やむを得ない事情の場合は、学務グループ窓口にご相談ください。

証明書発行機の稼働日・時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（土日祝日は利用できません）

「修了証明書」が発行できるようになるのは、修了年度の3月20日以降となります。

その他の証明書は学務グループカウンターに備え付けの「証明書交付願」により申し込んでください。交付までには約2週間かかる場合もありますので余裕をもって申し込んでください。申し込みの際は学生証等本人確認のできるものをお持ちください。

(4) 保健・メンタルヘルス

総合健康安全センター伊那キャンパス分室として、保健室（講義棟1階）・カウンセリング室（B棟1階）が設置されています。保健師・カウンセラーが常駐していますので、遠慮なく利用してください。

1) 保健室

保健室では、急な病気やけがの手当てのほか、定期健康診断、医療機関の案内、カウンセリング予約の受付、健康に役立つ医療情報の提供などを行っています。

<開室時間>

平日 8:30～17:00

<場所>

講義棟1階

2) カウンセリング室

大学生活を送るなかでは様々な問題や悩みにも直面することもあります。カウンセリング室はそうした場合にみなさんと共に考え話し合いながら、問題の整理や自分の思いや気持ちに気付くお手伝いをする場所です。自分のことや、家族や友人・異性のこと、学習のこと、将来のこと、身体のことなど、気軽にご相談ください。なお、相談に関する個人の秘密は厳守されます。

<相談申込方法>

原則として予約制です。予約は保健室か学務グループにお問合せください。しかし、急を要する場合にはこの限りではありません。

<相談日>

月曜日～水曜日・金曜日 9:00～16:00 ※木曜日は終日閉室

<場所>

B棟1階 教育研究支援室向かい B121 カウンセリング室

(5) 休学・退学

休学を希望する場合は、休学願を休学開始日の2ヶ月前までに学務グループへ提出し、学部長の許可を得る必要があります。

農学部で休学が認められる理由は、以下の場合です。

- 1) 病気のため・・・休学願と医師の診断書を提出
- 2) 経済的理由のため・・・休学願の申し立て欄に詳細な事由を記載
- 3) 農学に関する留学のため（大学との交流協定によるもの・語学留学は除く）
・・・休学願と留学先の入学許可書等を提出
- 4) 公共的な事業に参加するため（国又は地方公共団体等の求めによる場合）
・・・休学願の申し立て欄に詳細な事由を記載

退学を希望する場合は、退学願を退学日の2ヶ月前までに学務グループへ提出し、学長の許可を得る必要があります。なお、退学希望期日に属する学期の授業料を完納しなければ、退学は許可されません。

各願の提出には、保証人およびクラス担任（または指導教員）の署名が必要です。休・退学を検討する場合は、早めに保証人およびクラス担任（または指導教員）に相談してください。

各願の用紙は、学務グループにあります。また、農学部ホームページ（在学生の方へ）>在学生の各種手続き）からダウンロードできます。

(6) 学籍情報入力

キャンパス情報システムの「Web 登録情報の確認修正」機能を利用して、学籍情報を入力することができます。届け出た現住所・電話番号・メールアドレス・緊急連絡先・帰省先等を変更した場合は、必ずキャンパス情報システムから変更内容を登録してください。大学からの急な連絡を電話・メール等により行う場合があります。

なお、保証人の変更・保証人に関する事項の変更がある場合は、変更届を学務グループ窓口へ提出してください。変更届の用紙は、学務グループあるいは農学部ホームページ（在学生の方へ>在学生の各種手続き）にあります。

また、改姓・改名による氏名変更・旧姓使用・外国籍学生の通称名使用・自認する性に基づく通称名の使用がある場合は、学務グループ窓口へ申し出てください。

(7) 実習・調査等における学生の自家用車の使用について

伊那キャンパス外で行われる実習・調査等のために学生が自家用車を利用することは原則認めておりません。

ただし、下記のやむを得ない事情がある場合のみ、学生の自家用車の使用を認めます。

- 1) インターンシップ、ボランティア、介護等体験、教育実習等の実習において、実習地までの公共交通機関が極めて不便で、受入れ先が自家用車の使用を認めている場合
- 2) 卒業論文や修士論文等の研究を目的とした調査において、調査地までの公共交通機関が極めて不便で、指導教員が認めた場合
- 3) その他、やむを得ない事情がある場合

上記1)～3)により自家用車を使用する学生は、様式「実習・調査等における自家用車使用届出書」に運転免許証の写し（表・裏）、車検証の写し及び自動車任意保険証の写しを添付して、学務グループに届け出てください。様式は、農学部ホームページ（在学生の方へ>在学生の各種手続き）にあります。

また、伊那キャンパスに所有自動車で通学する場合は学務グループに自動車登録票を提出し、車を変更した場合は必ず申し出てください。

(8) 就職

就職活動の支援は学務グループで行っています。求人情報・各種企業パンフレット等は、講義棟1階「就職資料室」にあります。また、信州大学ホームページ（学生生活>就職・キャリアサポート>キャリア教育・サポートセンター）に各種情報が掲載されていますので活用してください。

就職活動のタイミングにあわせて随時就職ガイダンスを開催します。就職に係る手続き、詳細については1年次に開催されるガイダンスごとの配布資料を参照してください。信州大学農学部ホームページ（在学生の方へ>キャリア教育・サポートセンター）にガイダンス情報が随時掲載されますので利用してください。週に数回、キャリアコンサルタント資格を持つ就職相談員に、就職相談を行うことが出来ますので活用してください（予約制）。予約は学務グループ窓口で直接受付簿に記入するほか、電話でも受け付けています。

上記とは別に、教員を希望する学生は教員免許状が必要です。詳細については学務グループにお問合せください。

なお、就職活動で大学からの推薦書が必要になった場合は、指導教員に相談してください。

(9) 課外活動

校内には、体育館、弓道場及び運動場があり、体育系・文化系サークルが、それぞれ活発な活動を行っています。また、登山・スキー等も地の利を得て、活動は活発です。なお登山については、単独登山は絶対に避け、事前に登山届（(11)で詳しく説明します）を学務グループへ必ず提出してください。各種届については学務グループにあります。農学部ホームページ（在学生の方へ）>在学生の各種手続き）からダウンロードできます。

課外活動施設の使用は以下の「課外活動施設の使用心得」に沿って使用することになります。

1. 課外活動施設（以下「施設」という。）は団体設立届あるいは継続・変更届を提出した農学部学生の課外活動団体が使用できるものとします。
2. 使用時間は、9時から21時までを原則とします。ただし、一斉夏期休暇・年末年始休暇及び大学入学試験の実施日は使用できません。
3. 施設の使用にあたっては、次のことを遵守しなければなりません。
 - 1) 暖房器具は石油ファンヒーターとする。
 - 2) 火気の取扱に注意すること。
 - 3) 備品等は無断で移動したり、室外へ持ち出したりしないでください。
 - 4) 使用目的・使用時間以外に使用しないでください。
 - 5) 掲示物等は所定の場所以外に掲示しないでください。
 - 6) 使用後は清掃を行い、使用前の状態に復すると共に消灯・火の元・施錠を必ず確認してください。
 - 7) 使用時間を守り、騒音防止に努め、他人の迷惑になる行為はしないでください。
 - 8) その他職員の指示に従ってください。

(10) 海外渡航届

海外へ渡航する場合は、渡航前に海外渡航届を提出してください。海外渡航届はACSUから申請することになっていますので、渡航先・渡航日程が決まった時点でACSUの海外渡航届から申請してください。なお、クラス担任または指導教員の確認が必要となりますので余裕を持って提出してください。

(11) 登山届

登山の場合は、出発前までに登山届を登山計画書とともに、学務グループへ提出してください。配布は学務グループで行っておりますが、顧問またはクラス担任・指導教員の署名・押印が必要となりますので、余裕を持って受け取りに来てください。

(12) 学生証等の携帯、再発行

学生証・Safety Support Card常に携帯してください。証明書発行機を利用する際、図書館の入退館の際には学生証を使用します。また、緊急の際は、本冊子「22. 緊急事態対応の手引」または、Safety Support Cardを見て、連絡してください。

学生証・Safety Support Cardの再発行を希望する場合は、学務グループへ申し出てください。なお、学生証の再発行には手数料がかかります。

(13) 住 居

1) 学生寄宿舍について

伊那キャンパスには、鉄筋コンクリート3階建、収容人員76名(男子)・40名(女子)の中原寮があります。所定の手続きにより入寮を願い出た者について選考のうえ、入寮が許可されます。

2) 下宿について

信州大学生生活協同組合（生協）に相談してください。

(14) アルバイト

アルバイトをする場合には、学業との両立、健康状況等を考えて慎重に検討してください。アルバイトの紹介は信州大学キャンパス情報システム内で行っています。就労中の事故には十分に注意のうえ、求人者の指示等を理解し、責任を持って誠実に行うよう努めてください。なお、アルバイト先でのトラブル（待遇、セクハラ等）、危険であると判断される作業、事故などがあった場合には、直ちに学生総合支援センター又は学務グループへ申し出てください。

(15) その他

事故にあった場合は、速やかに担当教員及び学務グループに連絡してください。

14. 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険」への加入手引

この保険は、信州大学が窓口となっている学生保険です。

農学部にて在籍する学生全員が加入を原則としていますが、生協の保険やその他同等の保険に加入している場合は、必ずしも加入しなくとも問題ありません。(いずれかの保険への加入が確認されない場合は実験・実習の受講が認められません。)

農学部では学生教育研究災害傷害保険に加入する場合、〈学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険〉へ同時に加入することを推奨しています。

●学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）について

本学指定コースは、通学中等障害危険担保特約付き（A タイプ 2,000 万円コース）です。教育研究活動中（正課・学校行事・クラブ活動）や通学中等における不慮の災害事故を補償する保険です。

※感染予防保険金支払特約は付帯しません。この特約は、病院または診療所等において臨床実習のある学部が対象となるため、本学部では対象外となります。

●学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険について

本学指定コースは、A コース学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠）です。国内外における正課、学校行事とその往復中で他人へのケガ及び他人の財物を破損したことにより被る法律上の損害賠償に備える保険です。

【加入手続】

随時受付けておりますが、年度途中に加入する場合でも保険料は1年間単位となります。

【保険期間】

4月1日（又は申込みを行った日の翌日）の午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで（原則として卒業までの期間を一括して申し込むものとします）

休学期間中は保険適用外となり、休学期間中の保険料は手続きにより返金される可能性もありますので、休学開始日より1ヶ月前までには学務グループへ確認してください。

※休学により就学期間が延長されますので、その期間分の保険に再度加入をしてください。

【事故の通知及び保険金の請求について】

事故に遭われた場合は、速やかに学務グループへ連絡してください。一定期間を過ぎると保険金を受け取れない場合があります。

【保険料（学研賠及び通学特約を含む）】

この保険は、日常生活における範囲においては、補償の対象外となるため、保険料も他の保険より割安となっています。検討の際はご注意ください。

保険期間	学研災+通学特約付 2,000万円コース	学研賠 Aコース	加入報告 手数料	合計金額
1年間	1,000円	340円	10円	1,350円
2年間	1,750円	680円	10円	2,440円
3年間	2,600円	1,020円	10円	3,630円
4年間	3,300円	1,360円	10円	4,670円

※ 加入する場合は、払込取扱票（学務にあります）へ必要事項を記入の上、最寄りの郵便局窓口で加入期間の合計金額をお支払いください。枠内に必ず**学籍番号**を記入してください。

【支払保険金の種類と金額】

1. 学生教育研究災害傷害保険

	死亡 保険金	後遺障害 保険金	医療保険金	入院加算金
正課中・学校行事	2,000万円	120万円～ 3,000万円	3,000円～ 最高30万円 (治療日数1日から対象)	1日につき 4,000円 (入院1日目 から対象 180日限度)
通学中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	6,000円～ 最高30万円 (治療日数4日以上 が対象)	
学校施設間の 移動中			3万円～ 最高30万円 (治療日数14日以上 が対象)	
学校施設内 (寄宿舍は除く)				
大学に届け出た クラブ活動				

※ 「治療日数」とは傷害を被り治療を開始した日から、平常の生活に従事することができる程度に治った日までの間の実治療日数（**実際に入院または通院した日数**）をいいます。

2. 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険

対人賠償	} 1事故1億円限度（対人・対物賠償合わせて） （*免責金額0円）
対物賠償	

15. 講義室・学生ラウンジ使用の手引

伊那キャンパスに在籍する学生が授業やゼミ以外で講義室を使用したい時は、授業に支障のない限り使用する事ができますが、この場合使用責任者は、次の事項を守り事前に許可を受けてください。

(1) 講義室使用にあたっての注意事項

- ・使用責任者は、講義室使用許可願を使用予定の2日前までに学務グループに提出し許可を受けてください。
- ・個人学習的な利用は、警備上の問題からお断りします。(図書館をご利用ください。)
- ・備え付けの備品・器具等を汚損しないように留意してください。
- ・飲食は厳禁とします。
- ・使用後は、原状復帰し、授業に支障のないように整理してください。防犯上、窓は施錠し、ブラインドは開けたままとします。照明は消し、廊下の扉は閉めてください。
- ・使用は、長期休業中を除く平日のみの18時までとし、例外は個別に判断します。
- ・冬期間、講義室備え付けのエアコンの使用は、講義のみ学務グループでタイマー予約します。それ以外での使用については、学務グループに申し出てください。
- ・不要の電気使用(携帯電話の充電等)は慎んでください。

(2) ラウンジの利用について

授業の空き時間を利用した自主学習等の用途で学生ラウンジを使用することができます。利用時間は平日のみの17時までとします。

○1階 講義棟入口

窓側のカウンターには、スタンドチェアが設置されています。

実習時、バスの待合いにもご利用ください。

○2階 非常勤講師室横

学習用テーブル、展示スペースがあります。

他コースの学生との交流もできるコミュニケーションスペースとして、また、授業の空き時間を利用した自主学習等にもご利用ください。

16. 信州大学附属図書館農学部図書館利用の手引

農学部図書館ホームページ

<https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/library/agriculture/>
開館カレンダー，利用方法の詳細，お知らせ等が確認できます。

開館時間

平日： 8：45～21：00（休業期間中は17：00まで）
土曜日： 11：00～18：00（休業期間中は休館。試験期間中は19：00まで開館）
日曜日・祝日： 休館（ただし，試験期間中は11：00～19：00開館）

休館日

日曜日・祝日，一斉夏季休暇，年末・年始（12月28日～1月4日），
館長が必要と認めた日（事前にお知らせします）

入館にあたって

- 入館・退館には学生証が必要です。必ず学生証を持参してください。
- 閲覧室は静かに学習する場所です。密閉可能な容器の飲料のみ持ち込めます。
- ホールではグループ学習や軽度の飲食ができます。マナーを守ってご利用ください。
- 図書・雑誌などを破損・汚損したり，無断で持ち出さないようにしてください。
- ごみはお持ち帰りください。館内にごみ箱はありません。

図書館施設

- (1) ホール： ホールには次のコーナーがあります。
 - 1) 新聞閲覧コーナー： 当日の新聞が閲覧できます。
 - 2) 広報誌，ニュース類コーナー： 大学，県，法人等の広報誌，ニュース類があります。
 - 3) 視聴覚コーナー： 視聴覚資料の視聴ができます。
 - 4) 情報検索コーナー： パソコン3台
- (2) 閲覧室： 閲覧室には次の資料・設備があります。
 - 1) 図書： 専門図書，一般教養図書
 - 2) 雑誌： 購入雑誌，寄贈雑誌
 - 3) 視聴覚資料
 - 4) 情報検索コーナー： パソコン2台，OPAC専用パソコン1台
 - 5) コピー機： コイン式コピー機1台（カラー可）
- (3) 2階書庫： 2階書庫には次の資料があります。出入の際は職員に声をかけてください。
 - 1) 各種統計，年鑑，年報
 - 2) 大学等（国公立大，短大，高専等）発行の雑誌など
 - 3) 都道府県等の地方自治体発行の雑誌，農林水産省等の国の機関発行の雑誌など
 - 4) 当日以外の新聞（1年分保管）

図書・雑誌などの図書館資料の利用

(1) 閲覧

図書館資料は自由に閲覧できます。利用した資料は必ず元の位置に戻してください。

(2) 貸出

図書の貸出冊数・期間は、次のとおりです。

区 分	通 常		長期休業中	
学部生（2年～3年）	10冊	14日	10冊	休業中
学部生（4年）	10冊	30日	10冊	休業中
院生	10冊	30日	10冊	休業中
研究生・聴講生など	5冊	14日	5冊	休業中

参考図書（辞書・事典など）、雑誌、2階書庫の図書館資料は当日のみの貸出となります。

雑誌の最新号は貸出できません。

(3) 返却

返却期限までに必ず返却してください。返却が遅れた場合は、貸出停止などの罰則があります。

図書館が閉まっているときは、入口の図書返却箱（ブックポスト）を利用してください。

図書館資料を紛失した場合は原則として現物で弁償していただきます。

(4) 延長

返却期限内で、予約者がいなければ1回まで可能です。Web（MyLibrary）からも延長できます。

図書・雑誌の検索（^{オーバック}OPAC）

<https://www-lib.shinshu-u.ac.jp/opc/>

信州大学附属図書館で所蔵する図書や雑誌は、オンライン目録OPACで調べることができます。

予約・取寄

借りたい図書が貸出中の場合、または他学部図書館が所蔵している場合、OPAC画面から図書の予約・取寄ができます。（要ACSU-IDとパスワード）

無線LANの利用

自分のPCを無線LANに接続して利用できます。無線LANに接続するためのパスワードはカウンターにお尋ねください。（要ACSU-IDとパスワード）

他学部図書館の利用

学生証を持参してください。図書の貸出等ができます。ホームページ等で事前に貸出条件、開館時間等を確認してお出かけください。各館の図書は農学部図書館で返却できます。

農学部図書館に所蔵がない場合（図書館間相互利用）

他学部、他大学等から図書を借用すること（現物貸借）や文献のコピーを取り寄せること（文献複写）ができます。申込用紙あるいはWebにてお申し込みください。複写料金、送料がかかります。（他学部図書館所蔵図書の借用については、「予約・取寄」の項を参照してください。）

伊那市立図書館の図書・雑誌などの貸出・返却

伊那市立図書館の図書や雑誌などを、農学部図書館カウンターで貸出・返却できます。

17. 体育館使用の手引

(1) 使用条件

- 1) 農学部が主催する行事等
- 2) 大学又は他部局が主催する行事等
- 3) 伊那キャンパスに在籍する学生の課外体育活動
- 4) 教職員の体育活動
- 5) その他の行事等で農学部長が認めるもの

(2) 使用計画

- 1) 体育館を大学又は他部局が主催する行事等で使用する場合は、農学部が主催する行事等に支障をきたさない範囲において許可します。
- 2) 体育館を伊那キャンパスに在籍する学生の課外体育活動で使用する場合は、農学部、大学又は他部局が主催する行事等に支障をきたさない範囲において許可します。
- 3) 教職員が使用する場合は、伊那キャンパスに在籍する学生の課外体育活動ならびに1)、2)の行事等に支障をきたさない範囲において許可します。
- 4) 学外者の使用は、学内の使用計画等に支障のない場合に限り許可することができます。

(3) 使用手続き

- 1) 時間内（8：30～17：00）の使用については、学務グループに、平日8：30～17：00の間に申し出て、体育館使用簿に必要事項を記入し、許可を受けて使用してください。
- 2) 時間外（17：00～21：00）の使用については、原則として農学部公認サークルのみが使用できます。スケジュールは定期的開催される代表者会議において調整をするものとし、使用時には体育館使用簿に必要事項を記入し使用してください。
- 3) 休日（土曜、日曜、祝日を含む）に課外体育活動等で使用する場合は、使用日の3日前（休日を除く）までに体育館使用許可願を学務グループへ提出し、使用許可を受け、体育館使用簿に必要事項を記入して使用してください。但し、一斉夏季休暇、年末年始休暇、大学入試実施日の間は使用できません。

(4) 使用にあたっての注意事項

- 1) 許可された者以外は使用しないでください。
- 2) 許可された目的及び時間以外に使用しないでください。
- 3) 床を傷つけ、又汚損する恐れのないよう体育館専用の運動靴を用意し用いてください。
- 4) 館内に無断で張り紙、掲示等しないでください。
- 5) 館内には危険物等の持ち込みはしないでください。
- 6) 館内の更衣室及びロッカーを長時間に渡り占有しないでください。
- 7) 夜間の使用では節電に留意してください。
- 8) 施設器具を滅失、破損又は汚損したときは速やかに学務グループに申し出て指示を受けてください。
- 9) 使用にあたっては、平日8：30～17：00の間に学務グループから鍵を受け取ってください。
- 10) 使用后、使用者は必ず整理・整頓及び清掃を行い、ゴミは持ち帰ってください。また、施錠を確認後、鍵を借りた使用者が必ず学務グループに返却してください。

18. 福利厚生施設利用の手引

伊那キャンパスには学生生活をより楽しくより豊かにし、食生活の便宜を図るための施設として福利厚生施設があります。

信州大学農学部 J 棟（購買・食堂・多目的ホール）

【1階】購買，食堂【2階】多目的ホール，サイレントエリア

（1）施設の開館期間，開館時間及び休館日

1) 開館期間及び開館時間

- ①前期（4月1日から9月30日まで） 8時45分から20時まで
- ②後期（10月1日から翌年3月31日まで） 8時45分から19時まで
- ③金曜日及び休日の前日は8時45分から18時まで

ただし，下記時間は団体利用に限る。

- ・前期 18時から20時まで，後期 18時から19時まで
- ・春期休業中 8時45分から10時まで，16時から19時まで
- ・夏季休業中 8時45分から10時まで，16時から20時まで

2) 休館日 土曜日，日曜日，国民の祝日，休日（一斉夏季休暇及び年末年始休暇を含む）

（2）施設利用について

下記時間は施錠されているため，施設を利用する場合の責任者は，学務グループで予約貸出簿に記入をし，貸出当日に学務グループにて鍵を借りてください。原則として，同一団体が2日以上引き続き利用することはできません。

- ・前期 18時から20時まで，後期 18時から19時まで
- ・春期休業中 8時45分から10時まで，16時から19時まで
- ・夏季休業中 8時45分から10時まで，16時から20時まで

利用に際しては，次のことを心がけてください。

【1階2階共通】

- 1) 常に火気については十分注意し，清潔，整頓，美化を心掛けてください。
- 2) 使用時間を守り，他人の迷惑になる行為をしないでください。
- 3) 使用した設備，備品は直ちに清掃し，使用前の状態にしておいてください。管理運営責任者の許可なく，施設内の設備，備品の移動・持ち出しはしないでください。
- 4) 施設内での掲示は定められた場所以外にはしないでください。
- 5) 施設内での飲酒は定められた場所以外ではしないでください。

【2階】

- 1) 飲酒はできません。
- 2) 多目的ホールは，飲食（軽食）可能です。
- 3) サイレントエリアは，食事はできません。飲み物の持ち込みは可能です。
- 4) 学会，研究会等以外では給湯スペースは使用できません。
- 5) 利用後は施錠確認し，その日の内に借りた利用者が鍵を必ず返却BOXに返却してください。

※1階生協食堂を行事等で利用する場合は，事前に生協へ予約をしてから生協で鍵を借りてください。

19. 実習宿泊施設利用の手引

農学部には、次の宿泊施設があります。

- 1) 野辺山ステーション宿泊施設（農学部から車で100分）
- 2) 西駒ステーション宿泊施設（農学部から車で25分）
- 3) 手良沢山ステーション宿泊施設（農学部から車で30分）

上記宿泊施設の利用を希望する者は、総務グループ附属施設担当に申し込み手続きをします。いずれの宿泊施設も、教育研究及び学生の実験実習を行うことを目的としていますので、施設を使用する者は、実験・実習及びこれに基づく業務等に支障をきたさないよう次の事項に従ってください。

(1) 使用手続

- ア. 施設使用の許可を受けようとする者は事前に総務グループ附属施設担当で宿泊が可能かどうか確認をし、使用予定日7日前までに「宿泊施設使用申請書」を総務グループ附属施設担当に提出してください。
- イ. 使用許可を受けた者は、直ちに使用料を総務グループ附属施設担当に納入してください。

(2) 宿泊使用期間・定員

宿泊施設名	使用期間	宿泊定員
野辺山ステーション宿泊施設	5月1日～10月31日	90名
	11月1日～4月30日	15名
西駒ステーション宿泊施設	4月1日～10月31日	30名
手良沢山ステーション宿泊施設	4月1日～10月31日	45名

(3) 使用料

- ・本学のカリキュラムに基づく実験、実習及び演習のための宿泊 1泊 300円～400円
 - ・教育研究活動のための宿泊 1泊 700円～900円
 - ・その他の宿泊 1泊 900円～1,000円
- 詳細は総務グループ附属施設担当にお問い合わせください。

(4) その他

いずれの施設も自炊です。また、石鹸・タオル・洗面用具・寝巻は、各自持参してください。その他の注意は、申し込み時に宿泊施設使用者心得を差し上げますので、確認してください。

20. 野外調査の届け出について

(1) 野外調査実施時における届出の様式及び方法

教員が引率する場合、引率しない場合共に、以下の様式の調査計画書を提出する。

①調査計画書の記載事項：

「調査内容」「調査場所」「調査者」「調査日・宿泊場所」「調査行程(帰学予定時刻)」「交通手段」「連絡対応者」「その他」。なお、調査計画書の様式は別紙見本を参照すること。

②届出及び掲示の方法：

学生の場合は、調査計画書を指導教員に提出し許可を得ると同時に、調査計画書を研究室の掲示板に掲示する。教員引率の場合にも、同様に、調査計画書を研究室の掲示板に掲示する。

(2) 調査時等の連絡の厳守

①調査中、指導教員及び学生間での連絡を密にすること。

②日帰りの場合、指導教員(または留守番学生等)は「出発時」「調査開始時」「調査終了時」「帰学時」に連絡を受けることとする。宿泊を伴う場合も同様に、途中での連絡を得て、調査行動を確認する。

届出の例

調査計画書

記入者： 信大太郎

項目	事項	チェック欄
調査内容	旧山古志村池谷，大久保地区の営農再開に伴う土地利用調査及び地区区長等への聴き取り	
調査場所	長岡市山古志池谷及び大久保地区	
調査者	信大太郎，信大次郎，信大三郎，信大花子	
調査日	20XX年9月20日～23日	
宿泊場所	山田旅館(025-xxx-4444)	
調査行程 (帰学予定時刻)	20日5:00出発、9:00山古志到着、9:30調査開始、18:00調査終了、19:00宿舎(山田旅館) 21、22、23日も同様、帰学予定時刻23日19:30	
交通手段	レンタカー	
連絡対応者	信大四郎(指導教員) 090(7777)xxxx	
その他		

※なお、フィールド作業については「安全の手引」を参照してください。

届出の様式

調査計画書


記入者：

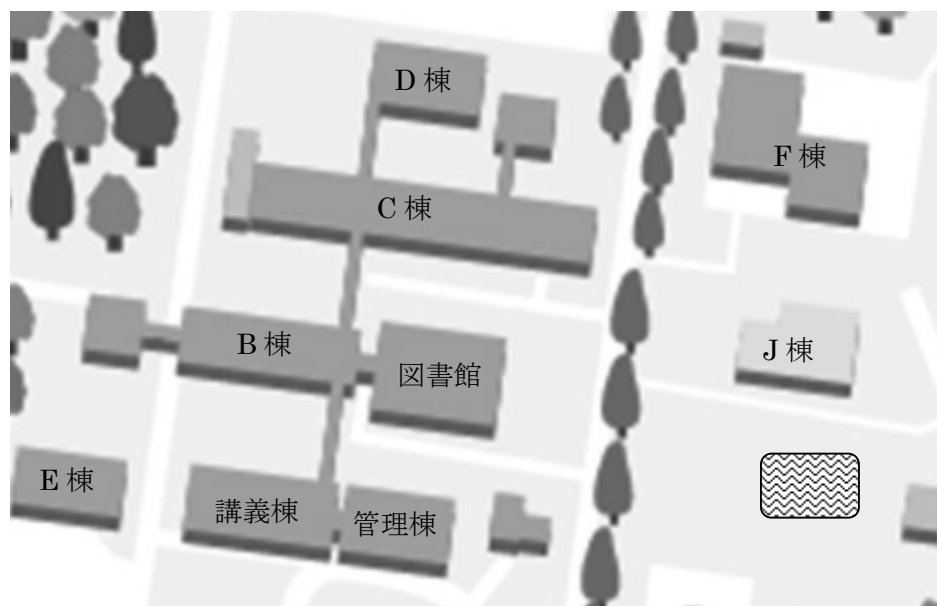
項目	事項	チェック欄
調査内容		
調査場所		
調査者		
調査日 宿泊場所		
調査行程(帰 学予定時刻)		
交通手段		
連絡対応者		
その他		

21. 伊那キャンパス構内における 火気使用についての申し合わせ

伊那キャンパス構内の屋外（宿舎区域は除く）における火気の使用（たき火，キャンプファイヤー，花火など）は厳禁とするが，次の事項が厳守される場合，バーベキューに限り食材の加熱加工に必要となる最小限の火気の使用を認めるものとする。

1. 伊那キャンパスに所属する学生・教職員であること。
2. 定められた場所（1箇所のみ）での実施を厳守すること（下図参照）。
3. 実施代表者は教職員とし，教職員の責任のもとに行うこと。
4. バーベキューの実施は許可制とする。実施日の1週間前までに所定の申請書を提出し，事前に学生委員会の許可を得ること（申請書提出先：学務グループ）。なお土日祝祭日，休日の使用は認めない。
5. 実施する時間は代表者の判断で決定するものとするが，常識の範囲内であること。
6. 実施時には許可書を携行し，大学管理者の求めに応じ提示できるようにすること。
7. 実施場所の状況等によっては許可しない場合があるので，申請時に確認すること。
8. 代表者は，当日の天候（特に風・湿度）を勘案のうえ失火等の危険性を判断し，状況に応じて，中止する等必要な対応を取ること。
9. 実施にあたっては他者を不快にさせるような騒音を出さないなど，周辺への配慮を怠らないこと。
10. 万が一に備え直ちに消火できるように予め計画し，失火を招かないための準備をすること（バケツに水を汲んでおく，消火器を準備しておくなど）。
11. 上述のような準備をしたにもかかわらず誤って失火に至った場合は，代表者は参加者の身の安全を第一に考えるとともに，全員で協力し消火に努めること。ただし，手におえない状況であれば消防署への通報をためらわずに行うとともに，関係者（許可書に記載）へ連絡を取り，速やかに状況を報告すること。
12. 安全と環境に配慮し，後片付けを行うこと。
13. 代表者は，終了後必ず消火を確認すること。
14. 大学の行事に関するものについては，この申し合わせの限りではない。

※ バーベキュー指定場所は下図の  の部分とする



この申し合わせは，平成18年6月20日から施行する。

22. 緊急事態対応の手引

災害発生時の連絡先

避難場所は体育館です

【発生時の連絡】

火災等発見者は、直ちに消防署（119番）へ連絡するとともに、下記へ連絡すること。

職員勤務時間内<8:30-17:15>

外線 0265-77-1303

内線 2203

職員勤務時間外

信大災害・緊急ダイヤル 0263-37-3333

日本連合警備(株)伊那営業所 0265-78-6161

連絡の際は、

信州大学農学部ですが、〇〇で火災が発生し負傷者がでました。
消防車・救急車の出動をお願いします。
私は修士□年△△です。

公共機関等の連絡先

(1) 医療機関

伊那中央総合病院 (Tel 0265-72-3121)

昭和伊南総合病院 (Tel 0265-82-2121)

(2) 公共機関

伊那警察署 (Tel 0265-72-0110)

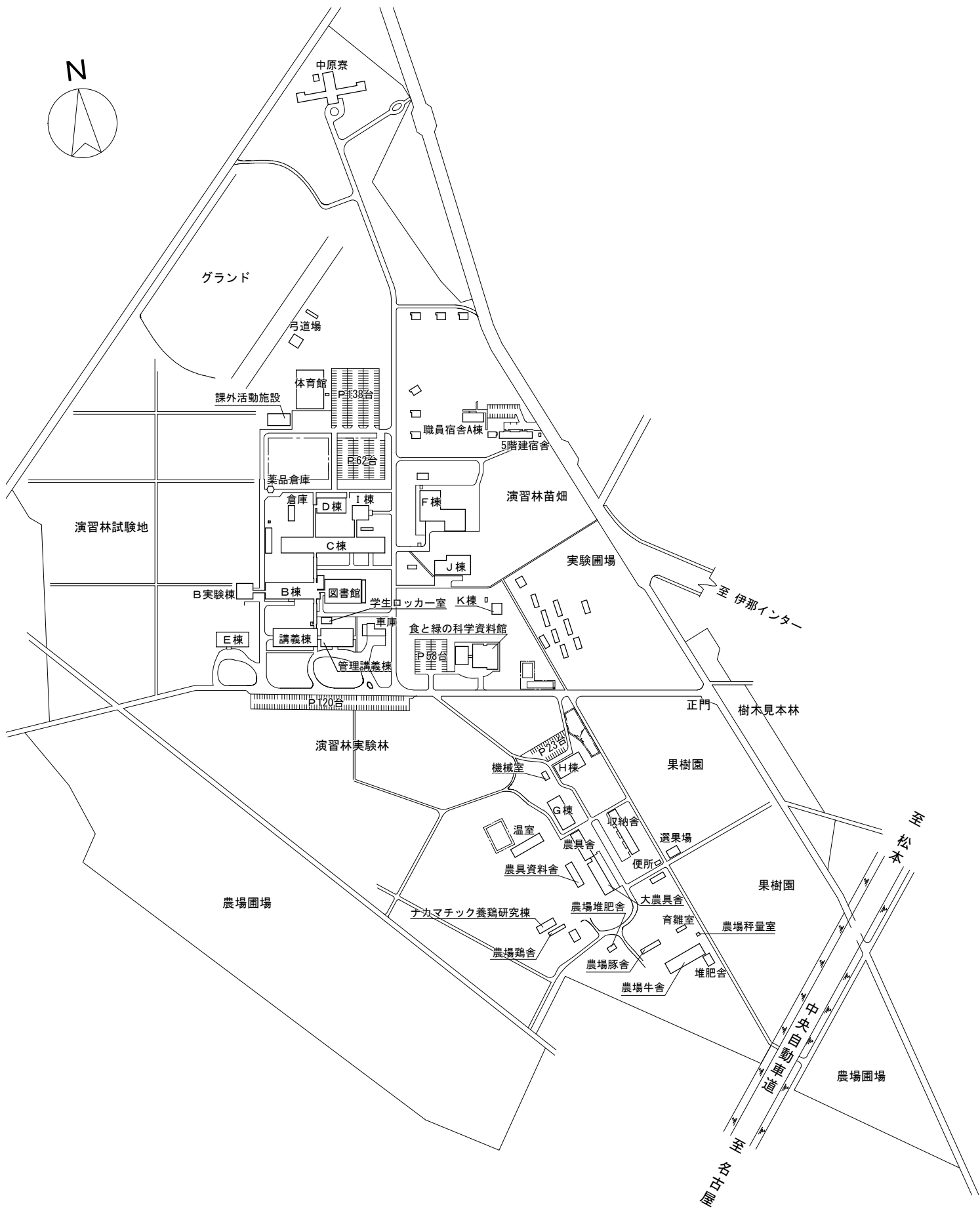
伊那消防署 (Tel 0265-72-0119)

備考1. 火災その他の場合における避難には、エレベーターを使用しないこと。

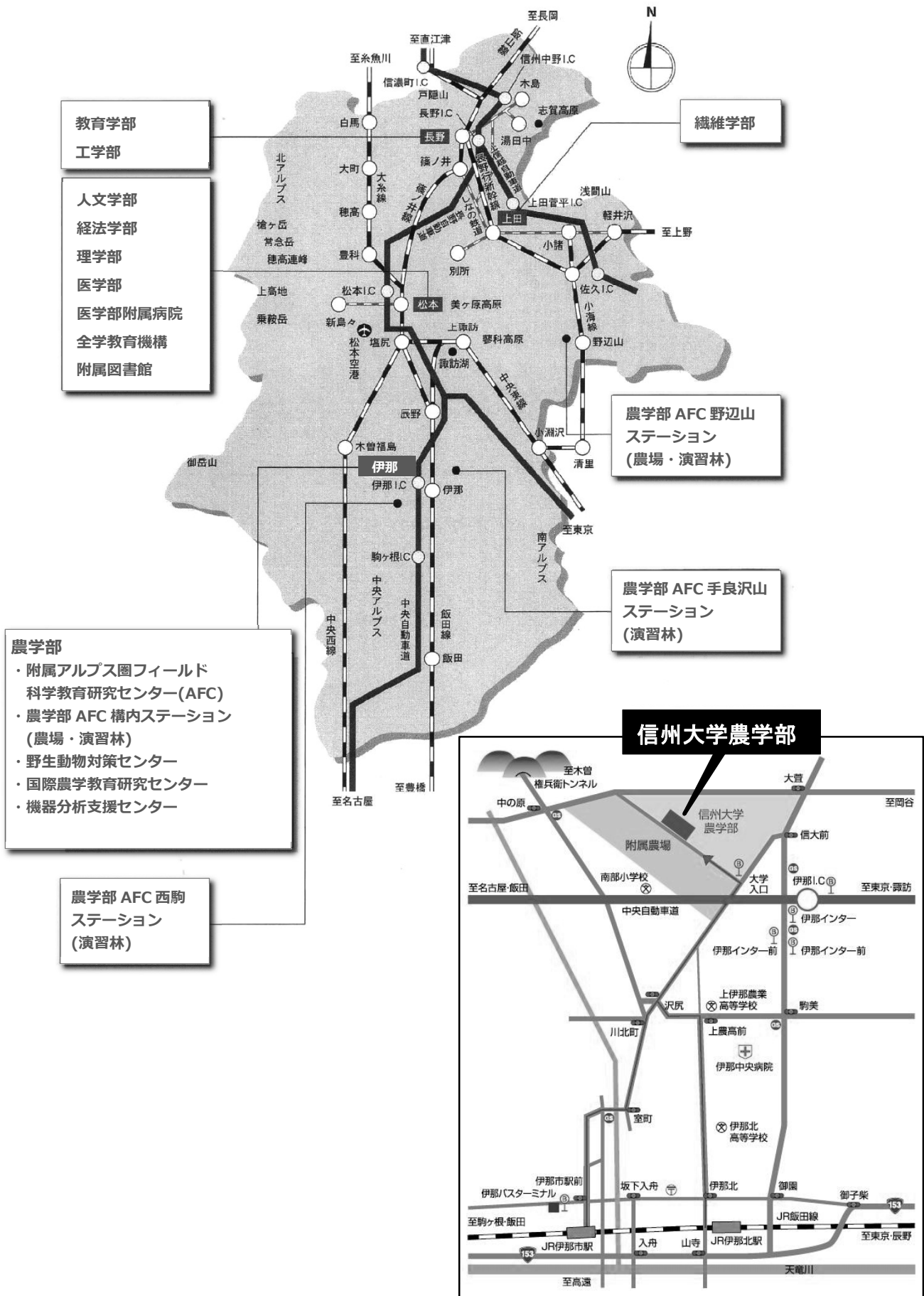
備考2. 防火シャッターは、内部に人のいない事を確認の上閉じること。

万が一、交通事故を起こした場合には、学務グループに申し出てください。
Tel 0265-77-1354

23. 伊那キャンパス配置図（構内全面禁煙）



24. 位置図



25. 信州大学大学院学則

(平成16年4月7日信州大学学則第2号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
 - 第2章 収容定員(第7条)
 - 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第8条)
 - 第4章 研究科長及び運営組織(第9条-第11条)
 - 第5章 学年、学期及び休業日(第12条-第14条)
 - 第6章 標準修業年限及び在学期間(第15条・第16条)
 - 第7章 入学(第17条-第27条)
 - 第8章 教育課程(第27条の2-第39条)
 - 第9章 修了要件、学位授与等(第40条-第47条)
 - 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第48条-第54条)
 - 第11章 賞罰(第55条・第56条)
 - 第12章 科目等履修生(第57条-第63条)
 - 第13章 研究生(第64条-第68条)
 - 第14章 聴講生(第69条-第74条)
 - 第15章 特別聴講生及び特別研究生(第75条-第83条)
 - 第16章 外国人留学生(第84条-第87条)
 - 第17章 授業料、入学料、検定料及び寄附料(第88条-第92条)
 - 第18章 特別の課程(第92条の2・第93条)
 - 第19章 補則(第94条)
- 附則
- 第1章 総則
 - (目的)
 - 第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
 - 第2条 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。(自己点検及び自己評価)
 - 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
 - 第2条 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。
 - 第3条 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。(研究科)
 - 第3条 本大学院に、次の研究科を置く。
 - 総合人文社会科学学研究所
 - 教育学研究所
 - 総合理工学研究所
 - 医学系研究所

総合理工学研究所

- 2 第5条の教育学研究所高度教職実践専攻は、専門職大学院とする。

(課程)

- 第4条 総合人文社会科学学研究所、総合理工学研究所及び医学系研究所に修士課程を置き、総合理工学研究所に博士課程を置く。
- 2 総合理工学研究所の博士課程は、第5条の2に規定する総合理工学研究所医学専攻医科学分野、生命医工学専攻生命工学分野4年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野4年制コースの4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)並びに同条に規定する医学系専攻保健工学分野、総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野3年制コースの後期3年の課程のみの博士課程(以下「博士後期課程」という。)とする。
- 3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第4条の2 教育学研究所に、専門職学位課程を置く。

- 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 3 教育学研究所に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院の課程とする。

(専攻)

- 第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。

総合人文社会科学学研究所

総合人文社会科学学専攻

教育学研究所

(専門職学位課程)

高度教職実践専攻

総合理工学研究所

理学専攻

工学専攻

繊維学専攻

農学専攻

生命医工学専攻

医学系研究所

医科学専攻

保健学専攻

総合理工学研究所

医学系専攻

総合理工学専攻

生命医工学専攻

(分野及びコース)

- 第5条の2 総合人文社会科学学研究所の専攻に、次の分野を置く。

総合人文社会科学学専攻

人間化学分野

心理学分野

経済学分野

法学分野

- 2 総合理工学研究所の専攻に、次の分野及びコースを置く。

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に必要事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日
(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)
第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(学期の分割)

第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第15条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 医学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第16条 修士課程及び教職大学院の課程の学生は4年、医学博士課程の学生は8年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の学生は標準修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

医学系専攻 医学分野

保健学分野

総合理工学専攻 ファイバー工学分野

エネルギー・システム工学分野

物質創成科学分野

山岳環境科学分野

生物・生命科学分野

数理・社会システム科学分野

生命理工学専攻 生命工学分野

4年制コース

3年制コース

4年制コース

3年制コース

生体医学分野

(組織の編制)

第6条 第3条の研究科における教育研究に係る組織は、教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。

2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

第2章 収容定員

(収容定員)

第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導

(大学院の授業及び大学院における研究指導)

第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。

第4章 研究科長及び運営組織

(研究科長)

第9条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。

総合人文社会科学学研究科長	人文科学系長、教育学系長及び社会科学系長の輪番
教育学研究科長	教育学系長
総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び職維学系長の輪番
医学系研究科長	医学系長
総合医理工学研究科長	理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び職維学系長の輪番

2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(教育研究評議会)

第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人(信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。))において行う。

(大学院研究科委員会)

第11条 各研究科に、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとす。

(入学資格)

第18条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したときれるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと認められたもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したときれるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第19条 医学博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したときれるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(4)の2

外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与され、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものと認められたもの

(8) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程に4年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

(9) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

(10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

(11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したときれるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第19条の2 総合理工学研究科工学系専攻保健学分野の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号。以下同じ。)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものと認められたもの

第20条 総合理工学研究科の総合理工学専攻、生命理工学専攻生命工学学分野3年制コース及び生命理工学専攻生命工学学分野3年制コースの入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの
(入学の出願)

第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
(入学者の決定)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

第23条の2 本大学院の修士課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。
(編入学及び再入学)

第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
(研究期間の転科等)

第26条 修士課程又は教職大学院の課程の学生で、他の研究科の修士課程又は教職大学院の課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することができる。

(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱)

第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いは並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。
第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第27条の2 本大学院(専門職大学院を除く。次項において同じ。)は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

4 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

5 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、別に定める教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
(博士課程学位プログラム)

第27条の3 本大学院は、優秀な学生を他職力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。)として、次の各号に掲げるプログラムを編成する。

(1) ファイバールネサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム

2 博士課程学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(教育方法)

第28条 本大学院の各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
2 教育学研究科高度教職実践専攻の教育は、授業科目の授業によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 一の授業科目について、講義、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもつて1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与え、かつ適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。
- 4 (単位の授与)
- 第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与え、かつ適切と認められることができる。
- 第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 (成績の評価)
- 第33条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。
- 4 (他の研究科の授業科目の履修等)
- 第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受け、そのことを認めることができる。
- 2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関する事項は、各研究科において定める。
- 4 (他の大学院等における授業科目の履修)
- 第35条 研究科(教育学研究科)高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得したものは、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
- 4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。
- 5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。
- 6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に關し必要な事項は、各研究科において定める。
- 第35条の2及び第35条の3 前除
(他の大学院等における研究指導)
- 第36条 研究科(教育学研究科)高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受け、そのことを認めることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受け、そのことを認めることは、教育研究評議会の議を経るものとする。
- 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修了課程の学生に認めるときは、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 4 他大学院等における研究指導に關し必要な事項は、各研究科において定める。
- 4 (入学前の既修得単位の取扱い)
- 第37条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に本大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに關し必要な事項は、各研究科において定める。
- 第37条の2から第37条の6まで 削除
(長期にわたる教育課程の履修)
- 第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。
- 4 (教育課程の計画的特例履修)
- 第38条の2 各研究科(修士課程及び博士課程に限る。)は、本大学院と外国の大学院等との間に締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づき、留學により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを修了課程の学生(標準修業年限の最終年度の学生及び前条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)が希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、3年を超えることはできない。
- 4 (教育方法の特例)
- 第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 第9章 修了要件、学位授与等
(修士課程の修了要件)
- 第40条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上(第15条第2項にあっては1年以上)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた業績を上げたものと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 (博士課程の修了要件)
- 第41条 医学博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたものと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、次の各号に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたものと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 総合理工学研究所医学系専攻保健学分野 18 単位
- (2) 総合理工学研究所総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野 3 年制コース及び生命医工学専攻生命工学分野 3 年制コース 16 単位

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び第 40 条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第 16 条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者を含む。)で、当該研究科が優れた研究業績を上げたときと認める者の在学期間に関しては、当該課程に修士課程における在学期間(2 年を限度とする。)を含めて 3 年以上在学すれば足りるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第 20 条第 2 号から第 6 号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたときと認める者の在学期間に関しては、当該課程に 1 年(標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした専門職学位課程を修了した者)にあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間とし、第 40 条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第 16 条ただし書の規定による在学期間)を限度とする。)を減じた修士課程を修了した者を含む。)にあっては、3 年から当該課程における在学期間(2 年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。
(専門職学位課程の修了要件等)

第 42 条の 2 大学院の課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、45 単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る 10 単位以上を含む。)を修得することとする。

第 42 条の 3 削除

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

第 43 条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する 2 人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

(課程修了の認定)

第 44 条 前条の審査を経て、学長が課程修了の認定を行う。

第 44 条の 2 教育学研究科高度教職実践専攻にあっては、第 42 条の 2 の要件を満たした者について、学長が課程修了の認定を行う。

第 44 条の 3 削除

(学位の授与)

第 45 条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することがある。
(学位規程)

第 46 条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成 16 年信州大学規程第 19 号)の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第 47 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

第 10 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 48 条 疾病その他の理由により引き続き 3 月以上休学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて所属する研究科の長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1 年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては 2 年、医学博士課程にあっては 4 年、博士後期課程にあっては 3 年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第 49 条 前条に定める休学期間は、第 16 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 50 条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間にその理由が消滅した場合は、所属する研究科の長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第 51 条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 52 条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第 35 条第 2 項及び第 5 項並びに第 36 条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第 53 条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。
(除籍)

第 54 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付期限を経過し、督促してもなお納付しない者

(2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(3) 第 16 条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者

(4) 第 48 条第 3 項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者

(5) 入学科の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学科を所定の期日までに納付しないもの

(6) 入学科の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学科を所定の期日までに納付しないもの

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があつた者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならない。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することができる。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第13章 研究生

(研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合限り、研究生として入学を許可することができる。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第14章 聴講生

(聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第71条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することができる。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第15章 特別聴講生及び特別研究生

(特別聴講生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(特別研究生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究生として入学を許可することができる。

(特別聴講生及び特別研究生の入学の時期)

第77条 特別聴講生及び特別研究生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講生及び特別研究生の検定料及び入学料)

第78条 特別聴講生及び特別研究生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(特別聴講生及び特別研究生の授業料)

第79条 特別聴講生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講生として受入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。)の大学院の学生

(2) 大学間相互互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間相互互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生

(2) 大学間特別研究生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間特別研究生交流協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

(特別聴講生及び特別研究生への規定の準用)

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講生及び特別研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講生及び特別研究生に関する細目)

第83条 特別聴講生及び特別研究生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

第84条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第85条 前条

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づく外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

4 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437号)に基づき廃止する信州大学大学院学則(平成16年信州大学規程第280号。以下「旧大学院学則」という。)の規定により、旧大学の大学院(以下「旧大学院」という。)に入学した学生が在学しなくなる日までの間、存続するとされた旧大学院の専攻に関する旧大学院学則の規定は、当該学生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき国立大学法人信州大学が設置する信州大学の大学院(以下「新大学院」という。)に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、なおその効力を有する。

5 旧大学院学則の規定により、旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学則の規定は、別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、当該学生が新大学院に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、当該学生に対して、なおその効力を有する。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成16年度	平成17年度
医学研究科	医学系専攻	96	144
	加齢適応医科学系専攻	28	42

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成16年度
工学系研究科	生物機能工学専攻	38

附則(平成16年4月22日平成16年度学則第2号)

この学則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則(平成16年9月16日平成16年度学則第3号)

この学則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則(平成17年3月17日平成16年度学則第5号)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第23条の2を、同条中「修士課程」を「修士課程(博士前期課程を含む。)」と読み替えて適用するものとする。
- 平成17年3月31日に置かれていた工学系研究科地球環境システム科学専攻、生物機能工学専攻、材料工学専攻及びシステム開発工学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容		定員	
		平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
工学系研究科	地球環境システム科学専攻	12		6	
	生物機能工学専攻	26		13	
	材料工学専攻	18		9	
	システム開発工学専攻	20		10	

4 総合工学系研究科生命機能・フアイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容		定員	
		平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度

第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料
(授業料等)

第88条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しななければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しななければならない。

3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に關し必要な事項は、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると思われる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に關し必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

(1) 入学を許可されたとき納付した授業料であつて、3月31日までに入学を辞退した者における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める額とする。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に關し必要な事項は、別に定める。

第93条 削除

第19章 補則

(規程等への委任)

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に關し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 医学研究科医学系専攻及び加齢適応医科学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。

3 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成16年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

総合工学系研究科生命機能・フアイバー工学専攻	15	30
システム開発工学専攻	12	24
物質創成科学専攻	7	14
山岳地域環境科学専攻	8	16
生物・食料科学専攻	7	14

5 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	80

附 則(平成17年6月16日平成17年度学則第1号)
この学則は、平成17年6月16日から施行する。

附 則(平成18年2月16日平成17年度学則第3号)
この学則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則(平成18年3月16日平成17年度学則第5号)
この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則(平成18年12月21日平成18年度学則第4号)
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日平成18年度学則第5号)
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2 医学系研究科保健学専攻の平成19年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成19年度 14

附 則(平成19年12月26日平成19年度学則第3号)
この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月19日平成19年度学則第6号)
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

1 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
2 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月19日平成20年度学則第3号)
この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成21年3月31日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成21年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成21年度 14

4 医学系研究科医学系専攻の平成21年度から平成23年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学系研究科	医学系専攻	188	184	180

5 医学系研究科保健学専攻の平成21年度及び平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
		博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
医学系研究科	保健学専攻	14	4	8

附 則(平成21年5月21日平成21年度学則第2号)
この学則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成22年3月26日平成21年度学則第4号)

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 工学系研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、素材開発工学専攻、機能機械学専攻及び精密素材工学専攻の平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成22年度	平成23年度
工学系研究科	機械システム工学専攻	59	59
	電気電子工学専攻	81	81
	社会開発工学専攻	76	76
	物質工学専攻	51	51
	情報工学専攻	85	85
	環境機能工学専攻	35	35
	素材開発化学専攻	36	36

機能機械学専攻	41
精密素材工学専攻	35

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成22年度	平成23年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	98	76

附 則(平成22年10月21日平成22年度学則第1号)

この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則(平成23年3月17日平成22年度学則第3号)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月29日平成23年度学則第2号)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に置かれている工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成24年度における収容定員は、附則別表1のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成25年度
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	社会開発工学専攻	40	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機能工学専攻	20	
	応用生物科学専攻	21	
	繊維システム工学専攻	21	
	素材開発化学専攻	21	
	機能機械学専攻	23	
	精密素材工学専攻	20	
	機能高分子学専攻	23	
	感性工学専攻	21	
	計	432	

3 理工学系研究科の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員

理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	平成24年度	
		平成24年度	平成25年度
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	土木工学専攻	12	
	建築学専攻	30	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機能工学専攻	20	
	繊維・感性工学専攻	34	
	機械・ロボット学専攻	28	
	化学・材料専攻	64	
	応用生物科学専攻	24	
	計	434	

4 医学系研究科医科学専攻の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成25年度
医学系研究科	医科学専攻	32	

5 平成24年3月31日に置かれている医学系研究科医科学専攻、臓器移植細胞工医学医科学専攻及び加齢適応医科学系専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成24年度から平成26年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとする。

附則別表第4(附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学系研究科	医学系専攻	132	88	44
	臓器移植細胞工医学医科学専攻	42	28	14
	加齢適応医科学系専攻	42	28	14

6 医学系研究科医学系専攻及び疾患予防医科学系専攻の平成24年度から平成26年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第5のとおりとする。

附則別表第5(附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学系研究科	医学系専攻	40	80	120
	疾患予防医科学系専攻	8	16	24

附 則(平成24年4月19日平成24年度学則第1号)

この学則は、平成24年4月19日から施行する。

附 則(平成24年12月20日平成24年度学則第2号)

この学則は、平成24年12月20日から施行する。ただし、この学則による改正後の第38条の2及び第86条の規定については、平成25年2月2日から施行する。

附 則(平成25年2月2日平成24年度学則第4号)
この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日平成24年度学則第5号)
この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日平成25年度学則第5号)
この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日平成26年度学則第5号)
この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表 (附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	18
法曹法務研究科	法曹法務専攻		18

附 則(平成28年3月30日平成27年度学則第4号)
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科学校教育専攻の学校教育専攻及び臨床心理学専攻は、この学則による改正後の規定に関わらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 3 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科教科教育専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成28年度における収容定員は、附則別表第2のとおりとし、当該専攻に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 4 教育学研究科学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。
- 5 平成28年3月31日に置かれている理工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成28年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 6 平成28年3月31日に置かれている農学研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成28年度における収容定員は、附則別表第5のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 7 総合理工学研究科の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第6のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
教育学研究科	学校教育専攻	5	
	臨床心理学専攻	3	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
教育学研究科	教科教育専攻	3	
	国語教育専攻	4	
	社会科教育専攻	3	
	理科教育専攻	4	
	音楽教育専攻	3	
	美術教育専攻	3	
	保健体育専攻	3	
	技術教育専攻	3	
	家政教育専攻	3	
	英語教育専攻	3	

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
教育学研究科	学校教育専攻	20	
	高度教職実践専攻	20	

附則別表第4(附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	土木工学専攻	12	
	建築学専攻	30	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機能工学専攻	20	
	繊維・感性工学専攻	34	
	機械・ロボット工学専攻	28	
	化学・材料専攻	64	
	応用生物科学専攻	24	

附則別表第5(附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
農学研究科	食料生産科学専攻	20	
	森林科学専攻	17	

応用生命科学専攻	16
機能性食料開発学専攻	16

附則別表第6(附則第7項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
総合理工学研究科理学専攻	工学専攻	75	240
	繊維学専攻	160	
	農学専攻	65	
	生命医学専攻	35	

附 則(平成28年6月22日平成28年度学則第1号)
この学則は、平成28年6月22日から施行する。

附 則(平成29年3月29日平成28年度学則第3号)
この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日平成29年度学則第3号)
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に置かれている医学系研究科の医学系専攻、疾患予防医学専攻及び保健学専攻博士後期課程は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、継続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成32年度までの間の収容定員は、附則別表第1のとおりとする。
- 3 平成30年3月31日に置かれている総合工学系研究科の生命機能・フアイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、継続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成31年度までの間の収容定員は、附則別表第2のとおりとする。
- 4 総合理工学研究科の医学系専攻、総合理工学専攻及び生命医学専攻の平成30年度から平成32年度までの間の収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学系研究科(博士課程)	医学系専攻	120	80	40
	疾患予防医学専攻	24	16	8
	保健学専攻	8	4	4

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合工学系研究科生命機能・フアイバー工学専攻	システム開発工学専攻	30	15	15
	物質創成科学専攻	24	12	12
	山岳地域環境科学専攻	14	7	7
	生物・食料科学専攻	16	8	8
		14	7	7

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合理工学研究科医学系専攻	総合理工学専攻	48	96	144
	生命医学専攻	38	76	114
		15	30	45

附 則(平成31年3月28日平成30年度学則第4号)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に人文科学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月17日令和元年度学則第1号)

この学則は、令和元年10月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に置かれている人文科学研究科の各専攻、教育学研究科学校教育学専攻及び経済・社会政策学専攻の各専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、継続するものとする。この場合において、当該専攻の令和2年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。
- 3 総合人文社会科学専攻及び教育学研究科高度教職実践専攻の令和2年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。この場合において、総合人文社会科学専攻総合人文社会科学専攻のうち人間文化学分野の収容定員は8とする。
- 4 令和2年3月31日に人文科学研究科又は教育学研究科学校教育学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
人文科学研究科	地域文化専攻	5	5
	言語文化専攻	5	5
教育学研究科	学校教育学専攻	20	20
経済・社会政策学専攻	経済・社会政策科学専攻	6	6
科学研究科	イノベーション・マネジメント専攻	10	10

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名等	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	36	36
教育学研究科	高度教職実践専攻	50	50

別表第1(第7条関係)

収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	72	36		
				専門職学位課程	
				収容定員	入学定員

	計	20	10				
教育学研究科	高度教職実践専攻					60	30
	計	40	20			40	20
総合理工学研究科	理学専攻	150	75				
	工学専攻	480	240				
	繊維学専攻	320	160				
	農学専攻	130	65				
	生命工学専攻	70	35				
	計	1,150	575				
医学系研究科	医学専攻	24	12				
	保健学専攻	28	14				
	計	52	26				
総合医理工学研究科	医学専攻			186	48		
	総合理工学専攻			114	38		
	生命工学専攻			55	15		
	計			355	101		
合計		1,274	637		101	60	30

備考 総合人文社会科学研究所総合人文社会科学専攻のうち人間文化学分野の収容定員は16とし、入学定員は8とする。

別表第2(第47条関係)

教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名等	教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
総合人文社会科学研究所	人間文化学	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 英語
	社会学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語
		幼稚園教諭専修免許状	
教育学研究科	高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工業, 書道, 保健体育, 家庭, 英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者
総合理工学研究科	理学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 理科
		中学校教諭専修免許状	理科
総合理工学研究科	工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科, 情報, 工業
		中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 工業
総合理工学研究科	繊維学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
		中学校教諭専修免許状	理科, 農業
総合理工学研究科	生命工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
		中学校教諭専修免許状	理科

26. 信州大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日信州大学規程第 19 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)第 13 条並びに信州大学学位(平成 16 年信州大学学位第 1 号。以下「学位」という。)第 55 条及び信州大学大学院学位(平成 16 年信州大学学位第 2 号。以下「大学院学位」という。)第 46 条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)において授与する学位に關し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を別表のとおり付記するものとする。

3 専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要がある場合は、学長に協議するものとする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位の授与は、学則の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第 4 条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

第 5 条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試験により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第 5 条の 2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第 6 条 第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定により学位論文(大学院学位第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第 7 条 第 5 条第 2 項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後 1 年以内に博士論文を提出した場合、論文審査手数料を免除する。

(学位論文)

第 8 条 学位論文は、自著 1 編(3 通)とする。

第 9 条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

第 10 条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第 11 条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学則第 43 条第 1 項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試験を行う。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第 12 条 学位論文審査に關し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

第 13 条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学位第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)の審査は、当該修士論文提出後 3 月以内に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、当該博士論文提出後 1 年以内に終了するものとする。

第 14 条 第 11 条第 1 項の最終試験は、学位論文に關係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

2 第 5 条第 2 項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を行うものとする。

3 前項の試験は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は 2 外国語を、総合工学系研究科は 1 外国語を課するものとする。

4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める退学後所定の年限以内に第 5 条第 2 項の規定による学位を申請するときは、第 2 項の試験を免除することができる。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第 15 条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第 4 条及び第 5 条第 1 項によるものについては、課程の修了の可否、第 5 条第 2 項によるものについては、その論文の審査及び学力試験の可否について議決をする。

2 教育学研究科委員会は、第 5 条の 2 によるものについて、教育学研究科専門職学位課程の修了の可否について議決する。

3 前 2 項の議決は、研究科委員の 3 分の 2 以上出席した研究科委員会において、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第 16 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条によるものについては、学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条の報告に基づいて第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 5 条の 2 によるものについては、課程の修了を、第 5 条第 2 項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から 3 月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から 1 年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならない。

4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとする。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1, 2, 3, 4, 5及び6のとおりとする。

(学位授与の取消)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名譽を汚辱する行為があつたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (略)

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)及び総合工学系研究科に在学している者にかゝる第5条第1項により授与する博士の学位については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成31年3月31日までの間における第5条第2項により授与する博士の学位(博士(医工学)を除く。)の取扱い又は医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)若しくは総合工学系研究科において所定の単位を修得して退学し、かつ退学後1年以内に博士論文を提出した者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第5条第2項により授与する博士の学位のうち、博士(医工学)については、総合医理工学研究科において同条第1項による博士(医工学)の学位が授与された後において取り扱うものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に人文科学研究科、教育学研究科、教育学研究科、教育学研究科、社会政策科学研究科に在学している者にかゝる第4条により授与する修士の学位については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

別表(第2条関係)

修士の学位

学部	学科・課程	学位の種類及び専攻分野の名称
人文学部	人文学科	学士(文学)
教育学部	学校教育教員養成課程	学士(教育学)
経済学部	応用経済学科	学士(経済学)
	総合法律学科	学士(法学)
理学部	数学科	学士(理学)
	理学科	
医学部	医学科	学士(医学)
	保健学科	学士(看護学)
	学士(保健学)	
工学部	物質化学科 電子情報システム工学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 建築学科	学士(工学)
農学部	農学生命科学科	学士(農学)
	先進繊維・感性工学科 機械・ロボット学科 化学・材料学科	学士(工学)
繊維学部	化学・材料学科	学士(工学)
	応用生物科学科	学士(農学)

修士の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合人文社会科学研究所	総合人文社会科学専攻	修士課程	修士(文学)
		修士課程	修士(心理学)
		修士課程	修士(経済学)
総合理工学研究科	理学専攻	修士課程	修士(理学)
	工学専攻	修士課程	修士(工学)
	繊維学専攻	修士課程	修士(工学)
	農学専攻	修士課程	修士(農学)
医学系研究科	生命医工学専攻	修士課程	修士(農学)
	医科学専攻	修士課程	修士(医学)
	保健学専攻	修士課程	修士(看護学)

博士の学位(第5条第1項によるもの)

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	医学系専攻	博士課程	博士(医学)
		博士課程	博士(保健学)
総合理工学研究科	総合理工学専攻	博士課程	博士(学術)
		博士課程	博士(理学)
		博士課程	博士(工学)

生命医工学専攻	博士課程	博士 (医学)
博士 (医学)	博士課程	博士 (医工学)

博士の学位(第5条第2項によるもの)

研究科名	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	博士 (医学)
	博士 (保健学)
	博士 (学術)
	博士 (理学)
	博士 (工学)
	博士 (農学)
博士 (医工学)	

専門職の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育学研究科	高度教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)

別記様式1 (学士の場合)

○第 号 卒業証書・学位記 氏 名 年 月 日 名 日生

本学○○学部(○○学科)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する

学部印 信州大学○○学部長 氏 名 印

大学印 信州大学 長 氏 名 印

別記様式2 (大学院の修士課程を修了した場合)

[別紙参照]

別記様式3 (大学院の博士課程を修了した場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

別記様式4 (論文提出による場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

別記様式5 (大学院の専門職学位課程を修了した場合)

第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○(専門職)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

別記様式6 (大学院の博士課程(大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラム)を修了した場合)



第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日 名 日生

△△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学 印

※△△△△△は、博士課程学位プログラムの名称

別記様式2 (大学院の修士課程を修了した場合)

<p>第 号</p> <p>学 位 記 氏 年 月 日 名 日 生</p> <p>本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>信 州 大 学 </p>	<p>Shinshu University</p> <p>It is hereby certified that</p> <p>氏 名</p> <p>Date of Birth :</p> <p>Nationality :</p> <p>having satisfied all the course requirements prescribed by the 専攻名</p> <p>in the 研究科名</p> <p>was admitted to the degree of</p> <p>MASTER of 学位名称</p> <p>on 月 日, 年</p> <p>Degree Number : 学位番号</p> <p></p> <p>学長署名 President Shinshu University Matsumoto, Japan</p>
---	---

27. 信州大学大学院総合理工学研究科規程

(平成28年2月18日信州大学規程第268号)

(趣旨)

第1条 この規程は、信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)に定めるもののほか、信州大学大学院総合理工学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第1条の2 研究科における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 人材養成に関する目的

研究科は、教育・研究の理念に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医学の5専攻の専門研究分野の高度専門技術者と研究者を養成することを目的とする。幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人の養成を目的とする。また、教育・研究の目標に掲げた、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者及び環境と調和した社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。

(2) 教育・研究上の目的

研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、教育・研究の目標等に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医学の各分野において、社会に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。また、先鋭領域融合研究群と連携し、最先端領域の研究を推進する。これにより、高度な専門的知識と実践的技術力を持つとともに、それをさまざまな課題解決に柔軟に応用できる高度専門職業人を養成することを教育・研究上の目的とする。

2 理学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 先端科学技術を開拓できる独創的研究能力及び国際社会において持続的発展の可能な社会をリードできる高度な研究能力を有する環境マインドをもった先導的な人材の育成を目指す。

(2) 自然界や社会における現象や構造の解明を目的として、数学、物理学、化学、生物学、地球の基礎科学をふまえて多様な分野の基礎研究を行う。

(3) 常識にとらわれない批判的思考力や発表の表現力を培う教育方針をとり、さまざまな課題に対処できる研究者、高度専門職業人等の養成を目標としている。

(4) 知的好奇心と探究心に基づき独創的研究をおこない、人類社会の持続的発展に寄与する人材を育成することを目指す。

3 工学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 幅広い見識と健全な倫理観を持ち、国際的及び工学的な立場から社会の発展に寄与する精神と行動力を育成する。

(2) 幅広い知識及び深い専門知識に基づいて自主的に学習できる能力及び応用能力を育成する。

(3) 基礎理論に基づいて工学的及び学際的な観点から問題点や課題を発見することができ、筋道を立てて解決できる能力を育成する。

(4) 技術者・研究者として自らの思考・判断を説明するためのプレゼンテーション能力を有し、専門知識に基づいた発展的な議論を国際的に展開できる能力を育成する。

(5) 自然環境に配慮した環境マインドを習得し、環境調和社会を目指した工学的な取り組みを継続的に行う行動力を育成する。

4 繊維学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 衣・食・住の要である「繊維」に根ざした伝統的な科学技術を背景として、新しい文化の創造と高度な科学技術時代に対応できる国際感覚をもった技術者を養成する。

(2) 「繊維・フアイバー・工学」分野の学際的領域で先端科学技術を開拓する研究能力を有した人材を養成する。

(3) 具体的に身につけさせる能力

イ 優れた人格の形成：豊かな人間性、社会に対する貢献と責任意識、高い倫理観

ロ 進展する科学技術と社会の変化に対応しうる能力、未来創造能力

ハ 普遍的基礎学力、課題設定・探求能力、学際・業際領域を開く創造的能力、自己啓発能力、チャレンジ精神、起業家精神(ベンチャー精神)

ニ 基礎学力に裏付けされた専門性：専門的能力、実践的能力、経営・企画等能力(マネジメント能力)

ホ 国際性：自国文化・異文化理解力、外国語能力と個性豊かな表現力

ヘ 情報処理能力

(4) 資源、エネルギー、環境とリサイクル、安全で豊かな文化生活、情報・通信、医療・健康・福祉等に関わる学際的先端領域を開拓するために以下の目的を設定する。

イ 国際的、学際的工学系新領域の開拓

ロ 新ライフスタイルを生み出す文化創造科学技術の創成

ハ フロンティア繊維総合技術科学の国際的の中核研究拠点(COE)の形成

ニ 産官学連携協力による新産業の創出

ホ 地域産業の振興への貢献

5 農学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自然環境と調和のとれた持続可能な地域社会の発展に資する教育・研究を教授し、開発能力と高い倫理性並びに豊かな教養と個性を兼ね備えた人材を育成する。

(2) 自然環境と共生し得る農学の学際的先端領域を開拓する。

(3) 実践的技術力及び創造性豊かな研究開発能力を備えた人材を養成する。

(4) 社会人及び外国人留学生を積極的に入れ、高度の学術、技術を修得させ、国内外の社会の発展に寄与する。

(5) 地域社会と連携を進め、産業の発展に貢献する。

6 生命医学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 健康・福祉・医療・創薬分野の現実課題を系統的に解決できる高度な専門技術者を育成する。

(2) 医学・理学・工学・繊維学・農学分野の基礎知識に加えて健康・福祉・医療・創薬領域の専門知識とそれらに支えられた総合的課題解決能力を育成する。

(3) 医療・健康と連携した生体工学・生命工学分野の教育研究を行うことにより、医療関連分野の発展に貢献することを目指す。

(課程、専攻及び分野)

第2条 研究科の課程は修士課程とし、研究科の専攻及び分野は、別表第1に掲げるとおりとする。(博士課程学位プログラム)

- 第3条 研究科の織維学専攻及び生命医工学専攻に、大学院学則第27条の3第1項第1号に定めるファイバーナナセンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
(地域共生マナージメントプログラム)
- 第4条 研究科の農学専攻及び生命医工学専攻に、地域共生マナージメントプログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースの標準修業年限は、大学院学則第15条第2項の規定に基づき、1年間とする。
- 3 第1項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
(山岳科学教育プログラム)
- 第4条の2 研究科の理学専攻、工学専攻、織維学専攻及び農学専攻に、山岳科学教育プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
(International Graduate Program for Agricultural and Biological Science)
- 第4条の3 研究科の農学専攻に、International Graduate Program for Agricultural and Biological Scienceを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
(航空機システム教育プログラム)
- 第4条の4 研究科の工学専攻に、航空機システム教育プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
(コース)
- 第5条 研究科に、以下の履修コースを置く。
(研究科専攻、生命医工学専攻 織維・ファイバー工学コース)
- (研究科長、副研究科長、専攻長及び分野長)
- 第6条 研究科に研究科長を置き、理学系長、工学系長、農学系長又は織維学系長をもって充てる。
- 2 研究科に研究科長を補佐するため副研究科長を置くことができる。
- 3 専攻及び分野に長を置くことができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。
(研究科委員会)
- 第7条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び研究科に属する教授で構成する信州大学大学院総合理工学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。
- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(教員組織)
- 第8条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。
(授業科目及び単位数)
- 第9条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。
(単位の計算方法)
- 第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位の授業科目として、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算出した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。
(履修方法等)
- 第11条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。
- 2 学生は、授業科目を履修し、30単位以上を修得するものとし、履修方法は別に定める。
- 3 学生は、大学院学則第8条第2項に定める研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教(以下「指導教員」という。)が特に必要と認めたときは、理学部、医学部、工学部、農学部又は織維学部の授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位に算入しないものとする。
(他の研究科の授業科目の履修等)
- 第12条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより、信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
- (他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)
- 第13条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
- 2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて15単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとしてみなす。
- 3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
(他の大学院等における研究指導)
- 第14条 学生が大学院学則第36条第1項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
- 2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
(入学前の既修得単位の取扱い)
- 第15条 大学院学則第37条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、15単位までとする。
- 3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式に願い出なければならぬ。
- 第15条の2 第13条第2項及び前条の規定により研究科において修得したものとみなす単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。
(長期にわたる教育課程の履修)
- 第16条 大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。

(学位論文の提出等)
第17条 学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)
第18条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 修士に付記する専攻分野の名称は、信州大学学位規程第2条第2項に定めるとおとりとする。

(入学者の選抜)
第19条 入学志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学長等の提出する成績証明書の成績等を総合し、選考の上、入学の許可を学長に申請する。

2 前項の実施方法等については、別に定める。

第20条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定を準用する。

2 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の留学期間は、1年を超えないものとする。ただし、本学と外国の大学院等との間におけるダブル・ディグリー等(ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーその他これらに準ずるものをいう。)に関する協定に基づき留学する場合は、この限りではない。

3 前項に規定する留学期間は、在学期間に算入することができる。

(教育方法の特例)
第21条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)
第22条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。

(聴講生)
第23条 大学院学則第64条に定める研究生の取扱いに関しては、別に定める。

第24条 大学院学則第69条に定める聴講生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別聴講学生)
第25条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いに関しては、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)
第26条 大学院学則第76条に定める特別研究生の取扱いに関しては、別に定める。

第27条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)
第28条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則
1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の信州大学大学院理工学系研究科規程(平成24年信州大学規程第186号)は、平成28年3月31日に信州大学大学院理工学系研究科に在学する者に対して、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の第4条及び第4条の2を加える規定、別表

第2研究科共通科目の表中、研究科共通科目欄に山岳科学教育科目群及び山岳科学に関する科目群を加える規定、理学専攻の表中、学外特別講義及び根圏生態学を加える規定並びに工学専攻の表中、航空機力学特論Ⅰ、航空機力学特論Ⅱ、航空機設計特論、航空機センサ特論、構造強度・振動学特論、航空機電気力学システム特論、交通インフラ安全工学、航空機力学・設計演習Ⅰ、航空機力学・設計演習Ⅱ、航空機力学・設計特別実験Ⅰ、航空機力学・設計特別実験Ⅱ、航空機電気機械応用演習Ⅰ、航空機電気機械応用演習Ⅱ、航空機電気機械応用特別実験Ⅰ及び航空機電気機械応用特別実験Ⅱを加える規定については、この限りでない。

附 則
1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前までに、改正前の規定により、サステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラムの科目を履修し、かつ、施行日以後に本研究科に入学した学生については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
この規程は、令和元年8月1日から施行する。ただし、先鋭領域融合研究群に係る改正規定については、平成31年4月1日から適用する。

附 則
1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の別表第2生命医学専攻の表中、工学基礎及び生物学基礎を加える規定については、この限りでない。

附 則
1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

専攻	分野
理学専攻	数学分野 理科学分野
工学専攻	物質化学分野 電子情報システム工学分野 水環境・土木工学分野 機械システム工学分野 建築学分野
繊維学専攻	先進繊維・感性工学分野 機械・ロボット学分野 化学・材料分野 応用生物科学分野
農学専攻	先端生命科学分野 食品生命科学分野 生物資源科学分野 環境共生学分野
生命医学専攻	生命工学分野 生体医学分野

別表第2(第9条関係)

研究科共通科目	科目区分	授業科目	単位		
研究科共通科目	科目区分	MOT 特論	2		
		産学連携特別講義	2		
		国際連携特別講義 I	1		
		国際連携特別講義 II	1		
		科学英語	2		
		大学院と社会	2		
		臨床医学概論	2		
		研究者倫理特別講義	2		
		科学技術政策特論	2		
		大学発技術系ベンチャー実践論	2		
		山岳科学教育科目	科目区分	山岳科学概論 A	1
				山岳科学概論 B	1
				山岳フィールド実習 A	1
				山岳フィールド実習 B	1
				山岳科学連携講義 I	1
				山岳科学連携講義 II	1
山岳科学に関する科目	科目区分	山岳科学連携講義 III	1		
		山岳科学連携講義 IV	1		
		山岳科学連携講義 V	1		
		山岳科学連携講義 VI	1		
		山岳科学連携演習 I	1		
		山岳科学連携演習 II	1		
		山岳科学連携演習 III	1		
		山岳科学連携演習 IV	1		
		山岳科学連携演習 V	1		
		山岳科学連携演習 VI	1		

理学専攻

理学専攻		科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	科目区分		先端科学特別講義 A	2
			先端科学特別講義 B	2
数学分野	科目区分		群論と対称性	2
			多元環論	2
			代数的トポロジー	2
			微分トポロジー	2
			偏微分方程式論	2
			数理現象学	2
			確率解析学	2
			代数学特論	2
			幾何学特論	2
			解析学特論	2
			数理科学特論	2
			先端代数学 I	2
			先端幾何学 I	2
			先端解析学 I	2
			先端数理科学 I	2
			先端代数学 II	2
			先端幾何学 II	2
			先端解析学 II	2
			先端数理科学 II	2
			代数学演習 I	4
			幾何学演習 I	4
			解析学演習 I	4
			数理科学演習 I	4
			代数学演習 II	4
			幾何学演習 II	4
			解析学演習 II	4
数理科学演習 II	4			
特別研究	4			
実務体験実習	2			
学外特別講義	2			
理科学分野	科目区分	物理学ユニット	磁性物質論	2
			固体物性物理学	2
			磁気共鳴論	2
			統計物理学	2
			光エレクトロニクス	2
			光物性物理学演習 I	4
			光物性物理学演習 II	4
			物性物理学演習 I	4
			物性物理学演習 II	4
			磁性物理学演習 I	4
			磁性物理学演習 II	4
			宇宙線物理学	2
			高エネルギー実験	2

	物理と対称性 場の理論 I 場の理論 II 宇宙放射線計測学 観測天文学演習 I 観測天文学演習 II 宇宙線物理学演習 I 宇宙線物理学演習 II 高エネルギー物理学演習 I 高エネルギー物理学演習 II 素粒子物理学演習 I 素粒子物理学演習 II 実務体験実習 学外特別講義	2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 2 2
化学ユニット	計測化学特論 電気化学 量子化学 化学計測学 分光化学 反応有機化学演習 I 反応有機化学演習 II 物性物理化学演習 I 物性物理化学演習 II 分子反応化学 界面物性科学 分子合成化学 複素化学 超分子化学 有機物理化学 構造無機化学演習 I 構造無機化学演習 II 計測分離化学演習 I 計測分離化学演習 II	2 2 2 2 2 4 4 4 4 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4
地球学ユニット	古環境復元論 古環境変動論 シーケンス層序学 変形構造解析論 地層科学演習 I 地層科学演習 II 変成岩解析論 鉱物学特論 自然災害科学 岩石磁気学 鳥類生態学 地球物質科学演習 I 地球物質科学演習 II 実務体験実習 学外特別講義	2 2 2 2 4 4 2 2 2 2 4 4 2 2 4 4 2 2
生物学ユニット	発生学	2

	遺伝子情報学 情報生理学 生体生物学演習 I 生体生物学演習 II 植物進化学 進化生態学 系統発生学 植物病理学 鳥類生態学 進化生物学演習 I 進化生物学演習 II 実務体験実習 学外特別講義	2 2 4 4 2 2 2 2 2 4 4 2 2 2 2 2 2
物質循環学ユニット	環境計測学 堆積学特論 大気陸面相互作用論 地球システム解析演習 I 地球システム解析演習 II 地域環境学 I 地域環境学 II 水生生物生態学 化学生態学 集水域システム論 鳥類生態学 生態システム解析演習 I 生態システム解析演習 II 実務体験実習 根圏生態学 学外特別講義	2 2 2 4 4 2 2 2 2 2 2 4 4 2 2 2 2 2
分野共通	特別研究	6

工学専攻	授業科目	単位
専攻共通科目	実験的工学手法 Think - Communicate - Like a Scientist 経営者から学ぶ技術経営 A 経営者から学ぶ技術経営 B	2 2 1 1
物質化学分野	先進材料工学ユニット 無機材料工学特論 無機材料工学演習 無機材料工学特別実験 I 無機材料工学特別実験 II 無機材料化学特論 無機材料化学演習 無機材料化学特別実験 I 無機材料化学特別実験 II 材料表面工学 電気化学演習 電気化学特別実験 I 電気化学特別実験 II 機器分析化学特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

機器分析化学演習	2	電子情報システム 工学分野	電気電子ユニット	学外特別実習Ⅱ (研究指導)	2
機器分析化学特別実験Ⅰ	2				
機器分析化学特別実験Ⅱ	2				
先進材料化学特論	2				
先進材料化学演習	2				
先進材料化学特別実験Ⅰ	2				
先進材料化学特別実験Ⅱ	2				
光化学特論	2				
光化学演習	2				
光化学特別実験Ⅰ	2				
光化学特別実験Ⅱ	2				
機能物質化学特論	2				
機能物質化学演習	2				
機能物質化学特別実験Ⅰ	2				
機能物質化学特別実験Ⅱ	2				
有機合成化学特論	2				
分子集合体化学特論	2				
有機合成化学演習	2				
分子集合体化学特別実験Ⅰ	2				
有機合成化学特別実験Ⅱ	2				
分子集合体化学特別実験Ⅰ	2				
分子集合体化学特別実験Ⅱ	2				
コロイド・界面科学特論	2				
コロイド・界面科学演習	2				
コロイド・界面科学特別実験Ⅰ	2				
コロイド・界面科学特別実験Ⅱ	2				
触媒設計論	2				
触媒設計演習	2				
触媒設計特別実験Ⅰ	2				
触媒設計特別実験Ⅱ	2				
高速化学反応論	2				
高速化学反応演習	2				
高速化学反応特別実験Ⅰ	2				
高速化学反応特別実験Ⅱ	2				
精密合成化学特論	2				
精密合成化学演習	2				
精密合成化学特別実験Ⅰ	2				
精密合成化学特別実験Ⅱ	2				
生物化学特論	2	バイオ・プロセス工 学ユニット	CMOSアナログ集積回路設計特論	2	
分子生物学特論	2		電子材料特論	2	
応用生物学特論	2		電子材料演習Ⅰ	2	
バイオ・プロセス工学演習Ⅰ	2		CMOSアナログ集積回路設計演習Ⅰ	2	
バイオ・プロセス工学演習Ⅱ	2		結晶成長演習Ⅰ	2	
バイオ・プロセス工学特別実験Ⅰ	4		電子材料特別実験	4	
バイオ・プロセス工学特別実験Ⅱ	4		CMOSアナログ集積回路設計特別実験	4	
機能性食品特別講義	1		結晶成長特別実験	2	
生物化学特論	2		強誘電体材料特論	2	
学外特別講義	2		エネルギーマン・高周波デバイス特論	2	
学外特別実習Ⅰ	2	光エレクトロニクス特論	2		
		結晶成長特論	2		
		強誘電体材料演習Ⅰ	2		
		光エレクトロニクス演習Ⅰ	2		
		エネルギーマン・高周波デバイス演習Ⅰ	2		
		強誘電体材料特別実験	4		
		光エレクトロニクス特別実験	4		
		エネルギーマン・高周波デバイス特別実験	4		
		環境磁界発電特論	2		
		磁気回路特論	2		
		環境磁界発電演習Ⅰ	2		
		磁気回路演習Ⅰ	2		
		環境磁界発電特別実験	4		
		磁気回路特別実験	4		
		電気エネルギーマン変換工学特論	2		
		電気エネルギーマン変換工学演習Ⅰ	2		
		電気エネルギーマン変換工学特別実験	4		
		電気電子工学特論	2		
		ソフトウェア工学特論	2		
		モバイル制御特論	2		
		航空宇宙工学特論	2		
		光エレクトロニクス演習Ⅱ	2		
		電気エネルギーマン変換工学演習Ⅱ	2		
		エネルギーマン・高周波デバイス演習Ⅱ	2		
		結晶成長演習Ⅱ	2		
		環境磁界発電演習Ⅱ	2		
		電子材料演習Ⅱ	2		
		強誘電体材料演習Ⅱ	2		
		磁気回路演習Ⅱ	2		
		CMOSアナログ集積回路設計演習Ⅱ	2		
		光電変換デバイス特論	2		
		光電変換デバイス演習Ⅰ	2		
		光電変換デバイス演習Ⅱ	2		
		光電変換デバイス特別実験	4		
		電子物性特論	2		
		電子物性演習Ⅰ	2		
		電子物性演習Ⅱ	2		
		電子物性特別実験	4		

信頼性工学	2		
電磁気応用工学特論	2		
電磁気応用工学演習 I	2		
電磁気応用工学演習 II	2		
電磁気応用工学特別実験	4		
通信システムユニット	2		
無線信号処理特論	2		
無線通信システム特論	2		
情報処理特論	2		
情報システム工学特論	2		
無線通信システム演習 I	2		
無線信号処理演習 I	2		
情報処理演習 I	2		
情報理論演習 I	2		
情報システム工学演習 I	2		
無線通信システム特別実験	4		
無線信号処理特別実験	4		
情報処理特別実験	4		
情報理論特別実験	4		
情報システム工学特別実験	4		
情報システム工学演習 II	2		
無線信号処理演習 II	2		
無線通信システム演習 II	2		
情報処理演習 II	2		
情報理論演習 II	2		
計算知能演習 I	2		
計算知能演習 II	2		
計算知能特別実験	4		
情報システムユニット	2		
ソフトラウェア解析特論	2		
計算理論特論	2		
仮想化技術特論	2		
最適化算法特論	2		
並列分散システム演習 I	2		
ソフトラウェア解析演習 I	2		
並列分散システム演習 II	2		
ソフトラウェア解析演習 II	2		
並列分散システム特別実験	4		
ソフトラウェア解析特別実験	4		
モデル駆動ソフトラウェア開発特別実験	4		
知能情報特論	2		
情報セキユリティ学特論	2		
知能情報演習 I	2		
知能情報演習 II	2		
集積回路設計演習 I	2		
知能情報特別実験	4		
応用情報工学特別実験	4		
最適化算法特別実験	4		
集積回路設計特別実験	4		
スピントロニクス特論	2		
集積回路設計特論	2		

スピントロニクス演習 I	2		
符号化技術演習 I	2		
スピントロニクス演習 II	2		
符号化技術演習 II	2		
集積回路設計演習 II	2		
スピントロニクス特別実験	4		
符号化技術特別実験	4		
画像・信号処理特論	2		
インタラクションデザイン学特論	2		
生体情報計測特論	2		
応用情報工学特論	2		
知識工学演習 I	2		
知識工学演習 II	2		
知識工学特別実験	4		
生体情報計測特別実験	4		
物理計測技術特別実験	4		
符号化技術特論	2		
知識工学特論	2		
インタラクションデザイン学演習 I	2		
インタラクションデザイン学演習 II	2		
インタラクションデザイン学特別実験	4		
並列分散システム特論	2		
生体信号処理特論	2		
生体信号処理演習 I	2		
生体信号処理演習 II	2		
生体信号処理特別実験	4		
情報セキユリティ学演習 I	2		
情報セキユリティ学演習 II	2		
情報セキユリティ学特別実験	4		
モデル駆動ソフトラウェア開発演習 I	2		
モデル駆動ソフトラウェア開発演習 II	2		
画像・信号処理演習 I	2		
画像・信号処理演習 II	2		
画像・信号処理特別実験	4		
物理計測技術特論	2		
物理計測技術演習 I	2		
物理計測技術演習 II	2		
生体情報計測演習 I	2		
生体情報計測演習 II	2		
最適化算法演習 I	2		
最適化算法演習 II	2		
応用情報工学演習 I	2		
応用情報工学演習 II	2		
モデル駆動ソフトラウェア開発特論	2		
応用物理演習 I	2		
応用物理演習 II	2		
応用物理特別実験	4		
ソフトラウェアエコシステム特論	2		
ソフトラウェアエコシステム演習 I	2		
ソフトラウェアエコシステム演習 II	2		

水環境・土木工学分野	水環境ユニット	ソフトウェアエコシステム特別実験	4
		コンピュータアーキテクチャ特論	2
分野共通	分野共通	コンピュータアーキテクチャ演習 I	2
		学外特別実習 II	2
水環境・土木工学分野	水環境ユニット	(研究指導)	2
		水処理工学特論	4
		水処理工学演習	4
		水処理工学特別実験	4
		資源エネルギーデバイス材料工学特論	2
		資源エネルギーデバイス材料工学演習	4
		資源エネルギーデバイス材料工学特別実験	4
		水環境化学特論	2
		水環境化学演習	4
		水環境化学特別実験	4
		ナノカーボン分離工学特論	2
		ナノカーボン分離工学演習	4
		ナノカーボン分離工学特別実験	4
		カーボンエレクトロニクス工学特論	2
		カーボンエレクトロニクス工学演習	4
		カーボンエレクトロニクス工学特別実験	4
	土木ユニット	橋梁工学特論	2
		橋梁工学演習	4
		橋梁工学特別実験	4
		地域・交通計画特論	2
		地域・交通計画演習	4
		地域・交通計画特別実験	4
		地盤環境工学特論	2
		地盤環境工学演習	4
		地盤環境工学特別実験	4
		土木建造物の劣化診断特論	2
		土木建造物の劣化診断演習	4
		土木建造物の劣化診断特別実験	4
		都市計画特論	2
		都市計画演習	4
		都市計画特別実験	4
	分野共通	地震防災工学	2
		地震防災演習	4
		地震防災特別実験	4
		水保全工学特論	2
		水保全工学演習	4
		水保全工学特別実験	4
		計算構造力学	2
		計算構造力学演習	4
		計算構造力学特別実験	4
		河川計画管理特論	2
		河川計画管理演習	4
		学外特別講義	2
		学外特別実習	2
機械システム工学分野	精密知能機械ユニット	(研究指導)	2
		システム制御特論	2
		精密機構特論	2
		メカトロニクス特論	2
		計測システム特論	2
		知能ロボティクス特論	2
		精密知能機械演習 I	2
		精密知能機械演習 II	2
		精密知能機械特別実験 I	4
		精密知能機械特別実験 II	4
	環境機械ユニット	材料加工学特論	2
		動的システム設計特論	2
		塑性加工学特論	2
		構造物工学特論	2
		固体力学特論	2
		材料環境魚度学特論	2
		計算力学特論	2
		最適設計学特論	2
		計算材料科学特論	2
		環境機械演習 I	2
		環境機械演習 II	2
		環境機械特別実験 I	4
		環境機械特別実験 II	4
		材料加工学特論	2
	機械物理ユニット	乱流輸送現象特論	2
		熱流体数値計算法特論	2
		伝熱工学特論	2
		流体力学特論	2
		熱流動解析学特論	2
		数値流体力学特論	2
		機械物理演習 I	2
		機械物理演習 II	2
		機械物理特別実験 I	4
		機械物理特別実験 II	4
	分野共通	超精密加工実習 I	1
		超精密加工実習 II	1
		超精密加工実習 III	1
		超精密加工実習 IV	1
		先端精密加工実習	1
		超精密加工学特論 I	2
		超精密加工学特論 II	2
		超精密加工学特論 III	1
		超精密加工学特論 IV	1
		表面処理・計測評価技術特論	2
		先端材料科学特論	1
		精密位置決め技術特論	2
		管理技術特論 I	2
		管理技術特論 II	2
		機械システム演習 I	2
		機械システム演習 II	2

機械システム特別実験Ⅰ	4	航空機システム分野横断ユニット	航空機力学特論Ⅰ	2
機械システム特別実験Ⅱ	4		航空機力学特論Ⅱ	2
学外特別講義	2		航空機設計特論	2
学外特別実習	2		航空機センサ特論	2
(研究指導)			構造強度・振動学特論	2
建築意匠設計学	2		航空機電気力学システム特論	2
建築意匠設計学演習	4		航空機装備品認証・システム安全特論Ⅰ	2
建築意匠設計学実験	4		航空機装備品認証・システム安全特論Ⅱ	2
建築意匠設計インターンシップ	4		航空機システム・デバイス特論	2
建築保存再生設計学	2		航空機電子情報システム演習Ⅰ	2
建築保存再生設計学演習	4		航空機電子情報システム演習Ⅱ	2
建築保存再生設計学実験	4		航空機電子情報システム特別実験Ⅰ	4
建築保存再生設計インターンシップ	4		航空機電子情報システム特別実験Ⅱ	4
サステイナブル建築設計学	2		航空機機械システム演習Ⅰ	2
サステイナブル建築設計学演習	4		航空機機械システム演習Ⅱ	2
サステイナブル建築設計学実験	4		航空機機械システム特別実験Ⅰ	4
空間構造設計学	2		航空機機械システム特別実験Ⅱ	4
空間構造設計学演習	4			
空間構造設計学特別実験	4			
建築構造設計学Ⅰ	2			
マトリクス構造解析演習	4			
マトリクス構造解析実験	4			
建築構造設計学Ⅱ	2			
建築構造設計学演習	4			
建築構造設計学実験	4			
建築構造設計インターンシップ	4			
建築構造設計学Ⅲ	2			
建築設備設計学	2			
建築設備設計学演習	4			
建築設備設計学実験	4			
建築設備設計インターンシップ	4			
都市環境設計学	2			
都市環境設計学演習	4			
都市環境設計学実験	4			
都市空間デザイン学	2			

建築学分野	建築学ユニット	4	機械システム特別実験Ⅰ	4
		4	機械システム特別実験Ⅱ	4
		2	学外特別講義	2
		2	学外特別実習	2
			(研究指導)	
		2	建築意匠設計学	2
		4	建築意匠設計学演習	4
		4	建築意匠設計学実験	4
		4	建築意匠設計インターンシップ	4
		2	建築保存再生設計学	2
		4	建築保存再生設計学演習	4
		4	建築保存再生設計学実験	4
		4	建築保存再生設計インターンシップ	4
		2	サステイナブル建築設計学	2
		4	サステイナブル建築設計学演習	4
		4	サステイナブル建築設計学実験	4
		2	空間構造設計学	2
		4	空間構造設計学演習	4
		4	空間構造設計学特別実験	4
		2	建築構造設計学Ⅰ	2
		4	マトリクス構造解析演習	4
		4	マトリクス構造解析実験	4
		2	建築構造設計学Ⅱ	2
		4	建築構造設計学演習	4
		4	建築構造設計学実験	4
		4	建築構造設計インターンシップ	4
		2	建築構造設計学Ⅲ	2
		2	建築設備設計学	2
		4	建築設備設計学演習	4
		4	建築設備設計学実験	4
		4	建築設備設計インターンシップ	4
		2	都市環境設計学	2
		4	都市環境設計学演習	4
		4	都市環境設計学実験	4
		2	都市空間デザイン学	2
	工業デザインユニット	2	建築環境設計学	2
		4	建築環境設計学演習	4
		4	建築環境設計学実験	4
		2	建築心理学	2
		4	建築心理学演習	4
		4	建築心理学実験	4
		2	建築史学特論	2
		4	建築史学演習	4
		4	建築史学実験	4
	分野共通	2	学外特別講義	2
		2	学外特別実習	2
			(研究指導)	
工学基礎分野横断ユニット		2	応用数学特論	2
		2	応用解析学特論	2
		2	数理解析特論	2

繊維学専攻				
繊維学専攻		科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目			繊維技術士特論	2
			繊維基礎科学	2
			繊維系資格概論	2
先進繊維・感性工学分野		先進繊維工学ユニット	繊維材料科学特論	2
			ヤーンテック/ロジー特論	2
			テキスタイルデザイン特論	2
			先進繊維システム管理特論	2
			インテリア工学特論	2
			先進繊維計測学特論	2
			繊維信号解析学特論	2
			繊維文化財学特論	2
			先進繊維工学演習Ⅰ	1
			先進繊維工学演習Ⅱ	1
			先進繊維工学演習Ⅲ	1
			先進繊維工学演習Ⅳ	1

機械・ロボット学分野	先進繊維工学特別実験Ⅰ	2
	先進繊維工学特別実験Ⅱ	2
感性工学ユニット	先進繊維工学特別実験Ⅲ	2
	先進繊維工学特別実験Ⅳ	2
感性工学ユニット	製品生理学特論	2
	感性計測特論	2
	感性デザイン特論	2
	感性情報工学特論	2
	知能情報学特論	2
	感性文化論	2
	感性材料学特論	2
	感性繊維化学特論	2
	感性製品工学特論	2
	衣服工学特論	2
	身体運動科学特論	2
	環境人間工学特論	2
	衣環境学特論	2
	感性工学演習Ⅰ	1
	感性工学演習Ⅱ	1
	感性工学演習Ⅲ	1
	感性工学演習Ⅳ	1
	感性工学特別実験Ⅰ	2
	感性工学特別実験Ⅱ	2
	感性工学特別実験Ⅲ	2
	感性工学特別実験Ⅳ	2
	インタラクション実習	1
	インタラクション実習	2
	繊維感性工学特論	2
	マーケティング特論	2
	English Presentation	2
	機械・ロボット学分野	ナノ融合材料学特論
複合材料力学特論		2
振動解析学特論		2
熱流体工学特論		2
ロボット工学特論		2
非線形制御特論		2
計算製造工学特論		2
電子デバイス材料学特論		2
安全工学特論		2
機械・ロボット学演習Ⅰ		1
機械・ロボット学演習Ⅱ		1
機械・ロボット学演習Ⅲ		1
機械・ロボット学演習Ⅳ		1
機械・ロボット学特別実験Ⅰ		2
機械・ロボット学特別実験Ⅱ		2
機械・ロボット学特別実験Ⅲ		2
機械・ロボット学特別実験Ⅳ		2
インタラクション実習		1
インタラクション実習		2

化学・材料分野	移動現象論特論	2		
	無機材料化学特論	2		
	光材料化学特論	2		
	プロセス開発工学特論	2		
	環境資源化学特論	2		
	半導体工学	2		
	材料反応設計特論	2		
	界面科学特論	2		
	反応システム工学特論	2		
	触媒反応工学特論	2		
	ファイバー材料工学ユニット	生命機能高分子学特論Ⅰ	2	
		生命機能高分子学特論Ⅱ	2	
		生命機能高分子学特論Ⅲ	2	
		ファイバー・機能材料学特論Ⅰ	2	
		ファイバー・機能材料学特論Ⅱ	2	
		合成高分子学特論Ⅰ	2	
		合成高分子学特論Ⅱ	2	
		分子集合機能学特論Ⅰ	2	
		分子集合機能学特論Ⅱ	2	
		応用分子化学ユニット	分子化学特論Ⅰ	2
			分子化学特論Ⅱ	2
			反応化学特論Ⅰ	2
			反応化学特論Ⅱ	2
			構造化学特論	2
	機能化学特論Ⅰ		2	
	機能化学特論Ⅱ		2	
	機能化学特論Ⅲ		2	
機能化学特論Ⅳ	2			
機能化学特論Ⅴ	2			
分野共通	化学・材料演習Ⅰ	1		
	化学・材料演習Ⅱ	1		
	化学・材料演習Ⅲ	1		
	化学・材料演習Ⅳ	1		
	化学・材料特別実験Ⅰ	2		
	化学・材料特別実験Ⅱ	2		
	化学・材料特別実験Ⅲ	2		
	化学・材料特別実験Ⅳ	2		
	応用生態学特論	2		
	保全環境学特論	2		
応用生物科学分野	農産製造学特論	2		
	資源微生物学特論	2		
	応用微生物学特論	2		
	応用昆虫学特論	2		
	発酵生物学特論	2		
	蛋白質工学特論	2		
	家畜生産学特論	2		
	養利用学特論Ⅰ	1		
	養利用学特論Ⅱ	1		
	植物工学特論	2		

細胞生物学特論	2
シルク加工利用学特論	2
分子育種学特論 I	1
分子育種学特論 II	1
生体材料学特論	2
育種工学特論	2
ゲノム機能工学特論	2
生殖生物学特論	2
応用生物学特論	1
繊維状蛋白質特論	2
応用生物学演習 I	1
応用生物学演習 II	1
応用生物学演習 III	1
応用生物学演習 IV	1
応用生物学特別研究 I	2
応用生物学特別研究 II	2
応用生物学特別研究 III	2
応用生物学特別研究 IV	2
インターンシップ実習	1
インターンシップ実習	2
応用生態学特論	2

農学専攻

科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	食と緑の科学特論	2
	国際農学特論 I	2
	国際農学特論 II	2
	国際農学特論 III	2
	国際農学特論 IV	2
	国際農学特別演習 I	2
	国際農学特別演習 II	2
	国際農学特別実習 I	2
	国際農学特別実習 II	2
	Advanced Lecture in International Agricultural and Life Science I	1
	Advanced Lecture in International Agricultural and Life Science II	1
	Advanced Seminar for International Agricultural and Life Science I	1
	Advanced Seminar for International Agricultural and Life Science II	1
	Advanced Experimental Course on International Agricultural and Life Science I	1
	Advanced Experimental Course on International Agricultural and Life Science II	1
	海外農学特別実習	2
	生命機能工学ユニット	基礎生命機能科学特論
生命機能科学特論		2

食品生命科学分野	生命機能工学特別演習 I	2
	生命機能工学特別演習 II	2
	生命機能工学特別実験実習	2
	細胞システム科学特論	2
	動物細胞工学特論	2
	細胞システム科学特別演習 I	2
	細胞システム科学特別演習 II	2
	細胞システム科学特別実験実習	2
	菌類共生科学特論	2
	環境特論	2
	生物共生科学特別演習 I	2
	生物共生科学特別演習 II	2
	生物共生科学特別実験実習	2
	先端生命科学特論	2
	先端生命科学特別演習	2
	特別インターンシップ (短期)	10
	特別研究	2
Advanced Study for Life Science	2	
食品生物機能科学ユニット	応用微生物学特論	2
	分子生物・遺伝子工学特論	2
	食品生物機能科学特別演習 I	2
	食品生物機能科学特別演習 II	2
	食品生物機能科学特別実験実習	2
	食料分析化学特論	2
	食料機能解析学特論	2
	食料機能解析学特別演習 I	2
	食料機能解析学特別演習 II	2
	食料機能解析学特別実験実習	2
	食品分子機能学特論	2
	食品機能開発学特論	2
	食品分子機能学特別演習 I	2
	食品分子機能学特別演習 II	2
	食品分子機能学特別実験実習	2
	機能性食品創製学特論 I	2
	機能性食品創製学特論 II	2
生物資源科学分野	食料資源利用学特論	2
	食品生命科学特別演習	2
	特別インターンシップ (短期)	10
	特別研究	2
	Advanced Study for Food Science	2
	動物資源生産学特論 I	2
	動物資源生産学特論 II	2
	動物資源生産学特別演習 I	2
	動物資源生産学特別演習 II	2
	動物資源生産学特別実験実習	2
	植物資源生産学特論 I	2
	植物資源生産学特論 II	2
	植物資源生産学特別演習 I	2
	植物資源生産学特別演習 II	2

環境共生学分野	生産環境システム学ユニット	植物資源生産学特別実験実習 生産環境システム学特論 I 生産環境システム学特論 II 生産環境システム学特別演習 I 生産環境システム学特別演習 II 生産環境システム学特別実験実習	2 2 2 2 2 2
	分野共通	生物・食資源生産学特論 生物資源科学特別演習 特別イノベーション（短期） 特別研究 Advanced Study for Biological Resources	2 2 2 10 2
	森林資源利用学ユニット	高冷地先端農業特別演習 森林資源利用学特論 木材理化学特論 森林資源利用学特別演習 I 森林資源利用学特別演習 II 森林資源利用学特別実験実習	2 2 2 2 2 2
	地域環境共生学ユニット	地域環境計画学特論 緑地環境評価学特論 地域環境共生学特別演習 I 地域環境共生学特別演習 II 地域環境共生学特別実験実習	2 2 2 2 2
	山岳環境保全学ユニット	山地保全学特論 森林生態学特論 山岳環境保全学特別演習 I 山岳環境保全学特別演習 II 山岳環境保全学特別実験実習	2 2 2 2 2
	分野共通	環境共生学特論 環境共生学特別演習 特別イノベーション（短期） 特別研究 Advanced Study for Environmental Science	2 2 2 10 2

生命医工学専攻

生命医工学専攻			単位
専攻共通科目	基礎科目	医療倫理学・社会医工学	2
		工学基礎 生物学基礎	2 2
生命医工学分野	応用科目	病院イノベーションシナジー研修 行政・企業イノベーションシナジー研修	1 2~6
		生命工学分論 先進応用生命科学特論 生命情報科学特論 先進生命化学特論 分子生物科学特論 学外特別講義 A 学外特別講義 B 生命工学分論 I	2 2 2 2 2 2 2

生命医工学分野	生命工学分論 II	生命工学分論 II	2
	生命工学特別実験 I	生命工学特別実験 I	4
	生命工学特別実験 II	生命工学特別実験 II	4
	生命工学分論	生命工学分論	2
	先進応用生命科学特論	先進応用生命科学特論	2
	生体医工学特論	生体医工学特論	2
	生体ロボット学特論	生体ロボット学特論	2
	生体流体力学特論	生体流体力学特論	2
	生体マイクロデバイス特論	生体マイクロデバイス特論	2
	生体情報システム学特論	生体情報システム学特論	2
	動物行動学特論	動物行動学特論	2
	生体材料科学特論	生体材料科学特論	2
	バイオメカニクス特論	バイオメカニクス特論	2
	生体応答学特論	生体応答学特論	2
	生体計測学特論	生体計測学特論	2
	組織工学特論	組織工学特論	2
	ロボット制御学特論	ロボット制御学特論	2
生物機械工学特論	生物機械工学特論	2	
生体電子工学特論	生体電子工学特論	2	
学外特別講義 A	学外特別講義 A	2	
学外特別講義 B	学外特別講義 B	2	
生体医工学演習 I	生体医工学演習 I	2	
生体医工学演習 II	生体医工学演習 II	2	
生体医工学特別実験 I	生体医工学特別実験 I	4	
生体医工学特別実験 II	生体医工学特別実験 II	4	
生体医工学特論	生体医工学特論	2	

繊維・ファイバー工学コース

繊維・ファイバー工学コース			単位
基礎科目	科目区分	繊維系合同研修	2
		繊維系資格概論	2
繊維・ファイバー工学	授業科目	アカデミックイノベーションシナジー (国内) I	1
		アカデミックイノベーションシナジー (国内) II	1
		アカデミックイノベーションシナジー (海外)	2
		繊維・ファイバー工学特論 I	1
		繊維・ファイバー工学特論 II	1
		繊維・ファイバー工学特論 III	1
		繊維・ファイバー工学特論 IV	1
		繊維基礎科学	2

地域共生マネジメントプログラム

地域共生マネジメントプログラム			単位
授業科目			
地域連携・経営学特論 I			2
地域連携・経営学特論 II			2
動物環境共生学特論			2
食品バイオサイエンス特論			2
中山間地域管理学			2
生命産業科学特論			2

地域課題探究演習 I	2
地域課題探究演習 II	2
特別研究	10

ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム		単位
科目区分		授業科目
必修科目	英語技法特論 I	2
	英語技法特論 II	2
	MOT (Management of Technology)	2
	ファイバー基礎実習	1
	Textile Fundamentals I	1
	研究室ローテーション I	1
	ものづくり・ことづくり演習 I (チームワーキング)	1
	International Topics on Fiber Engineering I	1
	英語技法特論 III	2
	英語技法特論 IV	2
	ファイバーイノベーション概論	2
	Textile Fundamentals II	1
	研究室ローテーション II	1
	ものづくり・ことづくり演習 II (チームワーキング)	1
	International Topics on Fiber Engineering II	1
	テキスタイル基礎実習	1
	繊維・ファイバー工学特別実験	1
共通分野	サブライチエーション	2
	プロダクトデザイン	2
	マーケティング	2
	知的財産	2
	工業経済学	2
	科学哲学	2
	日本文化論	2
	比較文化論	2
	技術者倫理	2
	ナノファイバー工学特論	2
フロンティアファイバー分野	ヤーンテックノロジー	2
	高機能繊維設計特論	2
	高性能繊維設計特論	2
	ナノマテリアル工学特論	2
	機能高分子工学特論	2
	シルク利用工学	2
	バイオファイバー科学	2
	医用材料特論	2
	繊維生物資源学	2
	生体分子機能科学	2
バイオマス利用工学	2	
バイオミメティック科学	2	
スマートテキスタイル分野	複合材料設計学特論	2
	e-Textile 設計特論	2
	プロテックファイブテキスタイル特論	2

テキスタイルデザイン特論	2
先進繊維計測学特論	2
繊維集合体特論	2
ファッション工学分野	2
衣服設計論	2
感性情報工学特論	2
感性製品計測・評価法特論	2
製品生理学特論	2
繊維製品生産論	2

International Graduate Program for Agricultural and Biological Science		単位
International Graduate Program for Agricultural and Biological Science		授業科目
Agricultural and Biological Studies I	2	
Agricultural and Biological Studies II	2	
Special Training for Agricultural Science	2	
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science I	2	
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science II	2	
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science III	2	
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science IV	2	
Advanced Experimental Course on Agricultural and Biological Science	2	
Special Research	10	

28. 信州大学学生生活に関する通則

(平成16年4月1日(信州大学通則第1号))

(趣旨)

第1条 この通則は、信州大学(以下「本学」という。)の学生が学生生活を守るべき必要な事項について定めるものとする。

(誓約書及び保証人)

第2条 本学の学生となる者は、入学のとき保証人1名を定め、連署の誓約書をその所属する学部の長又は研究科の長(以下「学部長等」という。)を経て学長に提出しなければならない。

第3条 保証人に異動があったときは、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(住所)

第4条 学生は、毎学年始め、その住所を学部長等に届け出て、異動のときは、その都度速やかに届け出るものとする。

(学生証)

第5条 学生は、入学のとき学長から学生証の交付を受け、常に携帯するとともに、必要に応じてこれを提示するものとする。

第6条 学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

第7条 学生が本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を学長に返納しなければならない。

(厚生)

第8条 学生は、毎学年所定の健康診断を受けなければならない。

2 学部長等は、必要に応じて学生に治療を命じ、又は登学を停止することができる。

第9条 学生は、別に定めるところにより、本学の福利厚生施設を利用することができる。

(団体)

第10条 学生が、学生を構成員とする団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、教職員(常時勤務する者に限る。)のうちから顧問を定め、会則、代表者及び役員の氏名並びに会員数を記載した文書を添え、あらかじめ代表者から学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が2学部以上にわたるときは、学生担当の理事(以下「担当理事」という。)を経て届け出るものとする。

2 届け出た記載事項に変更が生じたときは、速やかに前項に準じた手続をするものとする。

第11条 学生団体が学外団体に加入し、又は脱退するときは、学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が学部以上にわたるときは、担当理事を経て学長に届け出るものとする。

(集会)

第12条 学生又は学生団体が本学の施設を使用して集会をしようとするときは、目的、日時、場所、予定人員等を記載した文書を提出し、当該施設を所管する部局の長の許可を受けなければならない。

(催物)

第13条 学生又は学生団体が学内外において、学生及び一般を対象として各種の催物をしてしようとするときは、あらかじめ学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、学生又は学生団体の会員が2学部以上にわたるときは、担当理事を経て学長に届け出るものとする。

(掲示)

第14条 学生又は学生団体による学内での文書、ポスター、立看板(以下「掲示物」という。)の掲示については、国立大学法人信州大学における掲示に関する規程(平成16年国立大学法人信州大学規程第61号)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 掲示物は、所定の一般掲示場(学生用掲示場)に掲示するものとする。

(2) 掲示物には、掲示した日付並びにこの学生にあっては掲示責任者名、学生団体にあっては団体名及び団体の代表者名を記載するものとする。

(3) 掲示の期間は、3週間以内とし、この期間を超過したものは、前号に規定する当該掲示責任者又は団体の代表者において、これを撤去するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、掲示の期間を延長することができるものとする。

(禁止等の措置)

第15条 第10条から前条までに規定する行為が本学の目的にそわないと認めるときは、禁止又は変更等を命ずることがある。

附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日平成19年度通則第1号)

この通則は、平成19年10月1日から施行し、平成28年10月31日から施行し、平成27年10月1日から通用する。

附 則(平成24年3月15日平成23年度通則第1号)

この通則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日平成25年度通則第1号)

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月31日平成28年度通則第1号)

この通則は、平成28年10月31日から施行し、平成27年10月1日から通用する。

附 則(平成25年4月1日平成25年度通則第1号)

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月31日平成28年度通則第1号)

この通則は、平成28年10月31日から施行し、平成27年10月1日から通用する。

29. 信州大学における学生の懲戒に関する規程

(平成23年3月31日信州大学規程第181号)

(目的)

第1条 この規程は、信州大学学則(平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。)第65条第3項及び信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)第56条第3項の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。))における学生の懲戒に関し必要な事項を定める。

(停学の種類)

第2条 学則第65条第2項及び大学院学則第56条第2項に規定する退学、停学及び訓告のうち、停学の種類は、その期間を概ね3箇月未満とする有期停学とその期間を定めぬ無期停学とする。

(懲戒の観点及び懲戒の種類の見分方法)

第3条 懲戒は、教育研究機関である本学の秩序を維持し、社会に対する責任を果たす観点からこれを行う。
第4条 懲戒の種類は、懲戒の対象となる行為(以下「懲戒対象行為」という。)の態様、動機及びその意図、結果、他の学生に与える影響、違法性等を総合的に考慮し、別に定めるガイドラインを標準として判断する。

(懲戒の申請)

第4条 学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)は、当該学部又は研究科(以下「学部等」という。)に所属する学生が、懲戒対象行為を行った場合、又は、行った疑いのある場合は、直ちに学長に報告するものとする。

第5条 前項の報告に引き続き、学部長等は、次条に定める調査委員会を設置し、事実関係を確認した上で、懲戒を行うことが必要と判断した場合は、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経て、学生懲戒申請書(別紙様式第1)により当該懲戒対象行為に係る懲戒を学長に申請する。

第6条 同一の懲戒対象行為に関して複数の学部等の学生が関与している場合は、当該懲戒対象行為に係る懲戒の申請について、当該学部等が協議を行い、その結果に基づき当該学部等ごとに申請を行う。

(調査委員会)

第7条 学部長等は、懲戒対象行為に係る事実関係を確認し、懲戒の必要性及び懲戒の種類について検討するため、調査委員会を置く。この場合において、調査委員会は、学部等の学生委員会等をもって代えることができる。

第8条 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 懲戒対象行為を行った学生又は懲戒対象行為を行った疑いのある学生(以下「懲戒対象学生」という。))が所属する学部等の学生委員会等の長
- 懲戒対象学生が所属する学部等の学生委員会等を構成する者
- 懲戒対象学生が所属する学科又は専攻等の教員
- その他学部長等が必要と認めたる者

第9条 調査委員会は、懲戒対象学生及び調査の対象となる懲戒対象行為に関する教員、学生等から事情等を聴取する。

第10条 調査委員会は、慎重かつ速やかに事実関係の確認及び審議を非公開により行い、その結果を学部長等に報告する。ただし、ハラスメント等の人権を侵害する行為に関しては、国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成16年国立大学法人信州大学規程第27号)第16条に定めるハラスメント相談調査対策委員会が当該行為に係る調査を実施した場合、当該調査結果を尊重しなければならぬ。

第11条 前各項に規定するもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、学部長等が別に定める。

(弁明)

第12条 調査委員会は、懲戒対象学生に弁明の機会を与える。

第13条 弁明の機会を与えられた懲戒対象学生が、調査委員会が指定した期間内に弁明に怠らない場合は、当該学生が弁明する権利を自ら放棄したものとみなす。

(懲戒の決定及び告知)

第14条 学長は、学則第65条及び大学院学則第56条に基づき、国立大学法人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)の議を経て、懲戒対象学生等に対する懲戒を行うことを決定したときは、懲戒告知書(別紙様式第2～別紙様式第4)を作成し、当該学生に告知する。ただし、当該学生が懲戒告知書の受け取りを拒否した等の事由により告知できない場合は当該学生の所在が不明な場合は、次の各号による。

(1) 懲戒告知書を受け取るべき学生が当該文書を受け取りを拒否した等の事由により告知できない場合は、内容証明郵便により送付し、送達された日をもって告知したものとみなす。

(2) 学生の所在が不明な場合は、当該学生の保証人に手渡すか、又は内容証明郵便により送付し、当該手渡した日又は送達された日をもって告知したものとみなす。

(懲戒の効力)

第15条 懲戒の効力は、前条の告知をすることにより生ずるものとする。

(懲戒手続の特例)

第16条 学長は、第4条による報告を受け、同条第2項に基づき、学部長等により懲戒の申請がなされることが明らかであり、かつ当該懲戒対象行為が社会に多大な影響を与え、緊急性を要すると判断した場合、事実確認を慎重に行った上で第5条から前条までの手続によることなく、教育研究評議会の議を経て、懲戒を決定することができる。

第17条 学長は、懲戒対象学生が逮捕・勾留され接見することができない場合であっても、事実確認を慎重に行った上で、教育研究評議会の議を経て、懲戒を決定することができる。

(謹慎その他の教育的措置)

第10条 学部長等は、懲戒等対象学生の行為が懲戒対象行為に該当し、かつ懲戒が見込まれる場合に限り、当該学生の権利を不当に侵害しない範囲内で、懲戒の決定前に当該学生に対し謹慎その他の教育的措置を命ずることができる。

2 謹慎の期間は、原則として2箇月を超えないものとし、停学期間に算入することができる。

(厳重注意)

第11条 学部長等は、所属する学生が行った懲戒対象行為に係る事実関係の確認結果に基づき、学生の行為が懲戒には至らないと判断した場合、厳重注意としてその行為を戒めることができる。

2 厳重注意は、学部長等が口頭又は文書により行うものとし、あわせて厳重注意報告書(別紙様式第5)を学長に提出するとともに、教育研究評議会に報告するものとする。

(懲戒に関する記録の保存)

第12条 学長は、懲戒を決定したとき、懲戒の原因たる事実、決定された懲戒の内容及び認定した事実等を記載した学生懲戒記録簿(別紙様式第6)を作成し、保存する。

(懲戒に関する情報の公示)

第13条 学長は、学生に対し、第8条に定める懲戒の告知をしたとき、当該学生の所属及び懲戒の内容を公用掲示板及び電子掲示板に掲示し、公表する。この場合において、当該掲示の期間は、懲戒を告知した日から10日間とし、当該学生の氏名、学籍番号等は公表しない。

(不服申立て)

第14条 懲戒を告知された学生は、懲戒に不服がある場合は、学長に対し、懲戒を告知された日の翌日から起算して60日以内に懲戒に係る不服申し立て書(別紙様式第7)により、不服申し立てを行うことができる。この場合において、当該申し立ての参考となる資料があるときは、当該資料を添付するものとする。

2 学長は、前項による不服申し立て書を受理した場合、速やかに教育研究評議会を開催し、審査の要否を決定しなければならない。

3 学長は、調査を要しない旨を決定した場合、速やかにその旨を文書で当該学生に通知する。

4 学長は、教育研究評議会において当該審査を要する旨の決定が行われた場合、直ちに不服申し立てを行った学生が属する学部等の学部長等に調査を行わた上で、教育研究評議会にて当該審査を行う。

5 第1項による不服申し立てを行った場合の当該懲戒の効力は、前項による当該審査が終了するまで継続するものとする。

(停学・謹慎期間中の制限及び特例)

第15条 停学及び謹慎の期間中は、原則として教育課程の履修、課外活動(サークル活動その他類似するものを含む。)、及び大学施設の利用を禁止する。ただし、学部長等が教育指導上必要があると認めるときは、この限りでない。

(無期停学の解除決定及び告知)

第16条 学部長等は、無期停学となつている学生(以下「無期停学学生」という。))について、停学期間が3箇月を超え、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、解除することが適当であるとされた場合は、教授会等の議を経て、無期停学の解除を学長に学生懲戒解除申請書(別紙様式第8)により申請する。

2 学長は、前項の申請があった場合、教育研究評議会において無期停学の解除の適否を審査し、無期停学を解除することを適当とする場合にあっては、無期停学を解除する日を決定する。

3 学長は、前項により無期停学の解除を決定した学生に対し、無期停学解除通知書(別紙様式第9)を作成し、学生に告知する。

(停学期間の算入)

第17条 停学期間は、修業年限に含めないが、在学期間に含めることとする。ただし、学長は、学部長等の申請を受け、教育上の特別の必要又は配慮を認める場合は、懲戒対象行為の態様及び程度等を勘案し、停学期間の全部又は一部を修業年限に算入することができることとする。

(試験等の不正行為による単位認定の可否)

第18条 本学が実施する試験等の不正行為を行った学生が履修した授業科目に係る単位については、別表に掲げる例により取り扱うものとする。

(書類への記載)

第19条 学長は、成績証明書、その他本人の成績及び修学状況に関する書類で、大学関係者以外の者が閲覧する可能性のある書類の作成にあたっては、懲戒となった学生の将来を考慮し、懲戒を受けた旨の記載をしてはならない。

(懲戒告知前の退学申出不受理及び停学期間中の退学許可)

第20条 学長は、懲戒等対象学生から懲戒の告知前に退学の申出があった場合、この申出を受理しないものとする。

2 学部長等は、停学となつている学生から停学期間中に退学の申出があった場合、教授会等の議を経て学長に申請する。この場合において、学長は、教育研究評議会の議を経て、退学を許可することができる。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 信州大学における学生の懲戒に関する申合せ(平成16年信州大学申合せ第2号)は、廃止する。

附 則(平成23年11月17日平成23年度規程第20号)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(令和2年6月18日令和2年度規程第8号)

この規程は、令和2年6月18日から施行する。

別表(第 18 条関係)

本学が実施する試験等における不正行為の事例	単位認定の可否	
	当該科目	不正行為を行った学期の科目
<p>替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。 許可されていないノート又は参考書等を使用すること。 答案を交換すること。 他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること。 試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。 その他不正な行為と認められること。 他人の著作物を盗用すること。 実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。 他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。 他の学生に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行者を依頼した者。 授業の実施に係るその他不正な行為と認められること。</p>	<p>認められない</p>	<p>認められない</p>
	<p>単位認定に係るレポート(卒業論文等含む)の行為</p>	<p>認められない</p>
<p>他の学生に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行者を依頼した者。 授業の実施に係るその他不正な行為と認められること。</p>	<p>認められない</p>	<p>特に悪質な場合認定しないことができる</p>

30. 外国の大学院等において修得した単位の認定に関する取り扱い要項

(趣旨)

第1条 この要項は、信州大学大学院学則第35条、第52条及び信州大学大学院総合理工学研究科規程第13条に基づき、外国の大学院等への留学(以下「海外留学」という。)において修得した単位の認定(以下「単位認定」という。)について、必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 単位認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。)は、外国の大学院等での履修修了後すみやかに、「海外留学における修得単位認定願」(別紙様式)に成績証明書またはその写しと、その他必要書類を添えて申請するものとする。

(単位認定の手続)

第3条 研究科長は、前条の申請があったときは、教務委員会に審査を付託し、審査の結果に基づき研究科委員会の議を経て、単位の認定を行うものとする。

2 教務委員会は、申請書類を確認後、単位の認定案を作成を分野長に依頼するものとする。

3 分野長は、分野の議を経て修得単位の認定案を作成し、教務委員会に提出するものとする。

4 分野長は必要に応じ、申請者に対し試問又は必要な資料の提出を求めることができる。

(単位の認定)

第4条 単位の認定は申請者の所属研究科の履修要件を適用して、履修可能な授業科目に読み替えるものとする。

2 既修得単位には読み替えをしない。

3 余剰単位になる場合でも、開講授業科目に読み替える。

4 その他疑義がある場合は、教務委員会で協議する。

(認定単位の通知)

第5条 研究科長は、単位の認定結果を申請者に通知するものとする。

附 則

この要項は、平成10年9月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月16日専任教授会決定)

1 この要項は平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に在学する者については、この申合せの改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月15日教授会決定)

1 この要項は平成28年4月1日から施行する。

2 この要項施行日の前日において、信州大学大学院農学研究科に在学する者については、この申合せの改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

海外留学における修得単位認定願

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科長 殿

所属専攻: _____

学籍番号: _____

氏 名: _____ 印

留学先大学院名: _____

留 学 期 間: (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

総合理工学研究科規程第20条の規定に基づき、下記の書類を添えて申請いたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 留学先大学院発行の成績証明書 (写)
2. シラバス

31. 位置及び沿革

位置

北緯	35度51分43秒
東経	137度56分19秒
標高	772.69メートル（構内三本木三角点位置）

所在地

信州大学農学部	長野県上伊那郡南箕輪村8304
附属アルプス圏フイールド科学教育研究センター	
構内ステーション	長野県上伊那郡南箕輪村8304
野辺山ステーション	長野県南佐久郡南牧村野辺山2ツ山462-1
西駒ステーション	長野県伊那市大字伊那字小黒日向7119-110
手良沢山ステーション	長野県伊那市大字手良野口字沢山2202-12

沿革

昭和20年	2月5日	長野県立農林専門学校（農科・林科）設立許可
	4月1日	開校
	4月15日	第1回入学式挙行
昭和24年	5月31日	信州大学設置に伴い同校を吸収，同学農学部（農学科・林学科）として発足
昭和25年	4月1日	附属農場及び附属演習林設置
昭和27年	7月11日	長野県立農林専門学校廃止
昭和33年	4月1日	農学専攻科（農学専攻・林学専攻）設置
昭和35年	4月1日	畜産学科増設
昭和39年	4月1日	農学専攻科（畜産学専攻）増設
昭和40年	4月1日	森林工学科増設
昭和42年	4月1日	農学科を改組拡充し園芸農学科に名称変更
	4月1日	農学専攻科増設
昭和44年	4月1日	農学専攻科（森林工学専攻）増設
	4月1日	野辺山農場が本部より所属換
昭和47年	4月1日	大学院農学研究科修士課程（園芸農学専攻・林学専攻・畜産学専攻・森林工学専攻・農芸化学専攻）設置
	4月1日	農学専攻科廃止
昭和48年	3月31日	農学専攻科増設
	4月12日	畜産学科に草地学講座増設
昭和51年	5月10日	林学科に森林風致計画学講座増設
昭和52年	4月18日	園芸農学科に応用昆虫学講座増設
昭和53年	4月1日	農芸化学科に環境保全化学講座増設
昭和54年	4月1日	林学科森林化学講座を木材利用学講座に名称変更
	4月1日	畜産学科に家畜生体機構学講座増設
	4月1日	附属高冷地農業実験実習施設設置
昭和56年	4月1日	森林工学科に地域計画学講座増設
昭和62年	4月1日	臨時増募の開始
昭和63年	4月1日	園芸農学科，林学科，畜産学科，森林工学科，農芸化学科を生物生産科学科，森林科学科，生物資源科学科に改組
平成3年	4月1日	岐阜大学大学院連合農学研究科修士課程設置によりその構成大学となる
平成4年	4月1日	大学院農学研究科修士課程，園芸農学専攻・林学専攻・畜産学専攻・森林工学専攻・農芸化学専攻を生物生産科学専攻・森林科学専攻・生物資源科学専攻に改組
平成7年	4月1日	森林科学科に森林環境文化学講座増設

学部改組

- 生物生産科学科（生物資源生態学講座，園芸生産利用学講座，動物生産利用学講座）を食料生産科学科（生物環境管理学講座，植物資源生産学講座，動物資源生産学講座，食資源利用学講座）に改組
- 森林科学科（森林資源計画学講座，森林生産保全学講座，空間利用整備学講座，森林環境文化学講座）を（山地環境保全学講座，森林生産利用学講座，農山村環境学講座，緑地環境文化学講座）に改組
- 生物資源科学科（生物制御化学講座，生物機能化学講座，生物資源開発学講座）を応用生命科学科（生物制御化学講座，生物機能化学講座，生物資源開発学講座，生物資源化学講座）に改組

臨時増募の廃止

平成11年	4月1日	附属農場・演習林事務部の廃止
	4月1日	第3年次編入学制度化
平成12年	4月1日	大学院農学研究科修士課程，生物生産科学専攻・生物資源科学専攻を食料生産科学専攻・応用生命科学専攻に改組
平成13年	4月1日	大学院農学研究科修士課程，機能性食料開発学専攻（独立専攻）設置
平成14年	4月1日	附属農場，附属演習林及び附属高冷地農業実験実習施設を附属アルプス圏フイールド科学教育研究センターに改組
平成17年	4月1日	大学院総合工学系研究科修士課程（生命機能・フアイバー工学専攻，システム開発工学専攻，物質創成科学専攻，山岳地域環境科学専攻，生物・食料科学専攻）設置
平成18年	2月7日	食料保健機能開発研究センター設置
平成19年	5月9日	食と緑の科学資料館「ゆりの木」設置
平成20年	7月23日	農学部プロジェクト研究推進拠点設置
平成21年	2月5日	野生動物対策センター設置
平成21年	4月1日	講座制を廃止し，分野制に改組
平成22年	3月31日	岐阜大学大学院連合農学研究科との協力体制終了
平成23年	7月19日	近未来農林総合科学教育研究センター設置
平成25年	8月2日	附属AFC野辺山ステーションが教育関係共同利用拠点到認
平成26年	5月19日	国際農学教育研究センター設置
	7月31日	附属AFC演習林が教育関係共同利用拠点到認
平成27年	4月1日	学部改組
	4月1日	食料生産科学科，森林科学科，応用生命科学科を農学生命科学科（生命機能科学コース，動物資源生命科学コース，植物資源科学コース，森林・環境共生学コース）に改組
平成27年	7月1日	伊那キャンパスに名称変更
	9月19日	食と緑の資料館を増設
	10月1日	食料保健機能開発研究センターを機器分析支援センターに改編
	4月1日	情報室を情報システム支援センターに改編
平成28年	4月1日	大学院改組
	4月1日	農学研究科と理工学系研究科を総合理工学研究科に統合再編し，農学系では，農学専攻に4分野（先端生命科学分野，食品生命科学分野，生物資源科学分野，環境共生学分野），及び生命医工学専攻に1分野（生命工学分野）を設置
	4月1日	講義棟を改修
	4月1日	大学院博士課程の医学系研究科と総合工学系研究科を統合再編し総合医理工学研究科を設置

32. ハラスメント(嫌がらせ)にあったら 【ハラスメント相談員】に相談してください ～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～



ハラスメントって何?

◎ハラスメントとは、信州大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」で、ハラスメントを次の4つに分類しています。(規程全文は、信州大学HP「信州大学について」→「大学概要・理念」→「国立大学法人信州大学規則集」→「規則一覽」→「第1編 全学 第6章 人事」に掲載)

I：セクシュアル・ハラスメント…

- ・ 意図するかどうかにかかわらず、性的な言動によって、相手を不快にさせる行為や、相手に性的な言い又は要求をする行為のほか、卑劣なボスターなどで修学環境を損ねるような行為も含まれます。また、これらの行為は異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。

- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快感を感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくないだけに、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。**

II：アカデミック・ハラスメント…

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害したりする行為を言います。
- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

III：パワー・ハラスメント…

- ・ 優越的な関係を背景とした言動であり、就業上や修学上の環境を害する行為です。

IV：その他のハラスメント…

- ・ その他のハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、アカハラ、バカハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

ハラスメントを受けて辛いと感じたら、ハラスメント相談員に相談してください。

◎ハラスメント相談員は、本学の教職員で構成され、全学教育機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。ハラスメント相談員は、あなたの立場になって相談にのります。

- ・ **秘密は厳守**されます。相談したからといって、不利益な取扱いをされることもありません。
- ・ ハラスメントを受けていることを聴いてもらいたいだけの時も連絡していただいて構いません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。
- ・ 相談内容によっては総合健康安全センターのカウンセリングを受けることができます。

◎ハラスメント相談員は、ハラスメント行為を受けているあなたの**サポーターのような立場の人**です。あなたと相談の結果、事態解消のための行為者への**「申入れ」**や**「ハラスメント相談員対策委員会」の設置(裏面※①、②)**をあなたが望んだ場合、**イコール・パートナーシップ委員会(下記参照)**への**申請手続きについて助言してくれます**。イコール・パートナーシップ委員会は、関係の部局長と協力して「申入れ」や「ハラスメント相談員対策委員会」の設置を実施します。

ハラスメント相談員への連絡先は?

氏名一覽と連絡先は、AGSU(握手)内掲示でご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生相談センター(0263-37-3165)」にお問い合わせてください。

「イコール・パートナーシップ(EP)委員会」とは?

本学の教職員各4名(男女同数)で構成され、ハラスメントのない信州大学のために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人權を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人權などについても疑問や問題があれば、委員会 epinkai@shinshu-u.ac.jp か委員いずれかに気軽に相談してください。

※① 行為者への「申入れ」とは?

イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった行為をやめるよう通告することを行います。相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえばよい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのように配慮をします。

※② 「ハラスメント相談員対策委員会」の設置とは?

行為者に「申入れ」をしても事態が解消しない、もしくは、改めて事実調査をした上で判断し、ハラスメント解消のための適切な措置を求めたいときは、あなたの要望等を考慮の上、イコール・パートナーシップ委員会の判断により**「ハラスメント相談員対策委員会」**が設置されます。行為者とあなたの双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決まっていきます。

学校にも相談窓口があります。

◎主に女性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいどぴあ	一般相談、法律相談(要予約)	0266-22-8822	【一般】火～土 9:00～12:00, 13:00～16:30 【法律】予約方法、実施日等、直接確認願います。
	女性のためのカウンセリング(要予約)		第2土・第4金 10:00～15:50 (一人50分) 詳細については電話で直接確認願います。
女性センター・レリア松本	一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)	0263-39-1105	【一般】(電話)火・第1、第3水・金 9:00～12:00 (面談)平日 13:00～16:00、 ただし、第4金 16:00～19:00(要予約) 【法律】予約方法、実施日等、直接確認願います。
長野県業・性別平等教育ダイヤルサポート110	相談電話	0120-037-555	24時間対応
上田市市民プラザ・ゆう	専任相談員による相談(要予約)	0268-27-2988 0268-23-5245	火 11:00～18:00, 木 10:00～17:00、 第2・第4土 10:00～17:00 (土曜日の相談は2日前までに要予約)
	女性弁護士による法律相談(要予約)	0268-27-3123	偶数月第4木、奇数月第2・4木 10:00～12:00(一人30分・無料)
伊那市人権男女共同参画係	女性のための相談	0265-78-4111	(電話)平日 8:30～17:00 (面談)火・木 8:30～17:00(要予約)
女性の人權ホットライン	女性をめぐる人權相談	0570-070-810	平日 8:30～17:15 ※IP電話からの場合 026-232-8145(長野地方事務局)

◎主に男性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいどぴあ	男性のための相談(電話相談)	0266-22-7111	金 17:00～19:00
女性センター・レリア松本	男性の悩み相談	0263-37-1587	第2・第3、第4火 17:00～20:00

施設等名	電話番号	曜日・時間
心の電話相談(長野県精神保健福祉センター)	026-217-1680	平日 9:30～16:00
長野地方法務局人權擁護課	026-235-6634	
法務局上田支局人權相談所	0268-23-2001	
法務局松本支局人權相談所	0263-32-2571	平日 8:30～17:15
法務局伊那支局人權相談所	0265-78-3462	

さらに詳しくは、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

信州大学キャンパス・コード(基本指針)とは・・・

信州大学では、基本指針として6本の柱から成る**キャンパス・コード**を定めています。

※ 全文は、前記「ハラスメントのない大学にするために」→「信州大学キャンパス・コード」をご覧ください。

- ◎ 個人を人間として等しく尊重します。
- ◎ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。
- ◎ 権利・権限を適正に行使します。
- ◎ 学問・言論の自由を尊重します。
- ◎ 人權侵害等を防止します。
- ◎ プライバシー等を保護します。

※ 前頁右端はEP委員会のロゴで、「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせた四葉のクローバーです。

Handbook for “International Graduate Program for Agricultural and Biological Science”

Handbook For 2022 Enrollees

The curriculum described in this booklet will apply until the course is completed.



Graduate School of Science and Technology

Ina Campus

Table of Contents

1. Course requirements	91
(1) Completion requirements	
(2) Credits and Class Hours	
(3) Method and procedures for Course Registration	
(4) Course methodology etc.	
(5) Grade Evaluation	
(6) Submission of Master's Thesis	
2. Faculty Members	94
3. List of Completion Requirements and Course subjects	95
Course Process Conceptual Diagram	
4. Important Points for Supervised Research Plans	97
Supervised Research Plan/ Report	
5. Guidelines for implementing master's dissertation review, final examinations, and completion judgment of Graduate School of Science and Technology	100
6. Master's Thesis Format etc.	102
How to register a thesis title and create an application	
7. Graduate School of Science and Technology Master's Dissertation Review Criteria	105
Master's Thesis Guidelines	
8. Student awards and disciplinary action	107
9. Student Life	111
(1) Information Bulletins and Emails for Students	
(2) Certification/Certificate to receive student travel fare discounts	
(3) Infirmary, Mental Health	
(4) Leave of Absence and Withdrawal from University	
(5) Registration of Student Information	
(6) Use of Private Vehicles to Travel on Practical Trainings/Surveys	
(7) Extracurricular Activities	
(8) Carrying and Reissue of Student Identification	
10. Guide to signing up for Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, and Comprehensive Insurance for Students Lives coupled with "Gakkensai" for international students	115
11. Guidelines for use of the Lecture Rooms and Student Lounge	117
12. Shinshu University Faculty of Agriculture Library Usage Guidelines	118
13. Guideline for Reporting on Fieldwork	120
14. In case of Emergency	122

1 . Course requirements

(1) Completion requirements

- 1) The course length is two years. (However, those students who are deemed to have an excellent record of academic achievement may enroll in the master's program for at least one year.) The total period of enrollment cannot exceed twice the length of the original course.
- 2) Please refer to [Completion Requirements and Course Methodology] in "3. List of Completion Requirements and Course Subjects". In addition, once the necessary research guidance has been received, submission of a master's thesis and/or research results on a specific subject, and passing a final examination are both required to pass the course.

(2) Credits and Class Hours

- 1) Calculation of credits is done based on the following criteria.

Lectures and Seminars	15-30 hours	1 Credit
Experiments, Practical, and Training	30-45 hours	1 Credit
- 2) A course cannot be retaken once it has been credited. Accordingly, re-registering on courses for which credits have already been earned in a different year/semester is not permitted.
- 3) The curriculum at the time of enrollment applies until graduation and varies depending on the year of enrollment. The number of credits required for seniors and course contents may differ, so please do not rely on information from friends and always take responsibility for managing your own credits and courses

(3) Method and Procedures for Course Registration

- 1) Students must make the course plan in reference to the course requirements including class content and class schedule and in consultation with the supervisor.
- 2) The year of the course may be determined depending on the class. Please ensure that you register for the course in the specified year.
- 3) The course registration procedures are conducted using personal computers and through access to the "Shinshu University Campus Information System" on the Web. The period for course registration procedures is early April for the first semester and courses held throughout the year, and late September for course held in the later semester. Further details of the registration period will be displayed on the bulletin board. Also, as the review period is set after the course registration, students are requested to make sure that they check the same. If registration procedures are not completed within the stipulated period students cannot attend the classes. Students are requested to take note, as, in principle, no changes in registration will be conducted after this period.
- 4) Students are requested to take note of the specific details including dates of the intensive courses, practical, and experiments that will be posted separately on the bulletin board from time to time.

(4) Course methodology etc.

1) Format of classes

Classes can be roughly divided into the following categories, from (A) to (D):

(A) One class a week for 15 to 30 weeks

(B) One day a week for 7 to 8 weeks

(C) Two or three classes a week for 5 to 8 weeks

(D) Classes that are concentrated into a specific period of time

2) Class Hours

Period 1	9:00-10:30
Period 2	10:40-12:10
Period 3	13:00-14:30
Period 4	14:40-16:10
Period 5	16:20-17:50
Period 6	18:00-19:30
Period 7	19:40-21:10

3) Intensive Lectures

As a general rule, the intensive lectures are held during the summer vacation and the spring vacation. Details including dates for these types of lectures may not be specified before the beginning of the semester and students will be informed through the bulletins as and when these are specified. Please conduct the course registration procedures for the intensive courses during the normal course registration period.

(5) Grade Evaluation

It is the student's responsibility to attend all the classes. Therefore, students who have not attended more than 2/3 of the class hours for any reason, will not be eligible for evaluation.

Regarding the grade evaluation of the course subjects, the supervisor evaluates whether the student has acquired sufficient knowledge by the time of completion of the prescribed course and this is expressed in the form of the following remarks.

	Letter Grades	Points	Evaluation Criteria
Pass	S (Excellent)	90-100	Achieved the goals of the course and exceeded the expectations
	A (Very Good)	80-89	Achieved the goals of the course at a higher level than the expected standards
	B (Good)	70-79	Achieved the goals of the course at the expected standards
	C (Satisfactory)	60-69	Achieved the goals of the course at the lowest standards
Non-Pass	D (Fail)	50-59	A little lower than the lowest standards
	F (Fail)	0-49	Didn't achieve the lowest standards

Those receiving Satisfactory grade or above qualify for a passing grade and those receiving the Fail grade are judged as not qualifying for a passing grade.

Further, in principle, results (notification) for the first semester are announced in late August and those for the latter semester and for the year-round course are announced in late February. Information about the dates of announcement will be posted as necessary. Further, in case of doubts regarding the results, please inform the Education Affairs Group within one week from the date of announcement of results.

(6) Submission of Master's Thesis

While submitting your master's thesis, please register the title of your thesis through the Campus Information System within the specified date. Students are required to download the "Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation" form after the designated date and submit it and the "Master's Thesis" to the Student Affairs Group by the specified date. Students are required to prepare well in time, ensure the confirmation of their supervisor, and submit the thesis through your supervisor.

2. Faculty Members

Department	Division	Unit	Name	
Department of Agriculture	Integrated Bioscience Division	Life Science and Biotechnology Unit	OHKANDA Junko KII Isao SUZUKI Shunsuke HOSOMI Akira	
		Cellular Systems Unit	SHIMOSATO Takeshi TAKAGI Yuji TAKAYA Tomohide	
		Symbiotic Science Unit	FUKUDA Masaki KATOU Shinpei SAITO Katsuharu YAMADA Akiyoshi	
	Food Science and Biotechnology Division	Biological Function and Bioproduction Unit	IKEDA Masato SEN Kikuo TAKENO Seiki	
		Food Functional Analysis Unit	FUJITA Tomoyuki MAKABE Hidefumi NAKAMURA Kozo HAMAUZU Yasunori TSUTSUI Ayumi	
		Molecular Food Function Unit	KATAYAMA Shigeru KAWAHARA Takeshi TANAKA Sachi MITANI Takakazu	
	Bioresource Sciences Division	Animal Bioresource Production Science Unit	KOH Katsuki HIRAMATSU Kohzy UYENO Yutaka TAKEDA Kenichi IMAI Yuriko	
		Plant Bioresource Production Science Unit	KASUGA Shigemitsu MATSUSHIMA Kenichi AKUTSU Masako NEMOTO Kazuhiro SUZUKI Kanako OSAKO Yutaro	
		Food Production and Environmental System Unit	HAGIWARA Motoyuki WATANABE Osamu MATSUURA Asana KOBAYASHI Mizuki	
	Environmental Symbiosis Science Division	Forest resource utilization Unit	UEKI Tatsuhito KATOH Masato KOBAYASHI Hajime HOSOO Yoshihiro KAMIMURA Kana SUESADA Hiroto	
		Rural environmental symbiosis Unit	IZUMIYAMA Shigeyuki OKUBO Kumiko UEHARA Misato UCHIKAWA Yoshiyuki SUZUKI Jun MIKI Aturo	
		Mountain environmental conservation Unit	OKANO Tetsuo HIRAMATSU Shinya ARASE Teruo YASUE Koh ONO Hiroshi SHIROTA Tetsuo FUKUYAMA Taijiro	
	Department of Biomedical Engineering	Biotechnology Division	Biotechnology Unit	KAGAMI Hiroshi KONISHI Hiroaki YONEKURA Shinichi IHARA Masaki IRIEDA Hiroki TOMIOKA Ikuo HOSAKA Takeshi UMEZAWA Koji OGITA Tasuku MOROHAKU Kanako

3. List of Completion Requirements and Course Subjects

Requirements for admission in 2022 and how to register

Completion requirements for the International Graduate Program for Agricultural and Biological Science

- Applicants must have spent at least two years in the master's program and must have earned 30 credits or more in any combination of the following areas:
- Graduate School Common Classes: "Special Course on Research Integrity" 2 credits; Department Common Classes: "Advanced Lecture in Food, Agricultural and Environmental Sciences" 2 credits; Division Common Classes according to supervisors' fields: "Advanced Study Course" 2 credits; "Advanced Study subject(Other Division Classes)", "Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science III" and "Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science IV" any 2 credits; "Agricultural and Biological Studies I", "Agricultural and Biological Studies II", "Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science I", "Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science II", "Special Training for Agricultural Science", "Advanced Experimental Course on Agricultural and Biological Science", "Special Research" 22 credits; Total 30 credits.
- The applicant will receive the necessary guidance for their research on a specific subject and must then complete a master's thesis or submit the results of their research for review, and then pass a final examination. The dissertation, research results and final examinations will all be conducted in English.

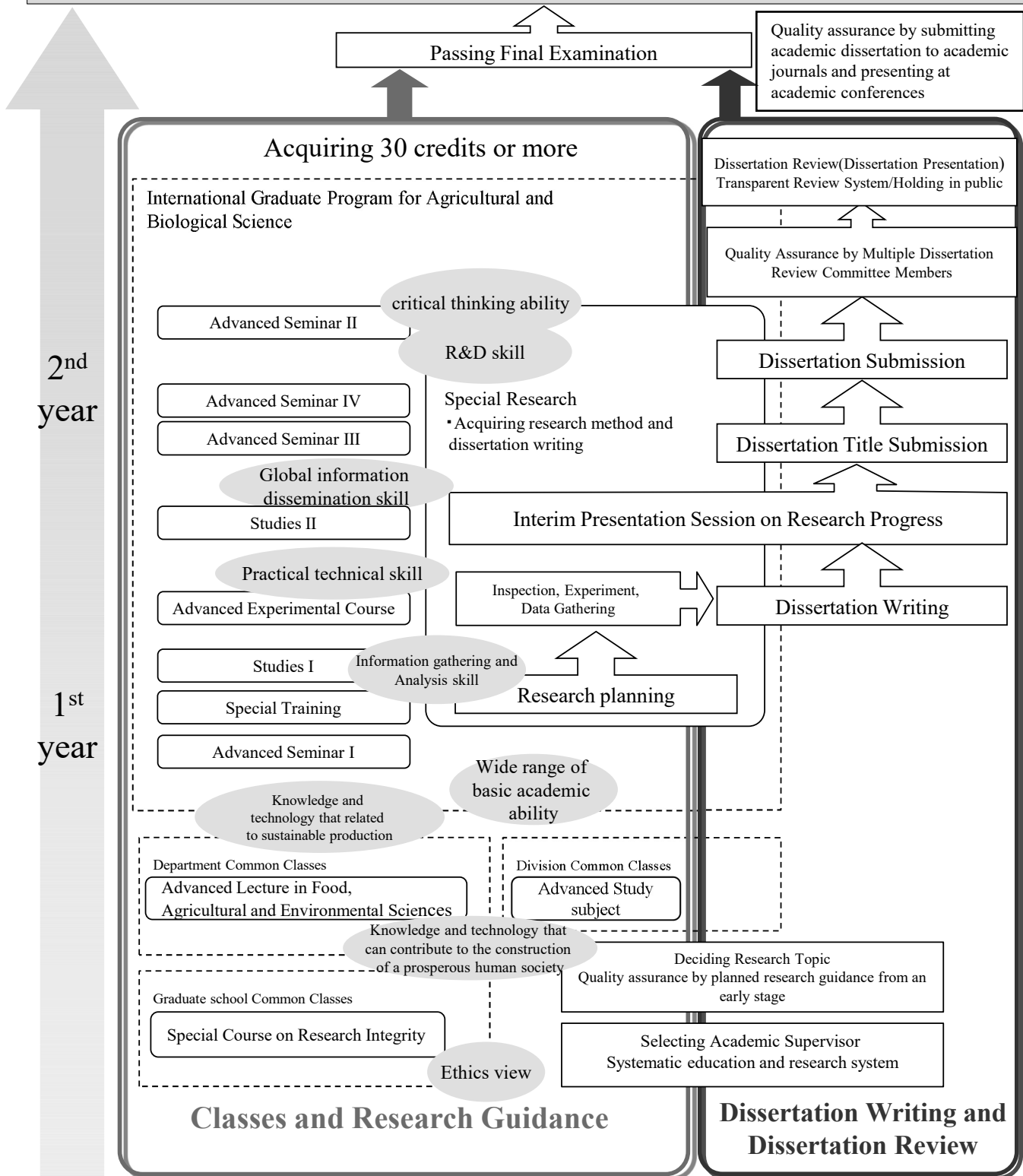
※With regards to the duration of study, those students who perform well in their studies may find that the minimum enrolment period of one year is sufficient for them to complete the master's program.

Code	Subject	Credit	Academic year	Remarks
AS109500	Special Course on Research Integrity	2	1・2	Required subject
AS200500	Advanced Lecture in Food, Agricultural and Environmental Sciences	2	1	Required subject
A*****	Advanced Study for XXXX (Your Division)	2	1・2	Required subject
AS601500	Agricultural and Biological StudiesI	2	1	Required subject
AS602500	Agricultural and Biological StudiesII	2	1~2	Required subject
AS603500	Special Training for Agricultural Science	2	1	Required subject
AS6045**	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science I	2	1	Required subject
AS6056**	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science II	2	2	Required subject
AS6085**	Advanced Experimental Course on Agricultural and Biological Science	2	1	Required subject
AS6096**	Special Research	10	2	Required subject
A*****	Advanced Study for YYY (Other divisions)	2	1・2	Elective subjects More than 2 credits
AS6065**	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science III	2	1・2	
AS6075**	Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science IV	2	1・2	

Course Process Conceptual Diagram for International Graduate Program for Agricultural and Biological Science

- Knowledge, technology skills and ethics view that can contribute to the construction of a prosperous human society
- Knowledge and technology that related to sustainable production rooted in internationally and regionality in harmony with the environment
- High R & D skill along with a wide range of systematic basic academic ability and practical technical skill
- Information gathering and analysis skill as well as critical thinking ability required in the field of agriculture
- Global information dissemination skill to disseminate research results in the field of agriculture

Master of Agriculture



Enrollees who have a wide range of basic academic ability in the field of agriculture and can engage in research with high motivation, and aspire to become highly specialized professionals who can contribute to the creation of a sustainable society

4. Important Points for Supervised Research Plans

Meeting of Professors of the Graduate School of Medical Science and Engineering 8th January 2020

These guidelines concern the “Supervised Research Plan / Report” that is created for supervised research conducted at the Graduate School of Science and Engineering and the Graduate School of Medical Science and Engineering.

1. Applicable Students

This guidance applies to all students currently enrolled at the Graduate Schools (excluding those who are on leave of absence). However, it does not apply in cases where a supervised research plan or similar has been prepared separately for specific educational programs or courses conducted at the Graduate Schools.

2. Style guidelines

Please see the attached style manual. Each department or campus may also add to the style manual as necessary.

3. Preparation of Supervised Research Plan / Report

Research Plans / Reports should be prepared for each year of your studies.

(1) Schedule (April)

- 1) Graduate students should write their own plans in the “(Supervised) Research Plan” section of the Supervised Research Plan / Report.
- 2) Supervisors will confirm the details of each student’s “Research Plan” through interviews and other means and will record the date of the interview (the confirmation date) and any other comments in the “supervisor’s comments” section.
- 3) Students will then submit the completed Supervised Research Plan / Report to the designated office via email, along with their notification of subject class registration.

(2) Reports (when submitting supervised research plans for the following year, or submitting final-year dissertations)

- 1) Graduate students must prepare for the following year’s research plan by completing the “Progress Report” section of the Research Plan (final year students must also do this when submitting their dissertations. This should describe:
 - I Research progress
 - II Any results, achievements, etc.
- 2) Supervisors will confirm the details of each student’s “Research Progress Report” through interviews and other means and will record the date of the interview and any other comments in the “supervisor’s comments” section.
- 3) Students will then submit the completed Supervised Research Plan / Report with a copy of the following year’s Supervised Research Plan to the designated office via email.

4. Checking of Supervised Research Plans and Reports

Supervised Research Plans / Reports that are submitted during planning and reporting may be checked at any time by each campus of the Graduate School in order to help improve the quality of education on offer. In addition, the Plans / Reports will be used as reference materials during degree examinations.

5. Other matters

- (1) For students who begin their enrolment in October, the course will be conducted with appropriate timing, bearing in mind their start date.
- (2) Interviews and other communication may be conducted over telephone, Skype, other web conferencing services, or via email.
- (3) Students who are on leave of absence should submit the necessary documents once they return to their studies.

Supervised Research Plan / Report

Faculty name	Graduate School of Science and Technology	Department	専攻
Division	分野	Unit	ユニット
Student ID		Supervisor Name	
Student Name			

Research theme	
----------------	--

		(Supervised) Research Plan	(Supervised) Research Progress Report
年度 Year	Student record	Date (yy/mm/dd):	Date (yy/mm/dd):
	Supervisor confirmation	Date (yy/mm/dd): Comments	Date (yy/mm/dd): Comments
年度 Year	Student record	Date (yy/mm/dd):	Date (yy/mm/dd):
	Supervisor confirmation	Date (yy/mm/dd): Comments	Date (yy/mm/dd): Comments

年度 Year	Student Record	Date (yy/mm/dd):	Date (yy/mm/dd):
	Supervisor confirmation	Date (yy/mm/dd):	Date (yy/mm/dd):
		Comments	Comments

- ※ Records are cumulative across duration of enrollment.
- ※ Supervisors will check the contents of the plan and progress reports through interviews and such once they have been completed, and will then provide feedback on the student's efforts, and any changes to the contents or plan described in the document etc.
- ※ Interviews may be conducted by telephone, Skype, other web-conferencing service, or via email.
- ※ The Supervised Research Plan / Report should be prepared at the start of each year. After the first year, the (Supervised) Research Plan for the following year should be submitted to the designated office with the previous year's report at the start of each academic year (in the final year, the Report should be submitted with the dissertation).
- ※ Students who are on leave of absence at the start of the year must submit the document once they return to school.
- ※ Additional sections may be added to the form as needed to appropriately cover long-term courses, absences etc.

5. Guidelines for implementing master's dissertation review, final examination, and completion judgment of Graduate School of Science and Technology

(Objective)

Article 1

The guidelines stipulate necessary matters related to implementing master's dissertation or specific research dissertation (hereafter referred to as "academic dissertation") review, final examination, and completion judgment of Graduate School of Science and Technology based on Article 43 of the Shinshu University Graduate School Rules (No 2 of the Shinshu University Rules, April 7, 2004).

(Submission of Academic Dissertation)

Article 2

Academic dissertation and others shall be submitted according to the points outlined below.

- 2 An applicant shall submit "Master's Dissertation Review Application Form" (Format 1) together with the academic dissertation to the Dean of Graduate School of Science and Technology via the supervisor. Respective Department can let the applicant submit dissertation summary if necessary.
- 3 Submission due dates shall be the date set by respective Department dependent on completion in March or September.
- 4 Respective Department may separately specify changes of the format specified in the previous paragraph, or electric data submission via computer systems or other media. In this case, the items shall have contents in accordance with the default format, and the submission shall be made in a way to clearly show that the applicant himself/herself submitted the material.

(Academic Dissertation Review Committee)

Article 3

Upon receiving a request from the President, the Graduate School Committee shall set up a Review Committee with three or more research instructors (one chief reviewer and two or more deputy reviewers) per applicant, and conduct the academic dissertation review and final examination. However, the task of setting up the Review Committee shall be delegated to respective Department.

- 2 In the academic dissertation review as mentioned in the above paragraph, faculty members belonging to other departments, graduate schools, or research institutions may be added as deputy reviewers if deemed necessary by respective Department.
- 3 The Review Committee shall report the results of the academic dissertation review and final examination to the Dean of Graduate School of Science and Technology using "Report of the Results of the Master's Dissertation Review and Final Examination" (Format 2).
- 4 Respective Department may separately specify changes of the format specified in the previous paragraph, or electronic data submission via computer systems or other media. In this case, the items shall have contents in accordance with the default format, and the submission shall be made in a way clearly show that the chief reviewer himself/herself submitted the material.

(Reviewing Academic Dissertation)

Article 4

The academic dissertation review shall be conducted during the period specified by respective Department dependent on completion in March or September, and a presentation session shall also be conducted.

(Final Examination)

Article 5

The final examination shall be conducted by orally or written form regarding subjects related to the academic dissertation.

- 2 The final examination shall be conducted during the period specified by respective Department dependent on completion in March or September.

(Doctoral Course Degree Program)

Article 6

Regardless of the stipulations from Articles 2 to 5, separate rules shall be stipulated for students enrolled in the Global Leader Program for Fiber Renaissance specified in Article 27(3), Paragraph 1, Number 1. Of the Shinshu University Graduate School Rules.

(Completion Judgment)**Article 7**

The Graduate School Committee shall decide whether to complete the master's course based on the report of the Review Committee.

(Storing Academic Dissertation)**Article 8**

After the completion judgement has ended, the academic dissertation shall be stored in the library on the campus to which the student belongs as well as by the supervisor, and the supervisor shall store the academic dissertation as long as the supervisor works for Shinshu University. The academic dissertation shall be stored in printed or electronic form.

(Miscellaneous Rules)**Article 9**

If a matter arises that is difficult to handle based on the guidelines, the matter shall be reviewed and made a decision by the Graduate School Committee.

Supplementary rule

The guidelines came into force on April 1, 2016.

Supplementary rule

The guidelines came into force on November 9, 2017.

Supplementary rule

The guidelines came into force on September 10, 2020.

6. Master's Thesis Form etc.

様式 1

(西暦) 年 月 日
Request made on (YYYY/MM/DD)

信州大学長 殿
To: The President, Shinshu University

(西暦) 年度入学
Year of Admission

信州大学大学院総合理工学研究科

専攻 分野
Graduate School of Science and Technology, Shinshu University Department Division

学籍番号
Student ID

申請者氏名
Student Name

英文氏名
Student Name (in alphabet)

生年月日 昭和・平成・西暦 年 月 日生
Date of Birth (YYYY/MM/DD) 外国籍の方のみ西暦で記入してください

修士学位論文等審査申請書 Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation

このたび、信州大学学位規程第4条の規定により、修士（ ）の学位を受けたいので、下記の学位論文等を提出いたしますから御審査くださるよう申請いたします。

In compliance with the rules and regulations of Shinshu University, Article 4, I hereby request a Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation to receive a Master's Degree in _____. The dissertation title is stated below.

記

学位論文等題名 Title	
------------------	--

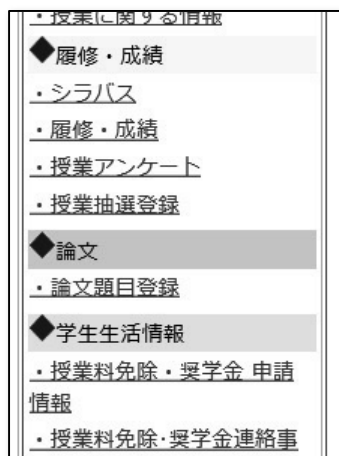
※学位論文等題名が外国語の場合は、その和訳を（ ）書きで併記すること。

How to register a thesis title and create an application

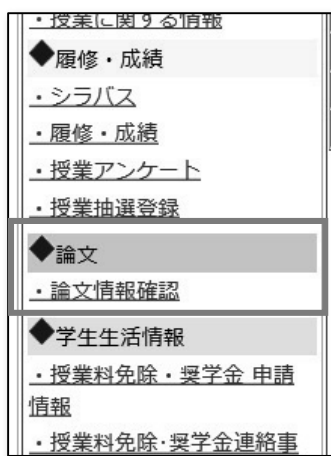
Registering a thesis title (master's thesis)

• On the Campus Information menu, you will find the section “◆論文.” To register your thesis title, please click on the option “論文題目登録,” which will be displayed only on the specified date for the registration of the thesis title. On the days that are not included in this specified period, the option “論文情報確認” will be displayed.

(During stipulated period)



(Outside specified period)



• During the specified period, please enter the category and title of your master's thesis and press the “登録” button. Before registering, you must confirm the details with your supervisor. There is no upper limit to the number of times the thesis title may be registered within the stipulated period.

• If you intend to use special characters (italics, chemical formulas, etc.) in the thesis title, please select the option “論文題目内に特殊文字の使用がある” before registering (special characters cannot be registered in the system). Printing is not required at this time.

• If your thesis has been written in English, please mention the English title followed by a Japanese translation of the title in parentheses.

信州大学 Shinshu University
キャンパス情報システム

修士論文題目登録

論文種別 修士論文 特定課題研究

論文題目

論文題目内に特殊文字の使用がある
論文題目に特殊文字(イタリック字体・化学式等)を表記したい場合は申請書をダウンロード後、修正し提出してください。
申請書ダウンロード

登録

修士学位論文等審査申請書 ダウンロード

Creating a Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation (master's thesis)

• Once the stipulated registration period passes, please click “修士学位論文等審査申請書ダウンロード” on the “論文情報確認” page and download and print the Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation.

• To change the thesis title or carry out other such changes, please seek permission from your supervisor before editing the file and notify Students Affairs about the same while submitting your application.

信州大学 Shinshu University
キャンパス情報システム

論文情報確認【確認中のため未確定】

論文種別	修士論文
論文題目	登録されている修士論文題目 1 の内容をここに表示します。 (論文題目内に特殊文字の使用あり)
登録年月日	2019/08/01
主査	信大 一郎
副査	
外部審査員	

修士学位論文等審査申請書 ダウンロード

キャンパス情報システム

- ・トップページ
- ・ログアウト
- ◆講義情報
 - ・休講情報
 - ・補講情報
 - ・時間割・講義室等変更情報
 - ・集中講義日程情報
 - ・授業に関する情報
- ◆履修・成績
 - ・シラバス
 - ・履修・成績
 - ・授業アンケート
 - ・授業抽選登録
- ◆論文
 - ・論文情報確認
- ◆学生生活情報
 - ・授業料免除・奨学金 申請情報
 - ・授業料免除・奨学金連絡事項
 - ・授業料免除等結果

7. Graduate School of Science and Technology Master's Dissertation Review Criteria

Academic dissertation review committee makes a final evaluation after conducting academic dissertation review and oral examination based on the following criteria:

1. Originality and Significance

Have the research purposes, methods, and results of the dissertation showed sufficient originality and significance? Has the dissertation followed necessary standards for academic research? Has the applicant demonstrated research ethics?

2. Experiments and Examinations

Has the applicant conducted experiments and examinations performed for the research by employing appropriate methods? Are the analyses against the experiments and examinations accurate? Are the results and interpretations against the experiments and examinations appropriate?

3. Related Materials and References

Has the applicant read correctly, understood accurately, interpreted reasonably against related materials and references used for the research? Has the applicant objectively presented accurate criticism and analytical comments against the related materials and references?

4. Presentation Methods of Argumentation, Main Thesis, and Data (Materials)

Has the applicant used clear and reasonable argumentation and main thesis from the stage of raising questions to the stage of reaching conclusions? Has the applicant appropriately presented and developed experimental data and examination materials?

5. Expression Accuracy

Has the applicant used words and academic terms accurately, and used sentence expressions logically with regard to Japanese and/or other languages?

6. Dissertation Appearance

Has the dissertation format regarding main text, chapters, notes, citations from related materials and references, and graphs and tables constructed properly?

7. Comprehensive Evaluation

Is the dissertation worthy as a master's dissertation on the basis of conducting comprehensive evaluation in the research field?

(Provisos)

- 1) Evaluation criteria specified in items 2 and 3 can be chosen one or both.
- 2) "Related materials and references" refers to all of the reference materials and illustrations, such as books, theses, historical records, statistical materials, dictionaries, maps, internet materials, and others.
- 3) "Experiments and examinations" refers to all of the research activities performed, such as experiments, field examinations, interview, meetings with information or material providers (informants), and others.
- 4) "Experimental data and examination materials" refers to all of the material collected and analyzed by the above "experiments and examinations."

Supplementary rule

The criteria came into effect on April 1, 2016.

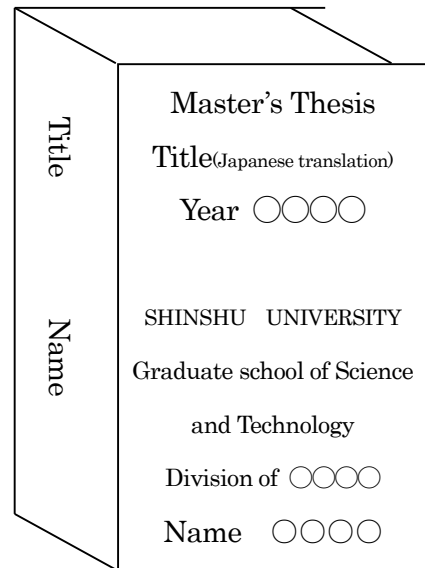
Master's Thesis Guidelines

Requirements for Creating the Master's Thesis

1 Specifications A4 Size (Three self-certified copies).

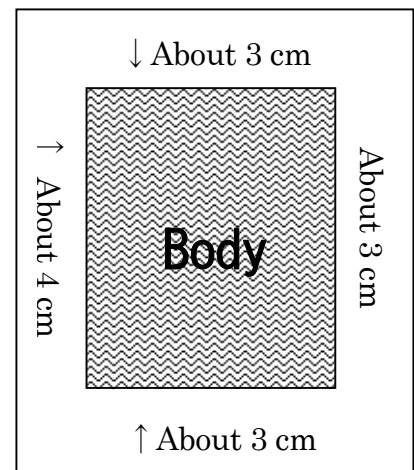
2 Binding Japanese translation

- ① Use a commercially available file (pale blue) with binding on the left side.
State the items on the right on the cover sheet and the spine.
- ② The page after the cover sheet should include the same items as on the cover sheet.
- ③ Next file the Table of Contents.
- ④ This is to be followed by the body of the thesis. (Fill page numbers).
- ⑤ If the title of a thesis or dissertation is a foreign language, please include its Japanese translation in parentheses.



3 Method for Creating Thesis in English

- Please use a personal computer, and use thick, A4 size paper.
- Please have around 30 lines per page.
- Take the margin as shown in the figure on the right. (Especially, in the case of figures and tables, please make sure that the page is not packed with the same.)



4 Other

- For the thesis copies to be submitted, photocopies are accepted for duplicates (2), but please use the same colored photographs and colored pictures as used in the original.
- Double-sided printing is accepted.

8. Student awards and disciplinary action

(1) Awards

When there is an act worthy of commendation regardless of the regular lesson / extra-curricular activities in the university life, we praise it and commend "Presidential Award" "Achievement Award" "Dean's Award" "Alumni Association Presidential Award" "Support Association Chairman's Award" according to the achievement.

Presidential Award

- I Those whose results of academic research activities at Shinshu University are particularly noticeable and who are recognized as remarkably enhancing the honor of our university.

※ Applicable activities
Recipients of awards conferred by national or international academic societies

- II The results of extracurricular activities academic research activities at our university are particularly noticeable and those that are found to have been successful in promoting extracurricular activities at our university.

※ Applicable activities
Those who participated in prestigious sports competitions such as the Olympic Games, World Championships, Japanese Championships, etc., with excellent results in sports activities
Those artwork and cultural activities such as literature, painting, sculpture, music, theater, etc., works, performances etc. gained high evaluation at the international or domestic highest level of examination etc.

- III Those who receive excellent evaluation in social activities and are recognized as remarkably enhancing the honor of our university.

※ Applicable activities
Those who received excellent social evaluation in social activities such as volunteer activities, lifesaving, crime prevention, fire prevention, etc. and whose activities were commended domestic and foreign agencies at public.

- IV Others that are recognized to have acts equivalent to or more than the above three items of commendation.

Achievement Award

- I Those who are acknowledged that the outcomes of our extracurricular activities at the University are outstanding and that we have made a contribution to the promotion of our extracurricular activities

※ Applicable activities
Those who took part in a competition similar to the Olympics, World Championships, Japanese Championships, etc., with excellent results in sports activities. Those artworks and cultural activities such as literature, paintings, sculpture, music, theater, etc., works, performances etc. gained high evaluation at the domestic level examination etc.

- II Those who received excellent evaluation in social activities and recognized as enhancing the honor of our university.

※ Applicable activities
Those who received excellent social evaluation in social activities such as volunteer activities, lifesaving, crime prevention, fire prevention, etc. and whose activities were commended domestic and foreign agencies at public.

- III Others that are recognized to have acts equivalent to or more than the above two items of commendation.

Dean's Award

[Applicable student : Students of Faculty of Agriculture, Graduate School of Science and Technology(Ina Campus), Doctoral program interdisciplinary Graduate school of Science and Technology(Ina Campus)]

- I Those who are found to have particularly outstanding academic achievement at the Faculty of Agriculture or that the research result is particularly conspicuous
- II Those who have achieved excellent results in sports activities
- III Those who received a high evaluation in the arts and cultural activities
- IV Those who received high evaluation in social activities

- V Others that are recognized to have acts equivalent to or more than the above four items of commendation.

Alumni Association Presidential Award

[Applicable student : Students of the Faculty of Agriculture]

Those who are recognized to have excellent academic achievement at Shinshu University Faculty of Agriculture.

- I In consideration of student life as well, "Yurinoki award" should be taken as one person from each course among prospective graduate students who are recognized to be awarded for commendation.
- II In consideration of student life as well, "Karamatsu award" should be excelled in their academic achievement up to the third grade and taken as one person from each course among prospective graduate students who are recognized to be awarded for commendation.

Student Support Association Chairman's Award

[Applicable student : Students of Faculty of Agriculture, Graduate School of Science and Technology(Ina Campus)]

- For each course of faculty of agriculture, one whose academic research is recognizes to have a high evaluation.
- Those that are acknowledged that master's thesis has gained a high evaluation for each division of Graduate School of Science and Engineering (Ina Campus).

(2) Disciplinary action

Acts like violating the rules of our university or contrary to student's duty as shown in 【Table 1】 are subject to disciplinary action (withdrawal, suspension, admonition).

The targeted actions may be caused by familiar acts such as concerning alcohol drinking, car driving and computers and networking.

Even if you conduct fraudulent acts (such as cheat, copy and paste) in the examination conducted by the university, you will be disciplined and not be able to graduate within the term of your study. In addition, the certification of the credits acquired as shown in 【Table 2】 will be canceled.

【Table1】

Acts subject to disciplinary action		Applicable discipline type
Category	Matters	
A Actions that disorder in the university	①Acts that violate “Regulations concerning the prevention of harassment etc. at Shinshu University (Shinshu University regulations No.27 of 2004)”	Withdrawal, suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	②Act of fraud in the examination etc. conducted by the university (Details will be cases listed in the appended table.)	Withdrawal, suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	③Acts that forced drinking and caused death caused by downing alcoholic beverages in one etc.	Withdrawal or suspension (indefinite term)
	④ Acts that forced drinking and caused damage such as acute alcohol poisoning due to downing alcoholic beverages in one etc.	Withdrawal, suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	⑤ Acts that offer drinking while knowing that as under 20 years old	Suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	⑥ Drinking behavior of under 20 years old	Suspension (indefinite term or definite term) or admonition

	⑦ Acts that severely impede education research or management of our university	Withdrawal, suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	⑧ Violent acts such as acts of intimidation, custody, detention acts etc. against the members of the university	Withdrawal, suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	⑨ Trespassing or unauthorized use or occupation on buildings managed by the university unauthorized	Suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	⑩ Damage acts, vandalism, illegal remodeling activities, etc. of buildings or objects managed by the university	Suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	⑪ Acts that violate “Regulations on the prevention of misbehavior on research activities at Shinshu University (Shinshu University regulations No.154 of 2007)” (Acts related to data fabrication and falsification, plagiarism of thesis, infringement of copyright, etc.)	Withdrawal, suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	⑫ Acts conducted by antisocial organizations, and the activities which have been recognized as affecting other students etc. and disturbing the order of our university	Withdrawal, suspension (indefinite term or definite term) or admonition
	⑬ The act of trying to use, possess, possess, transfer, mediate or acquire a drug having an effect similar to an illegal drug (narcotic, cannabis, etc.) without justifiable reasons	Withdrawal, suspension (indefinite term or definite term) or
B Criminal act	① Felonious criminal acts or attempted crime act such as murder, robbery, forced sexual intercourse, arson	Withdrawal
	② Drug criminal acts (Drug usage, illegal possession, trading, brokerage etc. of narcotic, cannabis etc.)	Withdrawal or suspension (indefinite term or definite term)
	③ Criminal acts such as injury, theft, fraud, extortion, gambling, trespassing, or violence that does not lead to injury to others	Withdrawal or suspension (indefinite term or definite term)
	④ Groping (Including peeping, obscene, acts of voyeurism and other nuisances)	Withdrawal or suspension (indefinite term or definite term)
	⑤ Criminal act prescribed by “Act on the Control etc. of Stalking etc. (Act No. 81 of 2000)”	Withdrawal or suspension (indefinite term or definite term)
	⑥ Criminal act prescribed by “Act on Punishment of Activities Relating to Child Prostitution and Child Pornography, and the Protection of Children (Act No.52 of 1999)”	Withdrawal or suspension (indefinite term or definite term)
	⑦ Criminal acts using computers or networks	Withdrawal or suspension (indefinite term or definite term)
C Traffic Accidents / Violations	① In the case of a traffic accident involving death or serious aftereffects and the causative action is malicious such as unlicensed driving, drunk driving, reckless driving etc.	Withdrawal
	② In the case of a traffic accident causing injury or death and the causative action is malicious such as unlicensed driving, drunk driving, reckless driving etc.	Withdrawal or suspension (indefinite term or definite term)
	③ Malicious violation of Road Traffic Act such as unlicensed driving, drunk driving, reckless driving etc.	Suspension (indefinite term or definite term)
	④ In the case of a traffic accident involving death or serious aftereffects and the causative action is a driver’s negligence	Withdrawal or suspension (indefinite term or definite term)
	⑤ In the case of a traffic accident involving serious aftereffects etc. and the causative action is a driver’s negligence	Suspension (indefinite term or definite term) or admonishment

If you conduct fraudulent acts (such as cheating, copy and paste) in the examination conducted by the university, disciplinary action will be taken and the accreditation of the credits acquired as shown in 【Table 2】 will be canceled.

【Table2】

Cases of fraud in exams etc. conducted by the University		Accreditation of credit	
		Relevant subject	Subjects in the semester that made fraud
Act at the time of examination for accreditation of credits	To take an entrance examination as a substitute and to ask for a substitute exam	Not certified	Not certified
	To use an unauthorized notebook or reference book etc.		
	Exchange examination paper		
	Seeing the answers of other examinees or showing answers to other examinees		
	Especially recognized as malicious in cases not following the cautions or instructions of the invigilator		
	In addition, being recognized as a fraud		
Acts of reports (including graduation theses etc.) for accreditation of credits	To steal other's work	Not certified	May be uncertified
	To fabricate or counterfeit the data of experiments and survey results.		
	Submitting reports written by others as one's work		
Those who have acted as substitution such as attended classes and answer etc. on behalf of other students or a person who such requested the act.	May be uncertified	Especially when it is malicious, may be uncertified	
Things to be recognized as another fraud related to the implementation of the lecture			

+

9. Student Life

The following information is for Administrative organization in the faculty of Agriculture, Shinshu University.

Monday to Friday 8:30am ~ 5:15pm (Closed on all national holidays.)

Administrative Organization

Student Affairs Group (1F of the Administration building)	Educational Affairs	(1)Educational program (2)Registration (3)Student status (Entrance, Leave of Absence and Withdrawal, Graduation) (4)Grading and Evaluation (7)Master's Thesis (8)Doctoral Program (9)Certificate (10)Campus network
	Student Support	(1) Certificate to receive student travel fare discount (2)Tuition Exemption, Scholarships (3)Student's Health (4)Extracurricular Activities (5)Job Hunting (6)Student Dormitory (7)International Student (8)Study Abroad (9) Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, Liability Insurance coupled with PAS
	Entrance Examination	Admission, Entrance Examination
General Affairs Group (1F of the Administration building)	General Affairs	(1)Events,(2)Ceremony of Entrance and Graduation (3) TA, RA.
	Financial Affairs	(1)Payment of Tuition, Entrance Fee, Admission Fee, Dormitory Fee, etc. (2) Purchase of Goods
	Environment and Facilities Affairs	Maintenance and Management of Facilities
	Affiliated facilities	(1)Student Experiences (2)Education and Research Center of Alpine Field Science(AFC)
Library	About Library	
Education and Research Support Office (1F of the building B)	Education and Research Support for Each Division	

(1) Information Bulletins and Emails for Students

1) Information for students is conducted through bulletins and the campus information system. Students are requested to check the notice board daily when they come to/leave the university campus.

Students will be notified through the campus information system and emails. Students are requested to register their most frequently used email address and ensure that they check it daily. Further, in case of utmost urgency the student may be contacted by telephone.

In case of any change in the contact information, please ensure that relevant changes to the registration details are made through the campus information system to avoid any gap in communication of information.

2) International students are requested to check the bulletin board for international students only.

(2) Certification / Certificate to receive student travel fare discounts

Certificates of Attendance, academic transcripts and Certificates of Completion (2-year master's) are issued by a machine located in the Student Affairs Group. They can be issued immediately if you use your student ID card and follow the on-screen instructions.

Additionally, Certificates to Receive Student Travel Fare Discounts (Student Discount Card) can also be issued by this machine. The student discount card can be used when using Japan Railways to make journeys over 100km for the following purposes:

<<The Student Discount Card can also be used to make second class ferry journeys and on some private railways.>>

1. Returning home
2. Activities related to formal education, such as experiments or practical training
3. Special educational activities as designated by the University and/or extracurricular educational activities related to culture or physical education
4. Examinations for employment or higher education
5. Participation in tours and events deemed appropriate for study purposes by the university
6. Treatment of injury, illness, or any other problem that impedes study
7. Travelling with parents or guardians

Up to two Student Discount Cards may be issued per day, and they are valid for three months from the date of issue. The certificate issuing machine can issue up to 15 certificates per student per year but in instances where further tickets are required due to unavoidable circumstances, please speak with the Student Affairs Group.

The certificate issuing machine operates Monday to Friday, 8:30 to 17:15 (it is not available on weekends or on national holidays). Graduation Certificates can be issued after March 20th of the year of graduation.

Please apply for any other certificates using the Application for certificate issuance, available from the Student Affairs Group. Certificates may take up to two weeks to be issued, so please apply well in advance of when the certificates are required. Please bring some form of ID, such as your Student ID card, with you when applying.

(3) Infirmary, Mental Health

An Infirmary and Counseling Room with full-time public health nurses and counselors (clinical psychologists) has been established to ensure physical and mental health. Please feel free to use the facilities.

1) Infirmary

- ① Periodic health examinations (conducted in April every year)
- ② Health counseling and mental health counseling (reservations required to see a doctor)
- ③ Emergency services

Emergency treatment and referral to specialist doctors when required, transportation for emergency medical care needs as required.

< OPEN > 8:30am ~ 5:00pm on weekdays

< Location > Lecture Building 1st Floor

2) Counseling Room

Students may encounter various problems and worries during their university life. The counseling room is a place where issues are addressed together with everyone, problems are tackled through discussions, and students are assisted in becoming aware of their own thoughts and feelings. Please feel free to consult regarding yourself, family and friends, the opposite gender, studies, the future, including your constitution. Also, all personal information in consultations is kept strictly confidential.

< Application for Consultation >

As a general rule, reservations are required for consultations. Please contact the Nurse office or the Student Affairs Group for reservations. However, this does not apply for emergencies.

< Consultation Days >

Monday, Tuesday, Wednesday, and Friday 9:00-16:00 (Closed on Thursday)

< Location >

Counseling Room across from the Education and Research Support Office Building B 1st Floor (B121)

(4) Leave of Absence and Withdrawal from University

Leave of Absence from University

In case students want leave of absence, it is necessary to submit the request for leave of absence to the Education Affairs Group until two months prior to the day leave of absence starts and to obtain permission from the Dean of the faculty of Agriculture.

In the Faculty of Agriculture leave of absence is granted in case of reasons such as illness.

When taking leave of absence, students are requested to always proceed with the procedures after consulting with supervisors from the agreement university and Shinshu University.

However, if students do not take leave of absence from the agreement university and only from Shinshu University, then if the course at the agreement university is completed first, the course fees from then onwards will apply.

Withdrawal from University

In case the student wants to withdraw from the university, it is necessary to submit the request for withdrawal to the Education Affairs Group until two months prior to the day of withdrawal and to obtain permission from the President. Please note that withdrawal will not be permitted unless the tuition fee for the semester, which includes the fees applicable for the desired date of withdrawal, has been paid.

When withdrawing from the university students are requested to always proceed with the procedures after consulting with supervisors from the agreement university and Shinshu University.

Further, in case students do not want to continue the DDP Program and want to enroll only in the curriculum of the agreement university, withdrawal procedures of Shinshu University are necessary.

(5) Registration of Student Information

The campus information system's web portal for checking and modifying student information can be used to register. Please make sure that you update your personal information in the campus information system if there are any changes to your registered address, telephone number, email address, emergency contact information, homecoming address, etc. The University may contact you via telephone or email if it needs to speak with you urgently.

In case of a change in guarantor or any matters related to the same, please ensure that you submit a notification to the Student Affairs Group regarding the change. The form for submission is available from the Faculty of Agriculture's website (Current students > Various procedures for current students).

Additionally, if you want to change your name, use of your maiden name, use of your common name, please submit that to the Student Affairs Group.

(6) Use of Private Vehicles to Travel on Practical Trainings/Surveys

In principle, students are not permitted to use their own private vehicles to travel to practical training or surveys located outside of Ina Campus. However, students may be permitted to do so only in the following unavoidable circumstances.

- 1) Using public transportation to get to the site of internships, surveys or training would be extremely inconvenient and the host permits the use of private vehicles
- 2) Using public transportation is extremely inconvenient to travel to a survey site that is needed for supervisor-authorized research that supports a graduation or master's thesis

3) Other unavoidable circumstances

Students who are permitted to use a private car under the conditions of points 1-3 above are required to submit a copy of their driver's license (front and back), a copy of the car's certificate of ownership and a copy of the insurance papers to the Student Affairs Group.

The form for submission is available from the Faculty of Agriculture's website (Current students > Various procedures for current students).

Additionally, if you plan to commute to Ina Campus ~~in~~ by your own vehicle, please submit a Car Registration Form to the Student Affairs Group, and please make sure to report any changes to your vehicle.

(7) Extracurricular Activities

The University has an onsite gymnasium, archery field and sports ground, and has active physical and cultural education clubs. In addition, mountain climbing, skiing etc., are also available in the area and there are many active participants. Notifications about all sorts of activities are available from the Student Affairs Group, but they can also be downloaded from the Faculty of Agriculture's website (Current students > Various procedures for current students).

All extracurricular activities should be performed in accordance with the following Precautions for the Use of Extracurricular Activities Facilities.

1. Extracurricular activities facilities (referred to hereafter as "facilities") may be used for extracurricular activities by organizations made up of students of the Faculty of Agriculture that have submitted a notice of establishment or continuation.
2. Facilities may be used between 9:00 and 21:00 in principle. Please note that the facilities are not available for use during summer holidays and between 28th December and 4th January.
3. Please observe the following points when using the facilities:
 - 1) Heating is provided by oil fan heaters.
 - 2) Due care and attention should be paid when handling fire.
 - 3) Please do not move equipment or take it out of the room without permission.
 - 4) Please do not use the facilities for any other purpose than their intended use or outside of time-of-use.
 - 5) Please do not post any notices other than in the designated areas.
 - 6) Please clean and restore the facilities to their original condition after use, making sure to switch off the lights, extinguish any sources of ignition, and lock the doors upon leaving the facility.
 - 7) Please observe usage times, try to keep noise to a minimum and take care not to disturb others.
 - 8) Please follow any other instructions received from staff members.

(8) Carrying and Reissue of Student Identification

Students are required to always carry the Student Identification, Safety Support Card, and Eco Campus Card. The Student Identity Card is used for certificate issuing machines, and library entrance/exit. Further, in case of an emergency, please refer to "14. In case of Emergency(P.122) Situations" in this booklet or the Safety Support Card.

For reissue of the Student Identity Card (expenses to be borne by the student) and the Safety Support Card please apply to the Student Affairs Group.

※ Please see "Handbook for International Student" for more information on tuition fees, tuition fee exemptions, scholarships, temporary repatriations / leaving the country, and part-time jobs.

10. Guide to signing up for Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, and Comprehensive Insurance for Students Lives coupled with “Gakkensai” for international students

Shinshu University acts as the contact point for this student insurance.

All international students that are enrolled at Ina Campus are required to take out these two types of insurance.

- Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research

The University’s selected policy covers disability risk during academic activities, with additional coverage for commuting accidents. (A-type course, 20-million-yen coverage)

This insurance covers accidents during academic activities (regular classes, university events, club activities) and while commuting to campus.

※There are no special provisions for contact infection prevention benefits. This special agreement does not apply to this faculty, as it covers departments that offer clinical training at hospitals or clinics only.

- Comprehensive Insurance for Students Lives coupled with “Gakkensai” for international students) (hereafter: Comprehensive Insurance)

The University’s selected policy is D-type Comprehensive Insurance for Students Lives.

This policy covers legal damages arising from causing injury to others and damaging others’ property during regular classes, university events, and university trips both within Japan and overseas, as well as accidental damage to rented rooms due to accidents, theft of household goods, fires, and flooding.

【Enrollment Procedure】

Even though students may sometimes enroll from the middle of an academic year, the starting insurance coverage is only available for one year at a time.

Students who come to Japan as research students and then enroll as regular students in the graduate program will need to join to cover the period of their research and then re-enroll when they become regular students.

【Coverage Period】

The coverage starts at midnight on 1st April (or the day following the day of application) and lasts until 12:00pm on 31st March of the specified academic year (in principle, the period until graduation shall be included).

Coverage does not apply during vacation periods, and insurance premiums for leave period may be refunded. Please check with the Academic Affairs Group at least one month before any leave is due to begin.

※Any absences will extend the duration of study, so please make sure to re-enroll on the insurance plan during the extension period.

【Notifications of Accidents and Insurance Claims】

Please contact the Academic Affairs Group immediately in the event of an accident.

Insurance claims may not be possible if they are not made within a certain period after an accident has occurred.

【Coverage Fees】

<Gakkensai & Comprehensive Insurance>

Insurance period	Gakkensai with Additional coverage for commuting accidents ¥20m yen coverage	Enrollment fee	Comprehensive Insurance D-type	Total cost
6 months	¥1,000	¥10	¥2,940	¥3,950
1 year	¥1,000	¥10	¥4,200	¥5,210
2 years	¥1,750	¥10	¥7,340	¥9,100
3 years	¥2,600	¥10	¥10,510	¥13,110

Please use the payment handling slip (available from Academic Affairs) to subscribe by filling in the required information and sending it via post. Please pay the total amount for the enrollment period at the Academic Affairs Office. Please make sure that your student ID number is correctly entered into the relevant box.

【Types and Amounts of Insurance Payments】

1. Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research

	Death benefit	Payout in the event of disability	Medical premium	Hospitalization	
Regular classes and school events	¥20 million	¥ 1.2 m to ¥30 m	¥3,000 - max ¥300,000 (for 1 day or more of treatment)	¥4,000 per day (for the 1st day - max 180 days of hospitalization)	
While commuting to campus					
While moving between school facilities			¥6,000 – max ¥300,000 (for 4 days or more of treatment)		
While on-campus (Excluding dormitories)					¥30,000 – max ¥3,000,000 (for 14 days or more of treatment)
During extra-curricular activities that have been reported to the University					

※ “X day(s) or more of treatment” refers to the period from when you start receiving treatment until you are once more able to engage in a normal life; the number of days of treatment (inpatient or outpatient) until you are cured.

2. Comprehensive Insurance for Students Lives coupled with “Gakkensai” for international students

Personal compensation	} ¥ 100 million limit per accident (personal and material compensation combined) (Deductible amount ¥0)
Material compensation	

11. Guidelines for use of the Lecture Rooms and Student Lounge

Students who are enrolled at the Ina Campus may use lecture rooms outside of classes or seminars, provided their use of the rooms does not interfere with scheduled teaching. If you would like to book a room, please read the following and obtain permission in advance.

(1) Notes on the use of lecture rooms

- The person responsible for the booking must apply for permission to use the room from the Student Affairs Group at least two days in advance of the scheduled use.
- Due to concerns about security, lecture rooms may not be used for individual private study. (Please use the library for this purpose.)
- Please be careful not to cause any damage to the provided equipment and furnishings.
- Eating and drinking in lecture rooms is forbidden.
- Please return the room to its original condition after use so as not to disrupt regular classes. In the interests of security, please keep the windows locked and the blinds open. Please turn off the lights and close the doors to the hallway after use.
- Rooms may be used until 18:00 on weekdays only apart from holidays. Exceptions to this rule may be determined on a case-by-case basis.
- During the winter, the Student Affairs Group book a timer for the air conditioning in lecture rooms only during lectures. If you wish to use the air conditioning in a lecture room, please discuss any other usage with the Student Affairs Group directly.
- Please refrain from unnecessary electricity usage, such as charging of mobile phones.

(2) Notes on the use of the Lounge

Students may use the Lounge whenever they have free time between classes for self-study etc. The Lounge is available for use until 17:00 on weekdays only.

○ 1st Floor: Lecture hall entrance

Stand chairs are available for use by the window counter

Please use this area to wait for the bus before and after training

○ 2nd Floor: Next to Part-time lecturer room

Tables for self-study and an exhibition space are provided.

Please use this area as a communication space for interacting with students who are on other courses, as well as for self-study between classes.

12. Shinshu University Faculty of Agriculture Library Usage Guidelines

Faculty of Agriculture Library homepage:

<https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/library/agriculture/>

Please see our website for opening dates and times, usage policy and library announcements.

Opening times:

Weekdays: 8:45 - 21:00 (Library closes at 17:00 on holiday weekdays)

Saturday: 11:00 – 18:00 (Closed during holidays. The library is open until 7pm during exam periods)

Sundays and public holidays: Closed (However, during exam periods, the library is open from 11:00 to 19:00)

Library holidays:

Sundays and public holidays, Summer vacation, New Year (28th December to 4th January) ,

Other dates as deemed necessary by the library director (prior notification will be given) .

Library usage

- You will need your student ID to enter and leave the library. Please make sure that you bring your ID card with you.
- The reading room is a place for quiet study. Drinks are only permitted if they are in sealable containers.
- Please use the hall for group study and/or snacking. Please be aware of others when using the hall.
- Please do not mark or damage books or take them from the library without permission.
- Please take your trash with you when you leave. There are no waste baskets in the library.

Library facilities

- (1) Hall: the hall has the following areas available for use.
 - 1) Newspaper corner: daily newspapers are available for reading.
 - 2) PR and news corner: News and PR publications are available from the University, local government and corporations.
 - 3) Audiovisual corner: This area can be used to view audiovisual materials.
 - 4) Information search corner: 3 PCs are available for educational use at the General Information Center
- (2) Reading room: The following materials and equipment are available in the reading room.
 - 1) Books: specialized and general educational books.
 - 2) Journals: Purchased and donated journals.
 - 3) Audiovisual materials
 - 4) Information Center: 2 PCs for general use, one PC dedicated to OPAC.
 - 5) Copy machine: 1 coin-operated photocopier.
- (3) Second floor of the library: the following materials are available on this floor. Please notify staff when you enter or leave this area.
 - 1) Various statistical records, yearbooks, and annual reports.
 - 2) University publications (from national and private universities, junior colleges, technical colleges etc.).
 - 3) Local government publications, Journals published by national agencies etc.
 - 4) Newspapers

Usage of library materials such as books and journals

(1) Reading

Library materials can be read freely. Please ensure that you return used materials to their original locations.

(2) Borrowing

The number of books that can be borrowed and loan duration is shown below.

Borrower	Normal opening		Vacation periods	
Students (2 nd and 3 rd year)	10 books	14 days	10 books	Duration
Students (4 th year)	10 books	30 days	10 books	Duration
Graduate students	10 books	30 days	10 books	Duration
Research students etc.	5 books	14 days	5 books	Duration

Reference books (such as dictionaries and encyclopedias), journals and other library materials that are available on the second floor of the library may only be borrowed for one day. The latest issues of journals cannot be borrowed.

(3) Returns

Please return all borrowed materials by the specified deadline. Late returns may incur penalties, including suspension of borrowing rights. Please use the book return box (Book postbox) at the entrance to return books when the library is closed. In principle, students will be charged for any lost library materials.

(4) Extensions

If no one else has reserved the book, the loan duration may be extended one time. Please use the library website (MyLibrary) to extend the loan before the return deadline.

Book and journal search (OPAC)

<https://www-lib.shinshu-u.ac.jp/opc/>

Books and journals in the Shinshu University Library can be searched using the online catalog, OPAC.

Reservations and ordering

If a book that you want to borrow is on loan or is held by the library of another faculty, you can use OPAC to reserve it or order it to be delivered. (An ACSU-ID and password is required).

Wireless LAN usage

You can use your own PC on the library's wireless LAN. Please ask at the library counter for the password to connect. (An ACSU-ID and password is required).

Use of other faculties' libraries

Please bring your student ID. Books can be borrowed from other libraries. Please check rental terms, opening hours, etc. before borrowing on each library's website. Books from other libraries may be returned to the Faculty of Agriculture Library.

When the Faculty of Agriculture Library does not have stock (mutual library use)

You can borrow books or request copies of documents from other faculties or universities. Please fill out an application form or use the library homepage to make a request. Copying and shipment fees will be charged. (For more information on borrowing books from other libraries, please see the section entitled "Reservations and Ordering").

Rental and return of books from Ina City Library Books and journals from Ina City Library can be borrowed and returned at the Faculty of Agriculture Library Counter.

13. Guidelines for Reporting on Fieldwork

Please make sure that you submit a Research Plan to your supervisor, obtain permission, and post your Research Plan on the laboratory bulletin board before you conduct any fieldwork, regardless of whether or not the fieldwork will be supervised.

(1) Research Plan style and notification method

Regardless of whether or not the fieldwork will be supervised, Research Plans should be submitted in the following format.

① Required items:

“Survey details”, “survey location”, “surveyor”, “survey date/lodging location”, “survey process (including scheduled return to campus)”, “transportation”, “contact person”, “other”. Please see the attached sample Research Plan for more details.

② Notification method:

Students need to submit a Research Plan, obtain permission and post the Plan to the laboratory bulletin board. Faculty members also need to post their Research Plans on the bulletin board.

(2) Strict communication policy for fieldwork

① Ensure that there is close communication between supervisors and students during fieldwork.

② When students are on a day trip, their supervisor (or the supervisor’s answering machine) should be notified at the time of departure, at the start of the fieldwork, at the end of the fieldwork, and at the time students return to campus. Similar notification is required for cases where the students need to stay overnight.

※ For further information about fieldwork, please see the Safety Guide.

届出の様式

Form

調査計画書 Research Plans

記入者 Name :

項目	事項	チェック欄 check
調査内容 Survey details		
調査場所 survey location		
調査者 researcher's name		
調査日 宿泊場所 survey date/lodging location		
調査行程(帰学予 定時刻) survey process (including scheduled return to campus)		
交通手段 Transportation		
連絡対応者 contact person	(Supervisor's name, his/her phone number)	
その他 Other		

14. In case of Emergency

Contact in the event of Disaster

Evacuation Area: **Gymnasium**

【Contact Address for Disaster】

When the fire occurs, dial 119 (Fire station emergency number) and contact to the following numbers.

Within office hour <8:30am – 5:15pm>

TEL 0265-77-1303

Ext. 2203

After office hour

Emergency call for disaster, Shinshu University (Matsumoto Campus) 0263-37-3333

Japan Security Union, Ina office 0265-78-6161

When you dial 119 (Fire station emergency number),

Request a fire-fighting: Say “KAJI DESU”. (There is a fire.)

Call an ambulance: Say “KYUU KYUU DESU.” (There is an emergency.)

Also, tell them that you are a student of the faculty of agriculture, Shinshu University.

Hospital and Public organization

Hospital

Ina Central Hospital (TEL 0265-72-3121)

Showa Inan Hospital (TEL 0265-82-2121)

Public organization

Ina Police Station (TEL 0265-72-0110)

Ina Fire Station (TEL 0265-72-0119)

- Do not use the elevators, when you evacuate.
- Be sure to close the fire shutter, after confirm whether there is no people inside.

In case of traffic accident, please report to the Student Affairs group.

TEL 0265-77-1354

令和4年4月発行

発行・編集／ 信州大学大学院総合理工学研究科

(伊那キャンパス)

〒399-4598 長野県上伊那郡南箕輪村8304

学務グループ教務担当 TEL(0265)77-1308

FAX(0265)77-1313

Graduate School of Science and Technology, Shinshu University

Ina Campus

8304 Minamiminowa-mura, Kamiina-gun, Nagano, 399-4598

Student Affairs Group Educational Affairs



SHINSHU UNIVERSITY